

第百六十六回国会

参議院厚生労働委員会会議録第二十五号

平成十九年六月五日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

六月一日

辞任

補欠選任

岩城 光英君
野村 哲郎君
喜納 昌吉君
前川 清成君
松下 新平君
風間 昶君
中島 眞人君
南野知恵子君
下田 敦子君
辻 泰弘君
山本 孝史君
山本 保君

六月四日

辞任

補欠選任

坂本由紀子君
南野知恵子君
櫻井 充君
山本 保君
二之湯 智君
末松 信介君
榎葉賀津也君
谷合 正明君

六月五日

辞任

補欠選任

榎葉賀津也君
山本 孝史君
谷合 正明君
櫻井 充君
松岡 徹君
弘友 和夫君

出席者は左のとおり。

委員長 鶴保 庸介君
理事 阿部 正俊君
中村 博彦君
足立 信也君
津田弥太郎君
浮島とも子君

委員

岸 宏一君
清水嘉与子君

衆議院議員

榎葉賀津也君
山本 孝史君
谷合 正明君
櫻井 充君
松岡 徹君
弘友 和夫君
石崎 岳君
鴨下 一郎君
谷畑 孝君
宮澤 洋一君
福島 豊君

衆議院議員

榎葉賀津也君
山本 孝史君
谷合 正明君
櫻井 充君
松岡 徹君
弘友 和夫君
石崎 岳君
鴨下 一郎君
谷畑 孝君
宮澤 洋一君
福島 豊君

衆議院議員

榎葉賀津也君
山本 孝史君
谷合 正明君
櫻井 充君
松岡 徹君
弘友 和夫君
石崎 岳君
鴨下 一郎君
谷畑 孝君
宮澤 洋一君
福島 豊君

衆議院議員

榎葉賀津也君
山本 孝史君
谷合 正明君
櫻井 充君
松岡 徹君
弘友 和夫君
石崎 岳君
鴨下 一郎君
谷畑 孝君
宮澤 洋一君
福島 豊君

財務省主計局次長 鈴木 正規君
厚生労働省老健局長 阿曾沼慎司君
厚生労働省保険局長 水田 邦雄君
厚生労働省年金局長 渡邊 芳樹君
社会保険庁長官 村瀬 清司君
社会保険庁総務部長 清水美智夫君
社会保険庁運営部長 青柳 親房君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、風間昶君、喜納昌吉君、前川清成君、松下新平君、野村哲郎君、岩城光英君、坂本由紀子君及び櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として谷合正明君、下田敦子君、辻泰弘君、山本孝史君、末松信介君、中島眞人君、二之湯智君及び榎葉賀津也君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本年金機構法案外二案の審査のため、本日の

委員会に、理事会協議のとおり、社会保険庁長官村瀬清司君外七名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 日本年金機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま議題となりました日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、日本年金機構法案について申し上げます。公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関する様々な問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出し

次次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。

第三に、機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、機構の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所の設置、年金委員の創設、年金個人情報利用及び提供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。

第五に、機構の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機構の設立準備に関する事項を定めることとしております。

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機構に行わせるとともに、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るためには、社会保険庁の組織の改革と併せて、国民年金事業等の運営の改善を図る必要があります。このため、本法律案を提出し、国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みの導入、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととするなど、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携の下での保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十二年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上が、日本年金機構法案及び国民年金事業等の

運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鶴保庸介君) 次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案について、発議者衆議院議員石崎岳君から趣旨説明を聴取いたします。石崎岳君。

○衆議院議員(石崎岳君) ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

年金記録処理につきましては、基礎年金番号に統合されていない記録が残っていることなどをめぐり国民の間に不安が広がっております。政府におきましても、社会保険庁改革を進めるに当たって、年金記録について包括的かつ徹底的な対応策を取りまとめ、年金記録処理に対する国民の信頼の回復を図ることとしております。

それに合わせて、政府・与党一体となった検討の結果、年金記録の訂正に伴う増額分の年金の支給が、時効によって消滅する不利益を解消し、政府が年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の特別の立法措置を講ずることとした次第でございます。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保険庁長官は、施行日において厚生年金保険及び国民年金の受給権者又は受給権者であった者について、年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合においては、その年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても年金を支払うものとしております。

第二に、施行日後に受給権を取得した者に対して支払期月ごとに支払われる厚生年金保険及び国民年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三十一条の規定を適用せず、援用を要するものとしております。

第三に、政府は、年金個人情報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鶴保庸介君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西島英利君 自由民主党の西島でございます。本日は、今国民が一番不安に思っておられることにつきまして、様々な御質問をさせていただきます。

その前に、柳澤大臣、昨日は本日に記者会見お疲れさまでございました。大分この不安が解消される内容だったと私自身は思うんですが、いまだに、けれども、しかし、これが国民の不安の解消に、すぐにはできるのかどうかというのは、やっぱりちよつと時間が掛かるのかなということを昨日感じたところでございます。

そういうところで、今日は、確認の意味も含め、若干疑問もございまして、その点について御質問をさせていただきますというふうに思っています。

この一、二週間の間に、新聞の見出しを見ますと、消えた五千万件と、この言葉が躍っております。それによって国民が大きな不安を抱き出したということは、これは間違いないことであろ

そこで、私、今日は、その不正確な情報で国民が混乱をされていると、さらに、マスコミ報道も、消えた年金五千万件、最近はようやく宙に浮いた年金五千万件という言葉を使うようになってきたわけでございますけれども、この辺りで私は理解しているこの五千万件の問題をちょっとお話をさせていただきますので、その理解でいいかどうか、後で確認をお願い申し上げたいというふうに思います。

そして、これを十年ぐらい掛けまして、このうちの一億五千万件を統合し整理をして残ったのが

○政府参考人(青柳親房君)　ただいま御指摘ございました五千万件につきましては、それまで各制度ごとに被保険者番号等を出しまして管理をしておりましたものを、平成九年より全国統一の基礎年金番号へ統合するということで九年以降作業を進めてきたわけでございますが、その結果、未統合のまま残っている記録ということでございまして、これらの記録は基礎年金番号で管理している記録とともに社会保険庁の方でちゃんと管理をさせていた দিয়ে おりまして、御指摘のように、決して消えたという性格のものではございません。

ですから、この五千万件、この整理されていない五千万件があるわけでございますけれども、それ以外に、つまりこの五千万件に入っていないようなものがほかにあるのではないかという推測もできるわけでございますが、もしあるとすればどのような場合が考えられるのか、お教えいただきたいと思っています。

平成十九年六月五日 【参議院】

その百万件の中で、最初は社会保険事務所等に
 ございますオンラインの記録の中からお探しをし
 て、それで、ない場合には、私どもが別途保管を
 しておりますマイクロフィルムによるところの被
 保険者名簿でありますとか、あるいは市町村で保
 有をしていたいております被保険者名簿、こう
 いったところにさかのぼって調査をさせていただ
 くわけでございますが、そういった調査をした結
 果、ただいま申し上げましたマイクロフィルムあ
 りいは市町村の被保険者名簿にはその記録があ
 りてもオンラインの中に記録がないというも

○西島英利君　その納付記録がない場合の第三者委員会及び検証委員会で、昨日の記者会見の内容でございますけれども、この中で、もし、ない場合でも、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言など、周辺の状況に見られる事実を基にそこで判断をするというふうに、こう書いてあるわけでございますが、しかし、厚生年金の場合、バブルのとき

ということになりますと、これ確認ができないということでございますから、このような場合に、例えば元の同僚の証言があればそれも一つの対応ができるということで、私は、救済という言葉は私は余り使いたくないのでございますけれども、何とかそれで年金がもらえるようになるん

○政府参考人(青柳親房君) 年金記録の訂正の可否につきましては、社会保険庁では現在そうやつて、先ほど申し上げたように、現場でいろいろ調査をして、さらに御本人の記録と、記憶と違うものについてお申し出をいただいているということで、三段階に分けて、最終的には本庁で特別審査チームを設けまして具体的なその中身について調査をするということの詳細かつ丁寧にやらせていただいているわけでございます。

ただいまお尋ねの中で、元雇用主の証言に限らず元同僚の方の証言など、例えばそういう周辺の様々な状況に見られる事実からそういった総合的な判断が必要ではないかというお尋ねございました。

三

りまして、御本人に全くとはなくても、事業主の届出が遅れることによってそこに被保険者期間の断続性が出てくるといったような事例もござい

ます。
したがって、相当その事実関係については丁寧かつ、きちんと調べさせていただく必要があるということだけ一点付け加えをさせていただきたいと存じます。

○西島英利君　やはり、こういう方々の権利でございまして、まずその権利をしっかりと確認するためには、やっぱり被保険者の側に立った対応というのを是非お願い申し上げたいと思います。

そこで、先日、安倍総理が五千万件の確認ができていない年金記録を一年以内に終了しますというのを発言をされました。これに對しまして、日曜日のテレビ番組を見ていると、いろんなコメントーターの方々がそれは無理じゃないかという

ことも言っておられるわけでございます。そして、先ほどの申し上げましたその高名な国会議員の方でございましてけれども、十年掛けてやれなかったものが一年でやれるはずがないということも言われておりました。

私は、この十年間、この作業が遅々として進まなかったのは、もう一つの問題は社会保険庁の労働組合にも責任の一端があるのではないかなというふうに思っております。当然、そういうものを放置してしました厚生労働省、社会保険庁の幹部にもこれは大きな責任があることは間違いござい

ませんが、しかし、そこで働いておられる方々もやはり認識をしてもらう必要性があるのではないかなというふうに思うところでございます。
その中で、ここに一つの資料がございまして。昭和五十四年五月十二日に、社会保険庁長官官房総務課長と全日本自治団体労働組合国費協議会事務局長との間で交わされました具体的確認事項というのの

その確認事項があるわけでございますけれども、端末機操作は専門職化せず一般職員が行うと、さらには端末機の運用時間は現行の勤務時間内とする。じゃ、窓口装置を連続操作する場合の一連

続操作時間は五十分以内とし、操作時間五十分ごとに十五分の操作しない時間を設ける。窓口装置の一人一日の操作時間は平均二百分以内とし、最高三分以内とする。窓口装置の一人一日のキータッチは平均五千タッチ以内とし、最高一万タッ

チ以内とする。また、各職員及び毎日の作業量はなるべく平均化するように努めるものとする。端末機の操作に当たり、ノルマを課したり実績表を作成したりはしない。五千タッチとい

いますと、ちょっと慣れた人であればもう一時間も掛かないですね。それを平均五千タッチ以内としというふうなことが実はここで確認事項として示されているわけ

です。
この確認事項が表に出てきたのは、この社会保険庁の改革をやるうとして様々な検討をしていた平成十七年の私は一月か二月ごろだったろうというふう

に思います。ということは、それまで実はこの確認事項は生きていたわけですね。ですから、こういうようなこの時間とか様々な規制によつて膨大な二億件にもなるこの年金番号を統合

化していくことこそ進むはずがないわけですよ。ですから、十年間でできなかったものが何で一年でできるのかということは、私はこれはちよつと違う考えじゃないかなと、日曜日のテレビを見ながらつくづく思ったところでござい

ます。
そこで、実はこの社会保険庁改革の議論というのは、今日、委員側におりますけれども、平成十四年の十一月に、武見敬三参議院議員が厚生労働委員会

で社会事項が次から次に出てきたわけでございます。これではもうやれないよねということで、社会保険庁の解体の方向へ議論が私は進んでいったというふう

に思っております。
ですから、少なくともこういう状況が発生するまではずっと続いていただけてござい

ますから、当然外注もされたら聞いております。しかし、外注をされたにしても、組織がこのような体質であるわけ

でございますから、急がなければならぬという認識は恐らく全くなかったはずだろうと。このよう

な事態を放置していた、もう一度申し上げますが、厚生労働省とそして社会保険庁の幹部にもこれは重大な責任は私はあるというふう

に思っております。それは昨日、柳澤厚生労働大臣が国民に對して大変申し訳なかつたという謝罪をなさつたところ

でそれはもう明確になつたというふうに思うんですが、公務員というものは完全に守られて

いるんですね。あの年金の情報が漏えいした、そしてそれを意図的に流された人たちは懲戒免職になつていないです、ほとんどの人が。つまり、それほど実は守られていたわけ

です。その完全には守られていたわけですね。その完全には守られた中で安住をしてや

はりこの年金の統合の作業というのがなかなか進まなかつたし、そういう認識もなかつたんだらうというふう

に思います。
私は、公務員というのは国民のために仕事をすると

いう、やっぱりそういう認識はしっかりと持っていたなければならぬだろうと。自分

の都合だけで仕事をしていたという、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、社会保険

庁の職員にも私は重大な責任があるだろうと思

います。
ただ、今この責任論を言つてもこれはしようがないわけ

でございますから、先ほどから申し上げておりますように、この五千万件の整理がこの一年間で本

ています。

また、こういった可能性の一応ないと思われる方であっても年金受給者の方についてはすべて九月から、それ以外の方についても、加入履歴をお届けをすることによって確認をお勧めし、照会の勧奨をさせていただくということを考えております。

先ほど申し上げました被保険者についてもそういった名寄せをするわけでございますので、被保険者の方々について、同一人の可能性のある方の場合には九月からその確認を求めて、照会のお申出の勧奨をさせていただくというようなことで、一年以内にこれを行うという約束を何とか果たしてまいりたいと考えている次第でございます。

○西島英利君 私は、私の信条というのは、駄目で元々、やらなきゃ変わらぬというのが私の信条でございます。駄目だ駄目だと言っているけれども何と変わらぬわけでございますから、とにかくやってみていくと、全力を挙げてやってみていくことを是非お願いしたいというふうに思います。

そこで、国民は自分の加入記録が正しいのかどうか物すごい不安を持っているんですね。で、被保険者には、この前から何回も御説明を聞いておりますけれども、五十八歳のときに加入記録を送付して確認をしようとして、そして六十歳からスタートするという考え方が一つあります。さらには、三十五歳、四十五歳時にもそういう形での確認をしていただくことなわけでございますが、今まではどうもこの加入記録というのは送付されてなかったようでございますね。ですから、これはもう当然していただく。問題は年金を受給するときに確実に自分の権利として受給できればいいわけでございますから、これはしっかりとやってもらわなければいけないだろうというふうに思います。

しかし、そもそもこの平成九年に一億の人の基礎年金番号を付与したとき、既にできる限りやっぱり名寄せをして、その履歴を送付して確認をしておけばこのような混乱は起きなかったはずなん

ですね。ですけれども、このときに、一応こういう形で基礎年金番号を付与しますということで、何かありますかといい、その返事をもらった人、千八百八十八万人にのみどうも加入記録を送ったということで、その千八百八十八万人を中心にして統合を進めたというのがそもそも甘い考えだったのではないかなというふうに思うところでございます。

ところで、現在、実際に年金を受給しておられる方が三千万人いらっしゃるという聞いております。昨日の記者会見でもこのことに触れていらっしゃるわけですが、私、これちょっと確認をしたと思います。

この人たちはどちらかというと年金で暮らしていられつる方がもうほとんどでございます。で、本当に年金というのが頼りになっているわけですね。そこで、自分の支給されている年金は本当に正しいのかどうか非常に不安なんです。やっぱり少ない年金額でございますから、本当は一円でも多くのというのは当然だろうというふうに思います。しかし、この人たちはこのままで、申請したり自分で確認作業をしなければ加入記録を確認する機会がないと、今まではですね、という状況でございます。そこで、この三千万人の方々すべての年金受給者に、今毎年、振り込み通知書を出しているはずでございますから、この名寄せが終わった段階でこの中に加入記録を同封して確認してもらおう機会を私はつくべきだというふうに思っています。年金受給、今されている方でございますから、今度、一度でいいはずでございますね。ですから、この作業はもう一度で済むはずでございます。

昨日の記者会見でもこのようなニュアンスでございましたが、その三千万人全部にやるといふことではなく、そういう名寄せをして新たに発生した人にこの記録を送るといふような内容に私はちょっと理解したものですから、三千万全員にこの記録を送付できないかどうかということの確認をちょっと大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫) 私ども、昨日改めて、年金記録問題への新対応策の進め方ということ、五月の二十五日でしたか、年金記録への新対応策ということで発表させていただいたものに加えて、具体的な年金相談体制の強化などにも触れさせていただいた進め方というものを取りまとめさせていただきました。

そして、それを受けて、私、記者会見で、国民の皆さんに御心配を掛けたいということ、本当にこの年金事業運営の衝に当たる役所として、またその責任者として大変申し訳ないということをお断りさせていただきます。

そして、私はあえてそのときに、社会保険庁あるいは厚生労働省のこの問題に対する姿勢というのが転換したというふうにお受け止めいただきたい。私どもは、今委員がおっしゃられた年金受給者の年金の履歴、これについては裁定の際にもお互い確認し合って、そして裁定に入っている。もちろんそのときに、実は、取りあえず裁定してくだされと、後で私、確かめていろいろ資料を集めて手直しをお願いしますからという、もう初めから裁定のときにそういうことをおっしゃって、ある意味で試行的な裁定で進む方もいらつしやいます。そういう方を中心として裁定の見直しというものがかなりの数行われているわけでございます。

いずれにいたしましても、裁定時に非常にお互いに履歴というものを確認し合っている、こういうことでございますので、私どもとしては、現に受給をされている受給権者については、その履歴についてはお互い確認していることではないかと、こういう考え方を持ってきたわけですから、やっぱり私どもはこの点についても考え直して、特に考え直すという立場に立ちますと、この人こそ、この方々こそ最も優先処理をされるべきプライオリティーを持つていらつしやる方だ。

したがって、私どもはこのコンピュータ上で突合という名寄せをした後、まず、これは同一人のもので受給権者の方だけれども、ほかに

まだ年金加入の履歴がある方ではないかというような方と、それから、今委員が仰せられたような、そういう言わば可能性としてはこの名寄せの結果必ずしも高くないという方々全部をこの対象にして、この三千万人の受給権者の方にこの裁定の基礎になった履歴と、それから、まああなたは可能性が高いですよということ、可能性が別に高くないとは言いませんけれども、とにかくもう一度確認してくださいということの、何と申しますか、御注意、つまり今、年金の裁定の基礎になっている履歴とそれから御注意、これを重ねて一緒にお送りさせていただいてその方々の確認をお願いしたい、そういうことを考えている次第でございます。裁定のときにお互いに確認し合って裁定したはずじゃないかという立場を転換しまして、この人たちこそ、もしほかに履歴があつてそれが統合されていないことによって支給不足が起こっていたとしたら、もう本当これは一刻も早く訂正をしなきゃ申し訳ないと、こういう考え方で今回それを見つ先に取り上げさせていただくことになったと、こういう次第でございます。

○西島英利君 そういう意味で、今受給をされている方々の不安が一番大きいわけでございますから、是非、この三千万人の方にしっかりと履歴記録を送付していただいて確認をいただいた上で、そして本当に受給者の安心を是非保つていただきたいというふうに思います。

そこで、そういうふうな新たな付与が発生した場合にその通知は恐らくされるだろうというふうな思いですが、先日の新聞を見ますと、結論は、やはり申請しなければ駄目だと、こう書いてあるんですね。私は、これはそうではないだろうと。今まさに国民の立場になって物事を処理しようとしていただいておりますから、また、そうじゃなくて、確認のそういう文書が行けば、これでオーケーですということまで返ってくれば、私は、自動的に要するに加算した形で私は年金を出すべきではないかというふうに思うんですが、この手挙げが必要というふうに言います

けれども、まずその前に、これ通知が行くんですね。

○政府参考人(青柳親房君) いずれにいたしましても、先ほどの繰り返しになりますが、まずは、加入履歴と合わせて、そういう可能性があるということと同一人の可能性のある方に先行してお送りをしていたしまして、続きまして、名寄せによってその可能性というのは発見されなかったけれども、それ以外の方も含めた三千万人すべての方に加入履歴をお送りすると、ここまでは確実にさせていたいただきます。

○西島英利君　一々窓口に來なければそれを認めないというなど、そういう状況が今までであつたわけでございますから、やはりこれは國民の立場に立つてそういうことのないように、要するに簡便な方法で実はそういうものが申請できたり、そして加算したものが受け取れるような、是非そういうシステムに私はしていただきたいなというふうに思います。

そこで、今回、時効の特例法案が今議員立法で出されておりまして、同時並行的にここで審議をするわけでございますが、この方々の中で、過去に記録が訂正された方、だけれども時効があつてこれはもういだけないという問題があります。それから、今後記録が訂正される方、これは今訂正されても時効にさかのぼってちゃんとお支払いするということだろうと私は思うんですが、まずは、それでいいのかどうか、この考え方でいいのかどうかがまず一点でございます。つまり、時効を取つ払うわけでございますから、さかのぼって支給をするという考え方でいいのかどうか。

そしてさらには、もう一つの問題は、既に受給権者がお亡くなりになっている場合ですね。本来もたらえた年金、要するに加算部分ですね、これがもたらえた理由によってもたらえなかったという場合にこの取扱いはどうなっていくのか。例えば、加えて、これは今回の特例法案の対象となる方が実際に遺族として支給をされたお金についての税金の問題はどうか。もし議員立法として提案され

ている福島先生、お分かりであればいいんですが、当然、こういう議員立法を出されるときに政府としても、それが成立した場合に、じゃどう考えるのかという検討はされているはずでございますから、政府としてのお考えがあれば、検討されている内容で結構でございますのでお教えいただきたいと思います。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 委員御指摘のとおり、今回の提案されております年金時効特例法案におきましては、今後記録が訂正される方だけではなく、過去に記録が訂正された方についても法案の対象となり、記録の訂正に伴う年金の増額分について五年の消滅時効が完成していた場合においても年金を支払うこととされているものと政府の側でも読ませていただいて理解をしております。

また、仮にこれに該当する方が増額分の年金の支給を受ける前に亡くなりになっている場合には、亡くなられたときにその方と生計を同じくしていた配偶者、子などについて、現在の年金制度におきましても未支給年金と申しまして、そうした方々が自己の名でその未支給の年金を請求することができるという制度が現存しておりますので、こうした方も今回の法案の効果を不得て未支給年金の請求を行うことができるようになるかと、こういうふうに理解をしております。

また最後に税制との関係を今御指摘いただきましたが、年金法ではなく税制ではございますけれども、年金給付の支給は記録訂正後の最初の支払期日にとりまして支払う、これは年金サイドの事務でございますが、その結果としての所得税の課税は、これは税務当局においての扱いでございますが、当初から正しい記録に基づき年金支給が行われたとした場合の本来の、すなわち昔の支払期月に所得が発生したものと取り扱われることとなっておりますので、記録訂正に伴う過去の増額の年金がもとめて支払われた場合、その年の所得が一時的に増え、税負担が一時的に増えるという仕組みにはされていないと承知しております。

す。

○西島英利君　是非これも、まだ成立していません。わけでございますから具体的な行動はできないんだろうとは思いますが、税務当局との詰めも是非お願い申し上げたいというふうに思いますし、今回、この議員立法として御提案をしていただいているわけでございますから、国会議員の立場で提案者の方々にもその辺りの詰めを是非お願い申し上げます。

さあそこで、過去に記録が訂正された方でも、回、時効特例法案の対象になる方でございますね、これは御本人から年金支給の何らかの意思表示が必要だとしても、わざわざ窓口に来ていただくというそれを手続をしていたたかなきや駄目だということではなくて、できるだけ簡易な手続をする必要性があるんだろうというふうに思いますが、具体的な手続については何かお考えがあればお教えいただきたいと思えます。

○政府参考人(青柳親房君)　ただいまお尋ねの中でも、委員から御指摘がございましたように、二つのことをちよつと分けて整理をさせていただきます。

まず、何らかの意思表示という点でございますけれども、過去に記録が訂正された年金が増額されたけれども一部が時効消滅したという方につきましては、今回の法案が成立いたしました暁には、時効消滅した部分が言わば回復をされまして一時金として支給されるということが法律的な効果として生じます。ただ、この支給については、対象となる方御本人に対して誤りなく支給するためには、御本人から何らかの意思表示をしていただく必要があると、意思表示は必要ということをまず一点目押さえさせていただきます。

ただその上で、具体的な手続をなるべく簡易にできないか、あるいはその対象となる方の請求漏れがないようにできないかという点について最大限の工夫をしたというふうに考えているわけですが、現時点では、例えば氏名、生年月日、住所等をあらかじめ記載いたしました請求書を対象と

なる方にお送りをいたしまして、そして郵送等により御返送いただくことによりまして、わざわざ例えば事務所等にお出ましにならなくても対象となる方の利便に資する形で御請求がいただけるというような仕組みをちよつと検討させていただいております。

できる限り早い段階からそういうった仕組みで対応ができるようにしたいというふうに考えておりますが、ただ一刻も早く受け取りたいという方もいらつしやると思います。その場合には、大変御足労でございますが、当面、そのお急ぎの方については、事務所の方にお出ましをいただければ直ちにお支払のための手続が入れるようにはしてまいりたいというふうに考えております。

○西島英利君 何回も申し上げますが、国民の立場に立つて、つまり受給者の立場に立つて是非お考えをいただければと思います。

今のお話、ちよつと安心しましたけれども、そこで、これ衆議院の方で議論されている中で一つの数字が出されました。それは、今回の時効特例法案による対象者、対象になる人が二十五万人いらつしやると、経費は約九百五十億円になるであらうという推計値が出されたわけでございます。そのときに、税金がたしか六十億だったかな、何かそういう、投入されるというようなことも新聞記事で読ませていただきましたけど、これはそもそも新たに発生する経費ではなくて、そもそも支払わなければならなかった部分でございますから、これを何か新たに発生したんだというような誤解を私は恐らく国民の方々されているんじゃないかなというふうにも思うわけでございますが、これについてちよつと詳細に、何かお考えございましたらお教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(青柳親房君) この経費につきましては、議員提案でされたものについての所要経費ということでございますが、今回の対応につきましては、衆議院の委員会でも申し上げさせていただきましたように、政府とそれから与党一体となりましてこれに対応するというところで、私どもも

様々な所要経費等の見込みについては必要な数字を提供させていただいておりますので、そういう観点から私どもの方からお答えをさせていただきます。

今回の法案におきましては、既に記録が訂正されまして年金が増額された方でありますけれども、五年の消滅時効が完成していたという方、これを専ら今回の計算上は計算をしております。実はこれとは別に、法律上は、今後記録が訂正されまして年金が増額される方で既にその時点までに五年の消滅時効が完成した方も法律の対象にはなりますが、これはちょっと見込みようがございませんので、例えばこの法律が成立しました時点で直ちに例えば請求があつてお支払いをしなければいけなくなる方という意味で、前者の方を言わば対象にいたしました計算をしたものでございます。

その場合には、一体どのくらいの方がその対象になるのかという対象者数を計算しなければなりません。また、その場合には、その対象者数に基づいてどのくらいの経費が発生するかということ、特に国庫負担の額として幾らの額が必要かということ、これは議員立法の法案の言わば附帯資料としてその経費見込みを付けさせていただくわけでございます。そうした計算をする過程の中で年金の給付費でどのくらいのものが必要かということが必要になってまいりますので、この計算をした場合に約九百五十億円というものがあつたという、そういう相互の関係になっております。

一言で申し上げますと、まず対象者につきましては、現在、毎年平均いたしまして三万七千人ぐらゐの方々がいわゆる再裁定ということで、いったん裁定をした後に何らかの形で期間が見付かつたということで、これを追加する措置の対象になつていらっしゃる方が三万七千人いらっしゃいます。ただ、その方々の中でも、言わば五年以内の時効に掛からない期間が追加される方についてはこの対象となりませんので、言わば時効期間を有する方がどのくらいいるかということサンプルから調

査をさせていただきまして、およそ三割の方がそういった対象になるだろうということを考えました。

そして、毎年、そうしますと大体一万人ずつそういう時効の対象になる方々が生ずるわけでございますが、これは昨年一昨年も、それからずっと十年前もこういう方々が同じ数発生したとすればということで計算をいたしまして、まあ日本人の平均寿命から考えますと、およそ二十二年間分こういうことが続いたというふうに見えるのが、やや数字としては大きめの数字かもしれませんが、けれども、一つの仮定としては許されるのではないだろうかということ計算をいたしまして、二十五万件という数字を算出いたしました。

一方、これらの方々についても、例えば中身がどういう中身かによって、平均的な所要額にそれぞれ違いがございます。そこで、例えば加入期間が追加訂正になつたような方々がどのくらいかというようなこと、その他、例えば賞与や月額報酬の訂正に係るものがどのくらいかというようなことを割当てをいたしまして、二十五万件を案分して計算をいたしました総所要額がおよそ九百五十億円ということになります。

そして、この九百五十億円の中で国庫負担の対象になる、例えば六十五歳以降の期間であるとか、あるいは基礎年金の割合であるとか、あるいはその場合に国庫負担は三分の一ということと計算をしますとかいう仮定をそれぞれに導入いたしましたものが六十億円ということでございます。いづれにしろ、サンプルの中でそれぞれ当てはめをした数ということでございますので、あくまでもこの見通しを見るための概数というふうに御理解を賜れば幸いです。

○西島英利君　ありがとうございます。

この国民の不安を解消するために、先般、安倍総理が年金記録に関する電話相談について二十四時間対応、それから土、日も通ずるように拡充するというところをおっしゃいました。昨日も記者会

見でそういう発表がなされているわけでございます。

今までもその相談窓口はあつたんでございますが、しかし、電話を掛けてもたらい回しをされて、長時間待たされた挙げ句窓口に来てくださいということ、この不満がどんどんどんどん大きくなっていつてこの年金問題にもつながつていったんだろうというふうに思っています。

ですから、電話相談でございますから個人情報保護との関係は非常に大きいだろうというふうに思います。そこで、だれがその相談に乗るのかという問題も含めて、その具体的な体制といいますか、内容をお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(青柳親房君)　電話による年金相談は既にねんきんダイヤルという形で全国統一の番号でこれをお受けさせていただいております。このねんきんダイヤルについては、現在まだコールセンターとして一本化はできておりません。将来的にはコールセンターとして大ぐりにしていくということを考えておりますが、やや分散型でやらせていただいております。

したがって、このねんきんダイヤルで具体的に相談をお受けする相談員の方は、その場所によりまして、完全に民間の市場化テストを利用したところでやっていたらいいものから、職員あるいは職員の監視下でやっておるものまで少しばらつきがございますが、いづれにいたしまして、この年金相談が、ただいま御指摘のあつたプライバシーあるいは年金個人情報扱ふという性格にかんがみて、私どもがきちんとそういった個人情報扱いができていくかどうか、これはそういった窓口装置などをいたすたりして余計な業務外の情報を閲覧しているようなことが例えばきちんと事務的にチェックができるというふうな体制を取つていくということも含めて、責任の下にやらせていただいていることをまず御報告をいたします。

さらに、今回、それに対して、年金記録に関する電話相談の二十四時間、土日の体制という

ことでございます。これについては、本格的な体制をいたしますためには、例えば電話の料金もフリーダイヤルで、専用ダイヤルでやらせていただくというのが本格的な体制でございますが、これを組みますのにやや時間を要する関係から、まずは既存のねんきんダイヤルについて、その受付時間を昨日から延長いたしまして二十四時間、土、日も通じる体制ということでやらせていただいております。

ただ、一言お断りを申し上げなければなりませんのは、この年金相談については必ず人間が電話口で対応させていただくという体制を取らせていただいておりますが、その記録については、これは窓口の機械装置がございまして、電話でお問い合わせをいただいた方お一人一人にきめ細かな相談をするということは物理的に困難でございます。

したがって、夜中に例えばお電話をいただいた、そのときには窓口装置が、機械が動いておりませんので、稼働しておりませんので、記録については言わばコールバック方式、すなわちどここのだれだれという基礎年金番号のどういう方かということとをきちんと確認をさせていただいた上で、後日その方の下にきちんと記録が届くようなやり方ということをやらせていただいております。もちろん、電話口には職員がおりますので、その場で機械装置を用いなくても御相談にあずかれることは対応させていただきますが、そういう個々の記録についてはやや物理的に制約を持ちながら対応させていただいているということでございます。

さらに、本年の六月十一日からは、ねんきんあんしんダイヤルということで、先ほど申し上げましたフリーダイヤルの番号、ここで御紹介をさせていただきますと、フリーダイヤルでございますので、〇一二〇一六五七八三〇、ロウゴナヤミゼ口というようなところで用意をさせていただいておりますが、フリーダイヤルの専用電話を十一日からスタートをさせていただくということで考えて

おります。

電話による相談では、ただいま申し上げましたように、基礎年金番号のほかに氏名や生年月日、住所、職歴等をお伺いした上で、コールバック方式で、夜中等について機械の動いていないときはコールバック方式等で後日、回答させていただくと、機械の動いているときには個別具体的な回答を、御本人確認をさせていただいた上でさせていただきます。という点を申し添えさせていただきます。

○西島英利君 昨日の新たな対応策の進め方の中で、「相談に対しては、丁寧な説明し、迅速に処理するよう、窓口を徹底する。」と書いてあるんですが、私は徹底の仕方、まず研修を徹底して、やはり平均的なといいますか、だれでも同じような対応ができるような、そういうような人材養成というのは非常にやっぱり大事だろうというふうに思っていますので、是非その辺りもお考えいただければと思います。

さらには、今までこの社会保険庁での窓口の対応の悪さがいろいろ指摘されてきたことは、これはもう事実でございます。そして、これに関連しまして、私どもは、この年金の改革法案、まあ解法法案と言っているんですけど、これを議論していくときに、やはり朱に染まった人たちは駄目だろうということとを前提に、全部が全部そうだとはいえないです、ほんの一部の人だけだと思わんですが、やはりそういう人たちに退場してもらわなきゃいけないだろうということをずっと議論してまいりました。

ですから、そういう意味で、この中でいい加減な対応をされる方がいらつしやいましたら、私は、この年金機構法が成立した後に、これは要するに職員の雇用をどうするのかという問題が出てくるわけでございますから、やっぱりこういう方々は私は、分限免職の対象にすべきではないかなというふうに私は思っています。是非、そういうことも併せて御検討をいただければというふうに思います。

そして、私もそういう形で与党としては非公務員型の日本年金機構という体制を今提案をしているわけですが、民主党の方々が出された歳入庁法案、これはやはり公務員がやるという考え方でお示しをされているわけでございます。そういう意味で、これはあくまでもこれ、個人の考え方でございますが、それで、じゃ何が本当に変わるのか。さらには、やっぱり歳入庁といいますが、国税庁と社会保険庁というのは全く業務が違う、さらに対象者も違う、そういう中で本当にうまくいくんだろうかなという疑問を、私は、持っているわけです。これはもうコメントは必要ございません。これ、コメントしていただきますと、また大変な問題にもなってきたりしますので、これはあくまでも私が今、民主党の案を読ませていただいて感じる部分でございます。

そういうことからいまして、この基礎年金番号未統合五千万件、この年金記録を統合するという作業、本当に全力を挙げてやっていただいて、国民の本当に、不信といいますが、こういうものを払拭していかなければ、年金というのは私は崩壊していくというふうに思っています。

そういう意味で、是非、一連のこの不信感に対しての、これを払拭するための大臣の決意といいますが御見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今かなりの時間にわたって西島委員からいろいろな、窓口の対応を背景として、さらに未統合の問題の発生の状況、背景といったようなことについていろいろ御議論を賜りまして、私もいろいろ、これからもまたそうでございますけれども、委員の先生方の御発言を参考にさせていただいて、そして年金の事業運営に対する国民の皆さんの信頼を一日も早く回復したい、このように考えております。

未統合の五千万件の年金記録について、基礎年金番号に統合するというのを、私も、特にまず現に年金を受給している方々から始めますけれども、それにとどまらず、これだけ国民の皆さん

に年金の記録に対する関心が高まっていることにもありますので、被保険者の方々にも同様に突合をさせていただいた結果をお知らせしながら、よくまた御自身の年金記録を確認してくださいということをお呼び掛けさせていただくことで、統合の問題についてはきっちり対処をいたしたい、このように考えます。

そういうことをやった場合に一体どのくらい統合されるか、また、残った五千万件の中の問題につきましても、一体どの部分が亡くなられてしまった方の分なのか、さらにはまた、年金の支給要件を満たさないままになっている方なのかというようなことも、同時に私も、できるだけその姿、真実な姿というものを把握する努力をいたしていきます。この五千万件については、統合されたもの、それから統合されないものはどういうものなのかといったようなことについてもきちと整理をしたい。こういうことで、そういうことを通じて未統合というものがなくなっていく状態、これは理想の状態ではないかと思えます。すけれども、そういうふうにはしたい、こういうふうに考えているところでございます。

それからもう一つは、先ほど来お話しになられたこの年金記録が、自分は納付をしたはずだから記録が残っているはずだと、しかし残っていない、こういう問題があるわけでございます。

その背景には、今言われているように、電磁的なファイル、まあオンラインと言わせていただきますが、オンライン化を図るときの、手書きからオンラインに移行するときのその間に、ある意味で人間のやることだからという言い方もできますけれども、じゃ、人間のやることとして最高の注意を払う体制であったのかというようになります。我々これから検証していただくことになりまして、いずれにしても、結果においては、そのミスでもって正確なオンライン記録ができていないというふうなことでしたら、これはもう本当に大変でございますから、これは生資料とオンラインの記録を突合するという作業も同時に進めたい

いうふうに考えておまして、昨日もその点について発表させていただいて、進捗状況を半年ごとに公表するというにさせていただいたわけでございます。

これも私も、先ほどの五千万件の統合の問題はある意味で機械の中の作業ということでございますが、これは機械の記録とそれから手作業で書きのものとの突合でございますので、一件一件やるということ非常に手数が掛かるということが想定されておまして、私も最終の作業の終了のめどを今申し上げかねているわけでございますが、これもできるだけ早くめどを付けて、こういったことについても作業完了というように国民の皆様にも一日も早く申し上げることができるよう努力をしていきたい、このように考えております。

そういうことを通じて、この年金記録問題ということについて、私も早く国民の皆様方のこの心配というものを解消し、信頼を回復したい、このように念じ、そのようにまた実行する、そういう決意でおることでございます。

○西島英利君 どうもありがとうございます。よろしく願っています。

○足立信也君 民主党の足立信也でございます。

正に、年金の問題は今国民の最大の関心事であります。この問題はやはり二つの方向性で考えなきゃいけない、皆さんもうそういう考え方は共有されていると思います。それは、一つはやはり社会保険庁という組織そのものの、ハードの問題。それから、実際に自分は納めたはずだと、年金保険料を納めたはずだと思いがた、その記録によつて被害者となつていられる方々に対する救済をどうするかというソフトの問題ですね。この二つがやはり私は別々に考えるべきだと思っておりますし、理事間の協議で参考人質疑も二度やることになりました。一度目は、やはりそのソフトの問題、実際どのような被害があるのかというこ

と、そして二度目は、組織論、しっかりした組織につくり直していこうという議論で、参考人招致も一致したわけでございます。

私は、恐らくこれから二度、三度と質問の機会はあると思いますので、まず今日はそのソフト面から、やはりどうしても年金記録によって被害が生じていると思われる方の救済に関して、この点から入っていきたいと思っております。

先ほど来議論がありますけれども、私は、大きな不安がある。これは何も五千九十五万件だけではないんですね。大きな不安がある。これはやはりできるだけ、なぜこうなったかということと、その分析の結果をやつぱりオープンにすること、ことが不安を払拭するためには一番大事なことで、そのように思っております。

そこで、先ほどから消えた年金なのかあるいは宙に浮いた年金なのかという話がございしますが、私は、このいわゆる年金記録による被害者というものには実際に三通りあるんだと思っております。その一つは、少数ですが、政府がその非を認めて救済へ向かうと言われる方。そして二番目は、本人は払っている、保険料を払っている主張するけれども政府が認めていない方。そして三番目は、本人も気付いていない、こういう方々だと思っております。

そこで、五千九十五万は宙に浮いたんだ、消えたんだではないという議論がありますが、私は、消えるかもしれないという方が三種類あると思っております。そして、本当に消えたという方が二種類あると思っております。

その消えるかもしれないという方はどういう方かという、まず、コンピューターにない、でも台帳にはあるかもしれない、また台帳にある、そういう方。これが消えるかもしれない、また救えるかもしれない。二番目が、データに欠落があるために統合できない、こういう方。これは数多くあると思います、後で質問をします。そして、消えるかもしれない方の三番目は、いまだ統合作業をしていないという方だと思っております。

そして、実際にもう消えたと思われる方、これは二つあるんだと思います。一つは、先ほど青柳部長が説明されました五十五件プラス二十九件、合わせて八十四件の完全な消失記録ですね。もう一つは、これあつてはならないことですが、あつてはならないことですが、年金保険料を着服された可能性があるという方、あつてはならないことですが、これも完全に消えている方です。これは、五千九十五万件ではなくて、先ほど言いましたが、もつと大きな不安があるということです。今挙げました五つの類型、特に、消えるかもしれないことに關して一つずつ聞いていこうと思っております。

まず、大前提なんです、安倍総理は党首討論で今後一年間で五千万件の照合をやるとおっしゃいました。その後の柳澤大臣の答弁は、三千万件なのか、あるいは二千八百八十万件なのか、あるいは五千万件なのか、いろいろ議事録を読んでおりますと正確にはなっていないような気がいたしました。確認だけです。柳澤大臣は今後一年間で五千万件なのか二千八百八十万件なのか三千六十五万なのか、お答えください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、最初は二千八百八十万件をオンラインと突合をすると、そして同一人の可能性というものを突合によって浮かび上がらせたいということ、そして被保険者の段階で受給の年齢に達していただけない方については受給の年齢に達する事前の確認作業として五十八歳通知というのをやらせていただいておりますので、その五十八歳通知のときに、突合してはその年齢に属する方々を可能性のある方とない方とを分かち、そしてそういったことを情報として提供しながらこの年金記録の履歴の確認をしていただく、そういう手法を考えました。したがって、そういう答弁をしているときもあるわけでございます。

しかし、その後、総理がそういう被保険者についてもうこの際に一気に確認を取るべきだと、こういうことを主導されましたので、私もと

てもこの二千八百八十万件、これ詳しく言うと、二千八百五十万件プラス生年月日が明らかでない三十万を加えたところでございますけれども、そういう二千八百八十万に限って突合をし、また確認をお願いするというのではなくて、五千万件すべてについて、年齢のいかんを問わず五千万件の未統合の記録についてオンラインの記録と突合をして、そしてその結果を踏まえての御通知をしよう、こういうことを申し上げたわけでございます。今現在といたしましては、五千万件を今回の、国民の皆さんの関心も非常に高くなつておりますので、この不安払拭のためにすべてについて突合をし、可能性をお伝えしながら年金記録の確認を求めていきたいというのが現在の考え方でございます。

○足立信也君 分かりました。

ところで、青柳部長、今宙に浮いた年金記録の問題なんです、これは社会保険庁としてはいろいろこういう事態があるということ把握したんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 甚だ面目のない話ではございますが、そういったものがあるであろうというところは平成九年以降言わば基礎年金番号の名寄せ作業を段階的に進めて、その結果を統合に結び付けていたということを承知しておりましたので、そういう作業があることは承知しておりました。しかし、これが五千万件というオーダーであるということは、昨年の二月に民主党を中心とした衆議院の方でいわゆる予備的調査をしていただいて、その御報告をする段階まで十分に認識しておらなかったというのが正直なところで、あつ、失礼しました、今年の二月に予備的調査がございまして認識するに至ったというのが正直なところでございます。

○足立信也君 昨年の六月十六日の衆議院の厚生労働委員会委員長がその点、指摘しているんです。そのときの村瀬長官の答弁は、早急に把握すると、このように答えられておるんです。これは新聞記事でございしますが、昨年の十一月

二十五日、社会保険庁にとって最大級の不幸事になりかねない事態だという新聞記事が出ております。村瀬長官、長官はこの事態ですね、宙に浮いた年金記録の事態、この把握はいつごろですか。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、基礎年金番号に統合されない総数は、先ほど青柳がお話ししましたように、私も十九年二月に確認をしたところでございます。

そして、昨年の、十八年六月に長妻議員から御質問を受けましたときに、調査をしますという中で、未統合の記録から何らかの給付に結び付ける道筋がないのかと検討をいたしましたけれども、やはり年金の受給者の方々にしっかり御通知を申し上げるなり、年金の受給者の方から不安をお持ちになる方に対して、事務所へ来ていただいて個別の突合をしながら未加入記録を確認をしていくと、こういう選択をいたしました。昨年の八月から強化月間を設けたと、こういう次第でございます。

○足立信也君 それは、数を把握したのは今年の二月の報告書が出てからと。十二月の民主党の予備的調査要請書を受けて、報告書が今年の二月です。その数を把握したのは今年の二月だ。でも、問題意識としては昨年六月、七月から持つて、八月から強化月間を置いたと、そういう話だと思ひます。

先ほどから聞いておりますと、私は、気になっているのは、十年間で一億五千万件は統合したということですね。その統合の過程で、これは相当数あるぞというのの当然分かつてはいるはずなんです。

ですので、お聞きします。これ十年間で一億五千万件を統合できたということは、十年前何件、九年前何件、そういう数値があるはずなんです。その年度ごとの統合件数を教えてください。

○政府参考人(青柳親房君) 私ども、これまでこの基礎年金番号の導入後行つておりました作業というものを簡単に申し上げます。

と、平成十年度から十八年度までのおよそ十年間の間に、まずは被保険者すべての方々に基礎年金番号、これは受給者にも基礎年金番号を御通知したんですが、特にそのうちの被保険者の方々には複数の年金手帳記号番号をお持ちであるかどうかということをお尋ねをいたしまして、簡単なアンケート、丸を付けていただくというようなことですが、この御返事をいただきました。そして、その方々プラス、その方々以外にも私どもの方で機械上突き合わせ、名寄せをしたところ、同一人である可能性のあると思われる方々がいらつしやいました。この方々、両方合わせますと約一千八百万人の方々がございまして、この方々を対象に記録確認の照会を行いまして、十年度から十八年度までの間に一千二百五十三万人の方から回答をいただき、これらの方々の回答に基づいて基礎年金番号の統合を進めたということをやつてまいりました。

一方、先ほど来話題になっておりますが、現在、五十八歳の段階であらかじめ御通知を申し上げて、その段階で記録の確認をし、もし紛れているものがあればお申出に基づいてこれを修正するというところを行っておりますし、また六十歳、六十五歳で裁定をいたしますときに、御本人に記録の確認をしていただいて、紛れがあればこれを統合するというところを進めているわけでございまして、このような作業を着実に続けてきたということは御報告をできるわけでございますが、その結果、毎年毎年、まあ毎年度末毎年度末にどのような形で未統合のものが整理されてきたかということの言わば進捗管理というものを怠つてまいりました。その結果、したがって、たつた今、足立委員の方からお尋ねのあったような形で、どのような形でそれが進んできたのかというふうにお尋ねをいただきますと、把握をしていないためお答えをできないという大変申し訳ないお答えをせざるを得ないと思います。

○足立信也君 なぜ私がこれを聞くかという、私は、一億五千万件、千八百十八万人のことは今

おつしやいましたね。このことは後で聞きます。ですが、一億五千万件統合できたというのは、恐らく初期の段階でそこまで行ったんじゃないかと私は思っているんです。そして、ずっと残っているのが五十九十五万件に近いものではないかと私は思っているんです。年度ごとの数を聞いたのは、毎年毎年この統合作業をきちっとやつてきて、統合できない人が累積していく。これは把握できていないとおかしいんです。

これは何を聞きたいかという、この一年間で、じゃ可能性はどれほどあるのかということに結び付けてわけです。最初の段階で一気にやつて、しかし、それが非常に困難なケースばかりが残つてきて、そしてこの一年間でそれを全部やろうというのは非常に難しい話なんです。しかし、これが、統合をする過程の中で五十九十五万件が残っているのであれば可能かもしれないと思つています。

それは、年度ごとにとまどいていないということでしょうか。でも、その生のデータ、年度ごとに統合が終わつた方、あるいはその中でできなかった方というのはあるんじゃないですか。もう一度答えてください。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどお尋ねの中で、そもそもこの五千万件を認識したのはいつかというお尋ねにもかかわつてくるわけでございしますが、私も、こういう形で、未統合の記録というものをどういう形で残っているかということ、実はそのたびごとに機械を回しまして、そういう言わばコマンドを与えて抽出しなければその件数が把握できないというのが残念ながら現状でございます。

したがって、従来、そういったことを、年度に一遍でいいわけですが、コマンドを与えて、こういう条件のものの記録が幾つ残っているかということを作業しておれば、各年度ごとの進捗状況というものを把握することができたわけでございますが、当時はそれよりも、具体的に可能性のある方々という形のものをつつ丁寧、言わ

ば統合に結び付けていくということに、より力点を置かせていただいたという関係で、これを管理していないということを重ねておわび申し上げたいと思います。

○足立信也君 全く納得できるものじゃないんですが。

ただ、それだとすると、今年の二月に五十九十五万件分かつたわけですね。もう五か月たつていますね。この間、統合作業として何を優先的にどれだけやつたんですか、統合できたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万件の数字というのは、十八年六月ベースの数字ということでございまして、その後と同じように最近の状況を把握するために本年の四月ベースの数字をコマンドを入れて把握をいたしました結果、この十か月間で百四十六万件が言わば減つておると、すなわち統合されたということが確認できております。

○足立信也君 十か月で百四十六万件。五十九十五万件を十二か月でやるというんですか。計算が合わないですね。しかし、もう努力はされているというところを今おっしゃったんだと思います。特に二月に報告書が出てからは、これは大変な問題だという認識があつたはずでございます。

では、今、十か月で百四十六万件ということがございましたが、もし可能ならば、この報告書が出てから、出る前と出た後、どれだけ統合が進んだか、答えられますか。

○政府参考人(青柳親房君) 甚だ失礼な言い方になるかもしれませんが、私も、この年金記録の問題については、先ほど村瀬長官からも一部答弁させていただきましたように、昨年の八月から年金記録についての特別強化体制というのを庁内、社会保険事務所から本庁に至るまでの過程でつくらせていただきました。そこで対応をまずは着手させていただきます。これが、八月から昨年の十二月までおよそ百万件、そして今年の三月末まで二百十五万件のお問い合わせがあつて、これにお答えしてきたということがございます。

合されたものも含み、先ほど申し上げましたように、十八年の六月から十九年の四月までで百四十六万件のものが統合された。この中には、通常の五十八歳通知等で確認をし、統合されたものすべてを含み込んでおりますので、二月以降のものという形での数字は把握しておりません。

○足立信也君 私たち民主党は、やっぱりこの問題、昨年の六月からずっと特に長妻議員を中心にやっているわけですが、これは社会保険庁がきちんと責任を果たして努力をすれば済むことだと当初は思っていたわけです。しかし、報告書が出て、五十九十五万件というセンセーショナルな数字が出て、どれだけ本腰を入れてやつてくれるのか、その策が出てくるのかと見ていた部分があります。やっぱり、それから五月の七日に法案提出したわけですが、これは立法院として業を煮やしたから法案を提出したということもあるわけですが、その点は恐らく、先ほどハードとソフトのことを申し上げましたが、政府・与党としてもこの二週間、そのソフト面、何とか年金記録被害に遭われた方を救済しようという動きがありますが、余りに今までハード面、組織論だけに偏つてきたんじゃないかという思いが強くあります。

そこで、先ほど一千八百十八万人の話がございました。これは、基礎年金番号以外に年金手帳記号番号を有する人が九百十六万、そして、基礎年金番号と国民年金及び厚生年金の情報を突合し、基礎年金番号以外の年金手帳番号を有する可能性のある人が九百二十万、合わせて千八百十八万。これを平成十年度から十八年度まで九年間掛けて、千八百十八万の方、これは二十八歳から六十四歳です。この方に照会票、こういう可能性がりますというところを照会して千二百五十三万人から回答があつたというふうになっていきます。この千二百五十三万人のうち、実際に統合されていない人は何人、そして、そのうち、統合された、裁定といいますか、統合された方は何人

なんでしょう。

○政府参考人(青柳親房君) 十八年度末までの段階で回答をいただいた方が一千二百五十三万人でございます。そして、その中で、お申出があつて、実際に基礎年金番号への統合が完了したことが確認されている方が約九百二十七万人、そして逆に、他の年金手帳記号番号はないという旨の回答をいただいた方が三百二十六万人となっております。

○足立信也君 ないという方が三百二十六万、統合された方が九百二十七万ですね。——はい、分りました。

人の数と件数というのは非常に表現が難しく、重複がもちろんあるから統合ができないわけですから、それは気を付けて聞いていただきたいんですけれども、九百二十七万人が統合されたということですね、九年間で。これは、先ほど言いましたように、二十八歳から六十四歳までの方なんです。件数と人数の差はありますが、今現在、五千九十五万件の中に三十歳以上六十四歳までの方は、残り、それを引くとまだ千六百万件ぐらひはあるわけですね。当然、六十五歳以上の方は二千三百四十万件ある。ですね。この九年間掛けて九百二十七万人、人ですね、人の方は統合できた。しかし、それよりはるかに多い、件数ですけれども、多い方が残っている。ですね。

これを、さあどうやってやっていけばいいのか。先ほど私、一番最初に、消えるかもしれない年金で三通りあると言いました。これは、一番大きなのは、まずはデータの欠落だと私は思っているんですね。コンピュータにはあるけれども、データが落ちてくる。そこで、そうですね、資料をそろそろ配付してください。

○足立信也君 これは、厚生年金の場合は氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、標準報酬月額、それから、国民年金の場合は氏名、生年月日、性別、住所、資格取得年月日、保険料の納付

実績、これはこのデータの中に、台帳の中に必ずあるはずのものです。

先ほどのお話の中で、データの欠落の中で生年月日は三十万件落ちていと言われました。では、性別や、厚生年金の場合は資格取得年月日と標準報酬月額、国民年金の場合は氏名、性別、住所、資格取得年月日と保険料の納付実績、これらのデータが欠落している方ってどれくらいいらっしゃるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまお触れになりました生年月日が特定できていない記録の件数というのは、わざわざそのための言わばデータを抽出するプログラムをちよつと書きまして、これで検出をした結果出てきたわけでございますので、ただいまお尋ねのありましたそれぞれの事項について、私どもこれを集計するようなシステムを現在持ち合わせておりませんので、甚だ申し訳ございませんが、お答えができないということをお断りさせていただきます。

○足立信也君 それは、プログラムを持ち合わせていないという理由で、先ほど今後のスケジュールの中で、プログラムを開発して名寄せをするのが来年の五月までという話がありました。これはデータが台帳から欠落しているということ自体、これはすぐにでも分かっているという先調べようが、統合のしようがないんじゃないでしょうか。

そこで、この資料なんです。これ国民年金法と国民年金法施行規則、それから下二つが厚生年金保険法と厚生年金保険法施行規則、まあ抜粋ですが、これ国民年金法でいいますと、社会保険庁長官は、被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。そして、厚生年金保険法では、社会保険庁長官は、原簿を備え、氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならぬ。社会保険庁長官は、今データの欠落は明確にされませんでした。当然、生年月

日も三十万件はあるわけですね。これ、社会保険庁長官の義務を果たしていないんじゃないでしょうか。この法律に抵触するんじゃないですか。まずは、社会保険庁長官、どう思われますか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今委員御指摘のように、国民年金法並びに厚生年金法で原簿のファイルという形で義務付けられておまして、それが今電磁ファイルという形で一部持たせていただいておりますし、それがないものはマイクロフィルム等で持たせていただいているということ、その中に欠落しているということは義務を果たしていないということだと思います。

○足立信也君 柳澤大臣、これは義務規定ですね。これは法律に違反してありませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 国民年金原簿を今御指摘のありましたような事項について記録をするということでございます。この国民年金原簿の方は記録するものとする、また厚生年金保険法の方は記録しなければならぬというふうになっておるわけでございますけれども、基本的にこれは社会保険庁長官に対して法がそういうことを命じているというふうな解されるわけでございまして、そういう意味でこの命令が十分履行されていないという状況であると思います。

○足立信也君 そうです。義務規定を果たしていません。では、これから統合作業、鋭意努力されると思いますが、データの欠損に関しては示せないとおっしゃいましたが、これは社会保険庁長官が義務を果たしていないことになるんですよ。必ずこの委員会、データの欠落は、項目にわたって、各項目でどれくらいあるのか示す義務があると私は思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) データの欠落については、私どもとしても放置をしておけばいいものではないというふうには考えております。

ただ、例えば生年月日が欠けているデータであったとしても、例えば記録確認のお申出がある過程の中で、例えば他の情報が一致したような方

について相当性の同一、同定することが可能であるようなケースも考えられるわけでございますので、私どもはデータの欠落そのものについては、これが直ちにそれによって統合を全く進行させないというふうには考えておりません。多少お手間が掛かったり、お手数をお掛けするかもしれませんが、私どもは、それはそれで欠落しているデータの範囲の中で可能な限りの統合を進めさせていただくというところを組ませていただきたいと思いますというふうには考えております。

○足立信也君 言っている趣旨が違ふんですよ。データの欠落があつてはいけないと、そのことは社会保険庁長官は義務を負っているわけですよ。実際は生年月日という三十万件欠落している。ほかの項目もきつとあるでしょう。それはしつかりと、どれくらいが欠落しているんですよ、少なくともそこを示す必要があるし、報告する義務があるんじゃないかと私は思つて言っているんです。

委員長、このことをこの委員会に対する資料要求として求めたいと思つてます。

○委員長(鶴保庸介君) 後日、理事会にて協議をいたしたいと思います。

○足立信也君 そのデータの欠落の中で、二項目に絞つてお聞きしたいと思つてます。

まず、これ、五千九十五万件の中で約四千万件は厚生年金ですね。厚生年金の場合は資格取得年月日と標準報酬月額が記載されていなければいけません。とすれば、三千九百六十六万六千の厚生年金保険料、この保険料ですね、概算として挙げられると思つてます。これは雇用主も雇用者も双方が負担している金額ですね。

この資格取得年月日と標準報酬月額から、三千九百六十六万六千の厚生年金保険料、納めている厚生年金保険料の総額は幾らと推計されますか。

○政府参考人(青柳親房君) 今のお尋ねのような形でデータについては集計をしておりますので、現在お答えができません。

第七部 厚生労働委員会会議録第二十五号

平成十九年六月五日【参議院】

載していなければいけないんですよ、社会保険庁長官がその義務を負っているんですよ。実際、データが抜けている人があるかもしれないけれども、大半は資格取得年月日と標準報酬月額はあるはずなんです。だとしたら、納めた保険料がどれぐらいあるんだと、それが宙に浮いているんだということはずるずる示せるはずですよ。

長官、どう思われますか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今、運営部長からお話し申し上げましたように、できていないのが実情でございます。

○足立信也君 これに近い内容を、先ほどの欠落データも含めて、これは衆議院の方で資料要求をずっとやっていると、何度か。いまだに出されていない。最終的な報告からこれ十日近くたつたか、もうそろそろ出してもいいんじゃないかという思いが私にはあります。

そして、先ほど冒頭に言いましたように、これは五千九十五万件だけではなくて、不安が非常に強いわけですね。そのことに對して、じゃ、私が雇われている側からすると、その雇用主も含めて払っている、これが完全に宙に浮いている、恐ろしいなと思つておるんですよ。そのデータは、データとしては把握してなきやいけない義務があるわけですね。それを何か月待とうが集計しておりませんか、こういうのはあり得ますか。

データが宙に浮いている年金のかんりの部分を私は占めていると思つてますよ。それは社会保険庁長官の義務ですよ。進められますか、これで。

○委員長(鶴保庸介君) 社会保険庁、お答えください。

○政府参考人(青柳親房君) 繰り返しになつて誠に恐縮でございますが、このデータの中には御存じのように、残念ながら、繰り返しになります。これを集計するような形で私どもデータを持ち合わせておりませんので、お答えができません。ということを繰り返していただきたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起してください。

○政府参考人(青柳親房君) 例えば、サンプルみたいなものでも取つてそれで全体の様子を推し測ることができないかということも含めて、早急に私ども対応させていただきたいと思つてます。(発言する者あり) 見通しについては、次期の委員会までにその見通しは何かお答えできるんじゃないだろうかと思つてます。それで御許しを是非ともいただきたいと思います。

○足立信也君 柳澤大臣にお聞きします。

データの欠落は許されないことなんです。これは義務、先ほど言いました。そのデータがあれば、欠落を除いても、あるデータであればこれは簡単にできるはずなんです。標準報酬月額と取得年月日があるわけですから。

大臣として、いつまでにこのデータを出させていただけますか。そう命令していただけますか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。

〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起してください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど来、運営部長も話しておりましたが、それからまた、衆議院段階でも私、度々、本当に遺憾なことであるという前置きをしながら、社会保険庁の仕事ぶりは、仕事を進めるということで個別の受給権者あるいは被保険者との対応ということをやりました、それをコンピューターの中に入れていくと、こういう作業なんです。

ですから、何か、その過程において、長官なり、あるいは部長なり、あるいはさらに事務所長さんなり局長なりというような人が、この仕事の進捗状況を管理するために同時並行的にその数字をつかむというように欠落しているんです、このシステムは。そこで、今そういうお話をされると、今度プログラムを組んで、そしてコン

ピューターにそういうデータを出せという命令をして、それで初めて出ると、常にそういう仕事ぶりであるわけです。

私は、それは全くもって、それではだれも管理者が管理できないと、仕事の進捗状況あるいはどこを改善すればいいか、あるいはどこが遅れているかというようなことについても管理できないじゃないかということも申し上げておるわけですが、今現在のところは、そういう仕事ぶり、そういうコンピューターのこのシステムになつていくということでございますので、先ほど委員から、五千万件がどのぐらい減つたのかというように、その時点その時点の残高はこのコマンドを掛けて知り得るわけですが、あくまでその時点その時点の残高の比較ではないわけなんです。それで、これは多分統合されたらどうか、こういうことに結果としてなつていくことであつて、統合のプロセスがある期間にと取っていくというようにすることができる仕組み、システムの下にないということでございます。

これらも、これからコンピューターのシステムを改善する過程で必ずこれはやらせなければなりません、今のこの御質疑に對しては、私としては、このプログラムにどのぐらい掛かるかということ、それから、そのプログラムを作ればもうすぐに計算は、コンピューターのことですから、するということでございますけれども、プログラムにどれだけの掛かるかということについては、私、今、大変恐縮ですが、的確な期間を今この段階で明示するということ、申し訳ありませんが、できないということでございます。

○足立信也君 先ほど、順番からいいますと、データの欠落については、これは委員会への資料の提出を求めました。これは、第一段階としてきつとすぐにでもできると思つておるわけですが、今聞いたことは、その書かれてあるデータを基に計算すること、それがソフトとして持ち合わせていないということでした。

これは、先ほど、プログラムを作つて五月まで

に名寄せをやるということがありましたが、その過程の中で一番最初にでき得ることだと思つておる、プログラムが開発があれば、その目安だけでも、その五月から逆算してどれぐらいまでということだけでも今出せますでしょうか、見通しに近い話かもしれませんが。これは部長で結構です。

○政府参考人(青柳親房君) 現段階ではちよつとそれをお答えするための材料ございませんので、大変恐縮でございますが、先ほどの答弁に代えていただければと存じます。

○足立信也君 衆議院で資料要求していることに對して答えられない。じゃ、これから先どういふふうにしてやりますかということ、コンピュータープログラムのソフト開発だ。じゃ、それは、来年の五月までに名寄せまで完了すると言つておきながら、じゃこの作業はどれぐらいまでにできるんですかと、保険料ですね、厚生年金に限つたことになりませんが、宙に浮いた保険料はどれぐらいなんだと。このことに對しては答えられないというの、やっぱりちよつとこれから先、まだこれ、私、冒頭申し上げた、その消えるかもしれない年金についてはその三つの段階があるということ、まだ第一段階のところを今言つておるわけですから、部長としては、運営部長と言われながらもどかが運営だという気がしないでもありません。

では、少なくとも長官としてはどれぐらいの見通しを持っておられるか、そこだけでもお答えできませんか。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほど運営部長もお話し申し上げたように、私自身も、明確なやはりプログラムの開発期間であるとか、それをはっきりしない限りはお答えできないということで、次回委員会まで何となく、させていたいただきたいというふうにお考えしております。

○足立信也君 先ほど大臣は、じゃ二月に報告書ができてから一体何をやつたんだという私の質問に對して、やつた段階段階の数値はなかなか出

マイクロフィルム化が完了した特殊台帳及び記録の突合、被保険者ファイルの補正が完了した特殊台帳を除く台帳については、廃棄すること。これは読み易いようにしては、特殊台帳というものがどういふものかという認識がしっかりしていなければ、特殊台帳が二つ書いていて、それを除く台帳については廃棄すること、これは誤って廃棄してしまつた台帳がかなりあるんじゃないかと私は思ったんです、これ読んで。どこで文章を区切つていいのかわからなくてということなんです。それで、やはり台帳もマイクロフィルムもなくコンピュータにも入っていないというケースもあるんだらうということです。

そこで、五月十五日のこれは衆議院での資料請求に対する回答では、現在そのマイクロフィルム化した記録とコンピュータの記録とを突合するサンプル調査を行っているということがございました。それからかなり日数たちちます。その後の進捗状況、あるいは分析結果を分ければ教えてくださいます。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまお尋ねにもございましたが、マイクロフィルム化したしました被保険者台帳の記録とコンピュータで管理する記録の突合につきましては、全国で三千件程度のサンプル調査を実施をさせていただいております。

ただ、これ調査をいたします場合には、マイクロフィルムの記録と現時点での磁気ファイルの記録とは当然食い違つてございます。磁気ファイルはその後に記録が付け加わっているという意味で食い違つていくわけでございますので、それを一件一件確認いたしまして、磁気ファイルの収録後に変更があることを判明した場合には、その変更についてさかのぼつて、その理由でありますとか履歴を確認するというのを作業としてはする必要があります。

そのようなことで調査に時間を要しているところでございますし、またこの取扱につきましましては、現在、衆議院の厚生労働委員会の理事会で与

野党で協議という預かりになっているということも承知しておりますので、作業もそういうことで完全には終了しておりませんし、そのような扱いになっているものと承知しております。

○足立信也君 今衆議院の理事会の話がありましたが、じゃ今作業としてどれぐらいまで進んでおられる、そしてそれはいつごろ終了される予定でということをお教えください。

○政府参考人(青柳親房君) 作業としては先ほど申し上げましたような過程がございますので進行中であるということでございますし、またその際に、いずれかの時点で区切つてその途中の状況を報告せよということがあれば、例えば理事会の決定に基づいてその時点での状況を報告せざるを得ないだらうというふうに思いますので、全体状況として進行中というふうにお答えをせざるを得ないだらうと思います。

○足立信也君 これ委員長に、私は途中経過でやむを得ないんだらうと、そんなに長い時間掛けて、一年以上先まで延ばされるとまた何のことも分かりませんので、途中経過でも結構ですから、その三千サンプルの分析の結果をこの委員会に提出していただきたいと、そのように思います。

○委員長(鶴保庸介君) 後刻、理事会にて協議をいたしたいと思ひます。

○足立信也君 質問はかなりまだ数多いんですが、先ほどの関係で大分残っております。次の機会に質問いたしたいと思ひます。

先ほどの議論の中で、これは社会保険庁として申請がなくとも自ら統合作業をまずやつていくと、それと並行して電話相談も受けるんだということがありました。しかし、その結果を知らされた方が、いやそれはおかしいんじゃないかと思つた場合、やはり申請からスタートしなきゃいけない、あるいは不服申立てをしなければいけない、その申請の過程になるんだらうと思ひますが、その解釈でよろしいですか。これは申請が条件かということですが、まあ部長でお願いします。

○政府参考人(青柳親房君) 現在、私どもがこの

記録の問題についての補正をする手続としては、一義的にまず窓口でオンラインの記録を照会をして、そのオンラインの記録の中でちゃんと確認をするということから始めまして、そのオンラインの中に記録がないものについては、第二段階として、先ほどお話をしましたマイクロフィルムあるいは市町村の台帳に行くということでもあります。

そして、第三段階といたしまして、本庁の審査チームでこれをチェックをするということでございますが、いずれにいたしまして記録の訂正そのものはお申し出をいただいて訂正をする。これは個人情報情報の言わば訂正ということになりますので、御本人のお申出がなければ勝手に私どもの方で訂正をできないという性格のものであるということをお理解賜りたいと思ひます。

○足立信也君 私は、あと残り三分ぐらいありますけれども、この三月、四月から、民間の医療保険を題材に取つて、金融庁が支払漏れ、申請がなかったから支払わなかったということに対して業務改善命令や業務停止命令まで出しているんだと。それは、民間としては本来支払うべきものに対して、申請がなかったから支払わなかったというところは間違つていないことだからスタートしているんだですね。国民皆保険の中で、高額療養費制度がやはり申請主義になつていくと。これは、国民皆保険を国の責任として、公的医療保険をやっている以上は第一義的に国の責任として、あるいは患者さんの権利として高額療養費は受けるということが前提にあるんだらうと、権利がもう生じているんだらうという論調で話を進めてきました。

それは、この年金のやつぱり申請主義が問題があるんじゃないかなというのを感じたわけなんです。なるほど、そのデータを提示して、あなたは間違つていませんか、これはあなたの記録ではありませんかという問い掛けがまず必要ですね、最初の段階で。そこから御本人の申請が出てくるんだとこれは思ひますけれども、私はこの申請がなければ一歩も進まないということだけは避けていただきたい。これは共有していると思ひま

す。

戦後レジームの脱却ということを言われておりますけど、私は、先人が築き上げてきたものというの、男女同権であり教育の機会均等であり、国民皆保険であり国民皆年金だと思つていられるんです。これは守らなきゃいけないと思つていられるんですね。

そこで、申請主義に偏つていくと、じゃ国の責任はどうなる。これは、金融庁は民間の会社に対して業務停止命令まで出したわけですよ。私たちは業務改善のことをずっと申し上げてきた。これは、このまま行くと国民皆保険、国民皆年金が崩壊に近づくかもしれない、そうすると国民から業務停止命令を突き付けられるかもしれない、そういう事態になつていきたいと思います。

そのことをしっかり受け止めて、二月に報告書が出たわけですから、今すぐにでもスタートしていただきたいと、そのことを申し上げて、残余の質問は次回へ回します。

どうもありがとうございます。

○委員長(鶴保庸介君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時一分開会

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、榛葉賀津也君、山本孝史君及び谷谷正明君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君、松岡徹君及び弘友和夫君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充でございます

ます。

今日は法律の基本的なところも僕は伺いしていきなさいと、そう思っております。

まず、その上で、年金のまづ正確な人数からちよつと把握していきなさいと思っておりますが、現在、年金の加入者とは一体何人で、そして、その上でかつ大事なことは、きちんと情報管理されているという人たちは一体何人なんですか。

○政府参考人(青柳親房君) まず、年金の加入者の人数につきましては、平成十七年度末時点で国民年金三千二百八十三万人、厚生年金三千三百二万人、共済年金四百六十万人という数になっております。

それから、今委員がお尋ねになった、きちんと管理されている人間の数が幾つかということについて、基礎年金番号で管理している者は幾つかという、もしお答えでお許しいただけるのであれば、およそ一億四百万人が管理されているというお答えになろうかと存じます。

○櫻井充君 その管理されている人が、長妻議員の質問によって明らかになりましたが、必ずしも適切に管理されているわけではないはずですね。ですから、まず、五千万件が宙に浮いている浮いていないの議論の前に、これは政府としてきちんとした形で年金の管理をしなければいけないわけですから、今コンピュータの中に入力されているもので全部きちんと適切に入力されている人は何人いるんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) コンピューターの中に管理されている者という点で申し上げますれば、まず先ほど申し上げました基礎年金番号で管理されている方が一億四百万人おると。それから、それ以外に、基礎年金番号に未統合であるけれどもコンピュータ上に記録のある者がおおよそ五千万人あるということでございます。

○櫻井充君 答弁になっていませんからね。答弁になっていませんよ。

たちです、例えば名前の問題で、これは長妻議員が指摘しておりましたが、例えばヤザワさんという方がタニザワさんという形で入っていて、実際のところはその本人が給付を受けられないようなこともあり得るということも、これ衆議院で指摘されていますね。つまり、もう一度最後に申し上げておきますが、こんなつまらないことで時間を食いたくないんでね、政府として、コンピュータ上に正しく情報がすべて入力されている、つまり、年金はいついつからいついつまでは、この期間はこの形に入っていて、そういうことを全部きちんと把握されている人数は何人なんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 基礎年金番号では、先ほど申し上げたように、一億四百万人の方が記録されていますが、その方々の記録が必ずしも十分でないではないかという御指摘をいただいていることは承知しております。

したがって、私どもは、この基礎年金番号にきちんと統合するというのを今後一年間で五千万の件についてやらせていただくというところをお約束をさせていただいて、このところでございます。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起してください。

○政府参考人(青柳親房君) 一億四百万人の方の中でどれだけ例えば記録漏れのある方があるかは確認できていません。

○櫻井充君 そうすると、確認されていないと。確認されていないというところは、正しく年金が支給されていない可能性があるとということですね。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万の記録の中に今後統合されるものとすれば、この分はまだ支給されていない年金に当たると承知しております。

○櫻井充君 五千万件とかそういう余計な言葉を付けずに、まずきちんとお答えいただきたいんです。

すが、現時点でその給付に関して言うと、きちんと管理されていないということですね。

○政府参考人(青柳親房君) 管理という意味が私どもの承知している限りであれば、基礎年金番号でお預かりをしている記録についてはきちんとお支払いをさせていただいておりますが、それ以外のものがあるのではないかと意味では不十分などところがあるということかと承知しております。

○櫻井充君 質問の意味を理解していただけない方には御答弁していただかなくて結構でございます。

それでは、これは、国民年金法の中の第四条の三のところは何て書いてあるのかというと、「財政の現況及び見通しの作成」といって、これ五年ごとにちゃんと書けと、そういうふうな書かれていくわけですよ。そして、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときには、遅滞なく、これを公表しなければならぬと、これは厚生年金のところにこの文言が書いてございます。

そうすると、きちんとしたものが押さえられていなくて、なぜこの見通しというのが適切だと言えるんでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この年金財政については、少なくとも五年ごとに検証を、我々の言葉では検証をさせていただくということになっておりまして、これは先年も、私も十六年の制度改正のときに同時に見直しを発表させていただいておりますし、次は二十一年度というところで予定をいたしておりますけれども、しかし、先般、人口推計が新たに発表されたということを受けて、暫定試算という形で、私も財政の状況について、また見直しについてこれを示させていただいたということでございます。

そういう財政の状況というのは、これはもうあくまでも年金の受給権者の受給の状況、さらには年金の被保険者による保険料納付の状況等を当然正しく踏まえていなければならないということでございます。

でございます。それはそういうことでございますが、今その受給の状況、さらには被保険者についての年金の納付記録といったようなものが正確な部分を含んでいるということでも御指摘をいただいておりますので、私もいたしましては、これを可及的に早く記録を真正なものに訂正すべきは訂正するということを通じて行っていきたいということ、取組を明らかにさせていただいております。

○櫻井充君 それでは、長妻議員が衆議院の厚生労働委員会です。昨年の六月十六日に、「宙に浮いた年金情報、何件あつて、何カ月あつて、金額が幾らなのか、こういうことをきちつと調べていただきたい」ということをきかすか。と、村瀬政府参考人の方から、「早急に把握をさせていただきたい」というふうな思っております。」と、もう一年たつていないんですね。

そうすると、去年の段階から始めていけばこの問題は解決していただかすです。この問題は、なぜこういう形で答弁しておきながら、ほうつておいて、一年間できちんとやると、そういうふうな約束ができるんでしょうか。

○委員長(鶴保庸介君) 青柳運営部長。

○櫻井充君 駄目駄目駄目、あの人が駄目、もういいよ。駄目駄目駄目。

○委員長(鶴保庸介君) 青柳運営部長、御答弁ください。

○政府参考人(青柳親房君) 委員長の御指名でございますので、お答えをさせていただきます。

お尋ねの件につきましては、昨年の六月十六日の衆議院の厚生労働委員会、六十五歳以上八十歳未満の方の基礎年金番号に統合されていないデータの件数について、社会保障庁長官がデータ上もまだ把握できておりませんので早急に把握をさせていただきますと答弁したものと承知しておりますが、この件数につきましては、十八年六月に社会保障庁が管理する被保険者ファイルよりデータの抽出、集計を行いまして、その結果、六十五歳以上八十歳未満の厚生年金保険の記録は約

一千四十三万件、国民年金の記録は約三百六十七万件であるというふうに御報告済みでございます。

○櫻井充君 それは、件数が何件あったということとはどうでしょう。しかし、その中のもっと大事なことを言うと、その年金情報であるとか、何か月あったとか、金額が幾らなのかとか、そういうことについても長妻議員は言及しているわけであって、それについてきちんと調査されているんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど申し上げました件数についてのみ調査をさせていただきました。

○櫻井充君 そうしますと、このときに、「早急に把握をさせていただきたいというふうに思っております。」と、ちゃんと答弁しているわけでしょう。答弁していますね。そうすると、今、さもやっているとのおっしゃいますよ、そうやって、何件は出たと。だけど、実際のところはやっていないわけでしょう。やっていないから、今になったって問題が残っているわけですよ。大臣、こういう体質をどう思われますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 十八年六月十六日の段階で、年金記録の問題について早急に把握をいたしたいと、こういうことでございます。

そういうことで、八月以降、この特別、年金相談強化体制というものを置きまして、この年金記録の問題について、先ほど長官も答弁いたしましたように、これを真正なものにしていくという努力を、そういう個別対応という形を選択して具体的な処理を図ろうとしたという説明があったところでございますが、そういう取組でこの問題に対して対処しているというのを理解してやっていただけだと思います。

○櫻井充君 理解できないから質問しております。理解できません。理解できないから、国民の皆さんは私は怒っているんだと思いますよ。それを理解しろというのは、私は、国民の代表者としての立場であるとすればです、大臣が、私は今の

発言は問題だと思えますよ。違いますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) もちろん、そのような対応について国民の皆さんから大きな御批判を招き来してしまったということではございまして、それを受けて、今私ども、新たな年金の相談の特別強化体制というのに加えて、年金番号の統合というところに取り組ませていただくという新しい取組を打ち出させていたわけで、これによってできるだけ早く、まず給付漏れ、受給不足というものが起こっている受給権者の方々からできるだけ早くに真正な記録に基づく給付ということを実現してまいりたい。その他、ここでは繰り返しませんけれども、新しい取組を打ち出させていたわけでございまして、次第でございます。

○櫻井充君 僕は、これははっきり言っておきますと、国会軽視だと思っております。

要するに、長妻議員は問題意識があつて、ここを調べたらどうですかということをやっていると、その時点で言っているんですね。これを、今それを真摯に受けて、今と同じような取組をすれば、本当にこれ、五千万件終わるかどうかわかりませんが、私は、これは一年たつてみないと何とも言えませんが、もう既にほとんど完了しているはずなんです。

ですから、その時点ではきちんと対応せずに、なぜ今になって、今度は慌てて、じゃ一年間でやりますという話になるんですか。僕は、これ完全に国会軽視だと思えますけどね。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 若干、経緯的なことになりましたが、まず、この個別の年金相談という方式でもってこれに対応しようということがございました。

そして、その後、私、先ほど御答弁申し上げましたように、突合ということ、この五千万件の未統合の記録を前にしてそういうことを考えたときに、当初は既裁定者というか、既に年金の受給をなさっている方々は、その裁定時において自らの年金記録を当局の資料と突き合わせる形で裁

定の基礎とすることに意思の合致を見ているというふうなことがございましたので、私どももいたしましては、主として被保険者というところにつきました。この記録の突合をおいおい五十八歳通知その他で取り組ませていただくこと、こういうことを当初構想をいたして、その旨、国会でも御答弁させていただいたわけでございます。

しかし、五千万件の内訳ということになりますと、六十五歳以上の方々がかなり含まれているということが分かってまして、これはもう放置できないと。まず、受給権者の方からこの記録の訂正を図る、そのための五千万件と、今現在、受給権の基礎になっている記録との突合というものを、優先的にこれを取り上げなければならぬと、こういうことに私も認識が立ち至りまして、今そういう観点からの取組をさせていただいておるといいますと、私どもがその当時、そのときそのときの情報というものを踏まえて、決して軽視ではなくて、我々としてベストのこの問題への対処としてどういうことを考えるべきかということとその都度考えてまいった、選択してまいったということとでございます。本日に今、今日で振り返ってみますと、確かに委員御指摘のようなことが言われてもやむを得ないというふうにも考えますけれども、私どもの今までの対処の経緯というところはそういうことだということで説明をさせていただく次第です。

○櫻井充君 すごく長かったです、答弁。短くしてください、今日は質問一杯ありますから。そこで、じゃ端的にお伺いしますが、今ずっとありましたけれども、結局、ベストの自分たちは選択をしたので、我々サイドには問題がないというところで御理解いただきたいみたいな話でした。よ。だったら、まず、だから端的に言ってください。長過ぎるから分らないんです。長過ぎるから分らないんだから、問題があったのか、なかったのか、じゃそれを言ってください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そのときそのときで我々が把握している情報に基づいての選択であつたというその事実を申し上げたわけであつて、私ども、それで何が悪かったなというふうな気持ち今は今日たいたままもないわけでございます。

我々は、今こうしたことが明らかになった段階におきましては、十分な対応ができていないというこの御批判を甘んじて受けなければならぬというのを申し上げたつもりでございます。

○櫻井充君 情報情報と言いますが、長妻議員は、こういう形でおかしいから調べたらどうかというちゃんと情報の提供をしているわけでしょう。情報がなければ最大の問題じゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことについては、今日の段階においては私どもはその御批判を受け止めざるを得ないと、このように考えています。

○櫻井充君 最初からそう言うて下さいよ。最初からそう言うていただきた。そうじゃなければ審議が進んでいきませんからね。こんな無駄なところで時間は使いたくありませんから。

それで、もう一つは、今回の法律の改正でこれが可能になるのかということなんです。その前に、今回の法案が提出された理由の中で、要するに事業運営に関する様々な問題が生じたということで今日は皆さんに資料をお配りさせていただいておりますが、「これまでの不祥事案への対応状況」ということで不祥事があるあつた。

これもうそちら側から答弁いただくと長くなりますからこちらの方からお話をさせていただきます。要するに、保険料の無駄遣いがあつてミュージカルを鑑賞に行つたとか、それから金銭登録機とか届出用紙印刷システムにも問題があつたとか、それから物品の授受があつたとか、それから監修料で、不正なお金なんだろうが、これ一億六千万受け取つてたとか、それから女優や国会議員にかかわる年金個人情報業務目的外閲覧が判明したと、こういうことがあつた。これ

は厚生労働省からまとめたものです。
そうすると、このことが今回の法律を改正することによって本当に解決するのでしょうか。私は、今日はその点についてまず質問をしていきたいと思いますが、大臣はどのことをもってしてこの法律の改正の中でこのことが実現できるからこういう不祥事が解決するとお考えなのでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) こうした数々の問題を発生させたこの背景には、やっぱり人事面からするこの組織の体質というものは否定できなく存在したというふうに私は考えておるわけでございします。そうしたこと、それからやはり内部統制と申しますか、コンプライアンス、法令遵守を始めとする内部統制というようなことにも欠けるところがあつた。こういうような組織の性格をこれは改めなければならぬ。こういうようなことから、私どもとしては、もちろん事業運営の効率化ということもありまうけれども、まずもって組織面の体質の改革というものがなければこうした不祥事を生み出す背景というものを克服できないと、このように考えているということでございます。

○櫻井充君 柱になることを御答弁いただけませんでした。要するに、ですから公務員から非公務員に変えたということがこれ改革の大きな目玉です。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことでございしますし、また組織面におきましても、理事会を置くとか、あるいは保険料負担者の意見を反映する機関と申しますか、そういう措置をとるとか、あるいは外部の監査を導入するために監査法人監査を導入するとか、そういうようなこと、それからまた地方組織をより都道府県単位からブロック単位に変換するとか、そういうようなことをもって組織の体質というものを改革しようということとで、今回、法律案を提出させていただいているところ。

○櫻井充君 趣旨説明の中に、第三のところ、「機構の役職員の身分は非公務員とし」と、これは明言されておりまして、これが多分改革の柱の

一つなんだろうと思うんですよ。

そこで、金融庁にお伺いしたいんですが、民間の金融機関というのはそんな不祥事がないだらうかと。民間の銀行やそれから保険会社、これらの不祥事がなかったのかどうかについて御説明いただけますか。

○政府参考人(山崎一君) お答え申し上げます。

金融機関における不祥事につきましては、遺憾ながら相当数発生してございまして、金融庁における検査、一般の方々からの苦情、金融機関からの届出等様々な手段での把握に努め、必要に応じて適切な監督を行っております。

その数でございしますが、不祥事に関する情報等は様々な手段により把握されているものでございしますし、様々な性格のものがあることから、単純に集計するということとは困難であることを御理解いただきたいと思います。

なお、このような不祥事につきまして、内部管理体制や法令等遵守体制等に重大な問題が認められた場合には、必要に応じて業務改善命令等の行政処分を行うこととしております。

不祥事件に起因したものの含めまして、平成十四年度から十八年度までの間で金融庁が業務改善命令等の行政処分を行った累計数を申し上げます。銀行等百三十三行、生命保険会社十五社、損害保険会社五十八社となっております。

○櫻井充君 確認しておきますが、これは行政処分をあくまで受けたところであつて、行政処分を受けるような軽いものに関して言うところにあるわけですね。

○政府参考人(山崎一君) 先ほど申し上げましたものが、これは不祥事件に起因したもののだけに限りませんが、業務改善命令等の行政処分を行った件数であることは御指摘のとおりでございます。

○櫻井充君 ですから、端的に答えてもらいたいのだけれども、要するにほかにはまだ一杯あるわけでしょう。そういうことですね。

○政府参考人(山崎一君) 相当数存在してございます。

○櫻井充君 大臣、民間になったから適切になるという理由にはならないと思うんですよ。公務員から非公務員になったからならない。私は、これは今客観的な事実をもって御説明いたしました。

大臣に、僕は、今度は逆にきちんとした客観的な事実をもって御答弁いただきたいんですが、公務員だった身分の人たちが非公務員になりましたと、ですから不祥事は全くなかった、そういう事例は一体あるんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘いただきました社会保険庁の不祥事案に關します今回の法案の条項關係についてちよつと御説明を申し上げます。

○櫻井充君 要らない、時間の無駄、時間の無駄。○政府参考人(清水美智夫君) 保険料の無駄遣い關係につきましては、福祉施設規定の見直し、監事による監査の実施等がございします。また、二番目の金銭登録機等に関しましては、会計規程を適切に定めるといふ四十六條の關係の規定がございします。物品の授受に關しては、みなし公務員による刑事罰の対象化あるいは制裁規程、二十六條でございしますけれども、そのような規定を置いてございします。また、業務目的外閲覧に關しましては、三十八條の年金個人情報保護に關して等の規定がございします。なお、最後の不適正免除等につきましては、監事による業務監査、あるいは大臣による監督等の規定が置かれているところでございます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、櫻井委員から、そうしたコンプライアンスを始めとするガバナンスの強化ということが、この非公務員ということによって従業員をする人たちの身分を交換することによってそれが実現し得るということかとということでございしますけれども、私ども行政組織、特に執行機関の行政改革の下での改革ということにつきまして、衆議院でもお答えしたことでございますけれども、や

はり民間的な手法を導入するということは、これはもう、一つの行政改革の方針でございまして、行政における執行の仕事というもののについては、これはもう民間的な手法を入れるということ、そして、それを更に従業者の身分ということについて言いますと、これは公務員にとどまる場合もあるし、非公務員ということにする場合もあるということになってございまして、私ども、今度は、公務員ということで身分保障があるということはこの組織にとつてプラスにならないと、むしろ非公務員型を選ぶということで今回の法律案を提出させていただいているということでございします。

○櫻井充君 答弁になっておりません。

もう一度だけ質問いたします。
民間型の手法を取り入れる、民間型の手法を取り入れる、それはそれで結構でございます。それから、先ほど、私はもう答弁していただきましたけれども、守秘義務が課せられていたとばかりいいますが、これは民間の金融機関の間も守秘義務を課せられております。外部監査もあります。内部統制もされております。それから、不正使用をするな、こんな当たり前のことに全部書かれておつて、そんなこと一々説明していただかなくても結構です。私が申し上げたいのは、これは民間化された民間に、だから、非公務員化されたらこれで解決するのかわかというのを僕はお伺いしているんですよ。

もう一度申し上げますが、私は単純な問題ではないというふうに思っているから今こうやって質問をさせていただいているんです。そして、しかも民間でこれだけ問題が起こっていると。であつたとすれば、民間のやり方を遵守したからそれと良くなるかという、そんなことないですよ。

幾らでも例がありますよ。規制改革会議の議長の会社はどうでした。あれは六億の所得隠しだったか脱税だったか、忘れましたがね。そういうことをやっている人が有識者会議のトップといつてやっているのがこの国ですよ。民間委員の人たちがそういうことをやっているわけですよ。それか

ら、キヤノンだってそうでしょう、偽装請負やっていたんでしょ。この人が経済財政諮問会議の中にいるんでしょ。民間の方がひどいことやっているじゃないですか。民間だからちゃんとやれますよというのどこに証明できるんですか。もう一度伺います。私は客観的な例を用いて、非公務員型になったって良くならないんじゃないですか、私はそう申し上げているのであって、客観的な例を用いてですよ、大臣、これは客観的な例を用いてちゃんと証明してください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まだ非公務員型というものを選択した独立行政法人もそんなに多くの経験というか、そういう期間というか、そういうものを待ち合わせているところはないんじゃないかと、このように思います。

我々としては、やっぱり今までの社会保険庁の職員のいろいろな問題への対処の仕方というものにつきましては、もとより制度的な枠組みも非常に複雑で地方事務官制度というふうなものを使っていたというふうなこともありますけれども、そういったことをここで思い切って払拭して新しい身分あるいは立場というものにならないと、やっぱり今回の改革というものを職員のレベルでしっかり受け止めて、これを担っていくという、そういう意識改革というものができないだろうと、こういうふうに考えるところから今回のような改革を御提案しているということでございます。

○櫻井充君 そうしますと、良くなるかどうかは分からないけれど、とにかく組織は解体して、何か新しいものをつくらなければいけないからそういう組織をつくったという認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは悪かろうと思って改革をしているわけではないわけでありまして、どこの行政の執行事務におきまして、独立行政法人という形でできるだけ民間的な手法を入れよう、そして、その具体的な形として職員につ

いても公務員ということではなく非公務員ということを選択して、この改革で担われる職務をそういう形で遂行していくということはあるわけでございます。それが今後悪くなるだろうというような展望の下でこういう形を取っているということではもとよりないわけでございます。

○櫻井充君 それでは、別な角度からちょっと質問しておきたいと思いますが、共済年金があまりすね。

共済年金は、これ、たしか財務省で全部、管理運用しているんだかと思いますが、財務省にお尋ねしたいんですが、今日、私が資料として提出したようなこういった不祥事というのは、共済年金の場合には起こっているんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 委員から先ほど御指摘がありました社会保険庁の諸問題等につきましては、国家公務員共済組合連合会におきましては発生していないというふうに承知しております。

○櫻井充君 そうしますと、国家公務員がちゃんと管理運用できているんですね、もう一度確認しておきたいと思いますが。

○政府参考人(鈴木正規君) 先ほども申し上げましたように、国家公務員共済組合連合会で事務を行っております。そこにつきましては、身分は当然、国家公務員ではございませんけれども、非公務員でございますけれども、ここでは諸問題は生じていないというふうに承知しております。

○櫻井充君 そうしますと、それではそこは全部、運用から管理からすべてやっているんでしょ。まず、徴収はどこがやっていますか。

○政府参考人(鈴木正規君) 給与から天引きしておりますので、給与からの天引きでその額がそれぞれの共済組合に支払われるというふうになっております。

では責任を負っているところはどこになりますか。

○政府参考人(鈴木正規君) 先ほども申したように、実務は天引きの形になっておりますけれども、形としては連合会が徴収するという形になっております。

○櫻井充君 その管理運営の責任者です。つまり、共済年金等の徴収に関しての責任省庁はどこになるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 先ほども申し上げましたように、徴収事務自身は国家公務員共済連合会が責任を持って行っているわけですが、この国家公務員共済連合会を全体として監督しておりますのは、財務大臣でございます。

○櫻井充君 そうしますと、もう一つは給付をしますね、その給付をする際に、ああ、じゃもう一つ、これはこちらから尋ねておいた方がいいと思いますが、社会保険庁の職員はどの年金に加入しているんですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 国家公務員共済でございます。

○櫻井充君 そうしますと、どういう運営のやり方をされようが、結局、社会保険庁の職員が加入している共済組合の場合にはこういうような不祥事は起きていないということでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 共済組合に関しましての不祥事は承知してはございません。

○櫻井充君 それでは、大臣にお伺いしたいと思いますが、自分たちが入っている保険では全く不祥事が起きていない、自分たちが人様の金をお預かりしているが、そしてその上でこの人たちは好き放題使っているというところに問題はありませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことが問題で国民の皆さんの御批判を招来して、そして今回の改革をしなければならぬという事態に立ち至っているというところであるというふうに思います。

○櫻井充君 それではもう一つ。共済組合連合会

というのは、済みません、これは不勉強なので教えていただきたいんですが、共済組合連合会は組織でいうと何に当たる組織なんですか。

○政府参考人(鈴木正規君) いわゆる、認可法人と言われていてございいます。

○櫻井充君 じゃ、もう一度繰り返してお伺いしますが、これは認可法人。認可法人ということはいわゆる公益法人という形になるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) いわゆる、公益法人といった場合には財団とか社団法人というのが通常でございます。認可法人の場合は特殊法人とか認可法人、合わせまして特殊法人等というのが通例でございます。

○櫻井充君 そうしますと、この連合会は、ほかのようちよつと分かりやすい例でいうと、どこと同じような位置付けになるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 要するに、事業を行うに当たって認可を受けるということ、要するに主務大臣のそれぞれ、今回の場合でいいますと、国家公務員共済組合連合会につきましては財務大臣でございますが、財務大臣の認可を受ける必要があるという位置付けの法人でございます。これの基本的に類似の組織としては地方公務員共済組合というのがあるというところでございいます。

○櫻井充君 それでは、改めてちょっと伺いしておきたいんですが、その共済組合連合会というところがまず不祥事はなかったと、これはこれで理解いたしました。そうすると、その不祥事がなかったという原因はどこにあるというふうにお考えなんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 先ほど申し上げましたように、委員から御指摘のありましたような不祥事はなかったというところでございまして、保険料徴収につきましては先ほど言いましたように天引きになっているとか、それぞれ、あるいは監修料なんというのは取っていないというところとか、あるいは閲覧等につきましても、閲覧の対象に特別の有名な人がいるわけでもなく、またアクセ

スも非常に制限していたというようなことで、業務のそれぞれについて、それぞれの特殊性もあると思いますけれども、これまで御指摘のような不祥事はないということでございます。

○櫻井充君 それではもう一つ、なぜこういう質問をしているのかというと、我々民主党は年金を一元化した方がいいだろうということを申し上げております。最終的にはそこにつながることを念のため何かが問題だったのかというと、世界で年金の保険料を集めてその年金の保険料で建物を建てたという国は一つもなかったんですよ、実は。日本だけなんです。ここが極めて大きな問題なんです。

ところが一方で、これは国民の皆さんにちゃんと知っていただきたいことですが、KKR等のこれ施設を造っているんですよ、共済年金でも同じように。しかし、造り方が違っていました。それは何かというと、共済年金で集めたお金で造っているのではなくて、これは貸し付けているんですよ。ですから、自分たちのお金は全く傷まないようにできているんですよ。

もう一度申し上げますが、グリーンピアは、グリーンピアは国民の皆さんから集めた年金の保険料で建物を建てました。将来は減価償却していけば、これは全く財産としてなくなるものです。しかし一方で、共済年金の場合には、建物を建てていますが、これは貸出しをしているから最終的にはお金が返ってくる、若しくは可能性がちゃんと残っているまま使われていると、こういうふうにまずお金の使い方そのもの自体も違うわけですよ。この事実を知ったときに、みんな、グリーンピアってこんなに無駄遣いされて、だけど、実は共済年金からは一円も出ていないわけですよ。大臣からしてみても、こういう使われ方をしているということはおかしいと思いませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) グリーンピアの建設の当時において、まだ年金が未成熟で非常に運用に精

出していると、運用に大きく業務が傾斜しているということもあって、そういう運用をしているくらいだったらその一部でもって現役に対する還元というものを考えていいじゃないかと、こういう議論がいろいろ行われてまして、そういう中からこの現実の出捐、出資という形で、投資ですね、一種の運用に対する投資という形でこういうグリーンピア建設が行われたというふうに私は理解をいたしております。

それに対して、共済の場合には融資という形の形態を取ったということで、それと、もちろん融資だつて、これもこの事業そのものがうまく回らなければ、これはもう利息も入らないし、元本も傷むわけでございますが、今のところは融資対象がうまく仕事をしているということがあってこの融資という形態も非常にうまく回っているところ、実際の投資として行つてしまつたグリーンピアの場合には、周辺の客観的な環境等も変わるということの中で、非常に大きな、額面ではですね、大きな損失を被るというようなことが出てきたというふうに私は今理解をしているところでございます。

○櫻井充君 じゃ、なぜ、なぜグリーンピアを建設する際に融資という形態を取らなかったんでしょうか。つまり、年金そのもの自体をそういう形でだれだれのために使つてくださいますと、そういう要望があったことは、それはそれで認めたとして、しかしなぜそれを融資という形にして、少なくとも共済となぜ同じような取扱いにならなかったんでしょうか。

我々からすれば、これは調べてみれば当たり前前のことですが、民間の金に関して言つたら、もうそうやって雑に使つて構わないんだ、しかし自分たちのお金に関しては大事に使おうじゃないかと、そういうことがあつてこういう使い方をしているんじゃないか、そう指摘されても仕方がないことなんじゃないかと、私はそう思いますけどね。いかがですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 事実関係だけ、

ちよつとだけ御説明させていただきます。

グリーンピアの建設費は年金資金で賄われたという点につきまして、ちよつとプロセスがございします。この建設資金は、旧資金運用部からの借入金で建設されたものでございます。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 局長、続けてください。

○政府参考人(渡邊芳樹君) よろしゅうございましょうか。

○委員長(鶴保庸介君) 渡邊年金局長。

○政府参考人(渡邊芳樹君) したがいまして、建設費を年金資金から直接支弁したという形ではない形で資金が動いておりますので、結果として、その建設費及びその借入金利息、借金でございしますが、この返済につきまして年金資金が用いられたので建設費に充てられたというふうに一般に言われているものでございます。

○櫻井充君 傍聴人の方々、これが国会ですから、これが役人ですから。

今のはどういふシステムなのかというと、結局、財政投融資の中のその部分にまず一回集められるんですよ。集められた上で、それは皆さんの年金ですよ、そのお金を集めておいて、今度はそこから借入れして、でも結局そのお金を使つて、それで、穴埋めはそこでしているんですよ、穴埋めはそこでしているんですよ。ですから、幾ら詭弁を述べられたとしても何の意味もないんですよ。

穴埋めはそこでしたんでしょう。違いますか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) ただいま申し上げましたとおり、建設費及びその利息、財投から借り入れた部分について年金資金が充てられるという形でございます。

○櫻井充君 結果的には一緒じゃないですか。結果的には一緒なのに、そういうちよつと複雑な構図を作つておいて、それで違うということをおっしゃるのは、まあ常套句ですがね。しかし、今この場でこういう議論をされている中でそういう答弁されるというのは筋が違いますか。

今回の委員会から、私の質問のときには官僚全員外れていただきたいと思いますが、こちら側は国民の皆さん、今一番これ関心持っている案件ですよ。自分たちの年金がちゃんともらえるのかもらえないのかと、正しくもらえるのかもらえないのかと。そのところが一番大事なところで、そんなとばけた答弁しないでいただきたいなと、そう思いますね。

その上で、もう一度申し上げますが、私の感覚で申し上げれば、民間から集めたお金はその人たちが好き放題使い、それから今のよう形で使っています。

じゃ、もう一点だけ申し上げておきますが、年金を運用していた方が宮城県で国会議員に立候補された際に、私が宮城県にあるグリーンピアを造つたんですよ、これ選挙公報に書いてますからね、ちゃんとね。ですから、そうやって自分たちの選挙のためにだつて利用しているわけですよ、この人たちが。ですから、そういうことから考えてみると様々な問題ははらんでいると思つていんですよ。

私は、今回の法律の改正を見る中で、結局は、厚生年金や国民年金だけを取り上げて、この運用先をどう変えます、何を変えますというのをやつたつてどうしようもないんじゃないかと。つまり、国家公務員共済に関してはきちんとした形で運用されていて不祥事も起こっていないのであれば、少なくともまずこの国民年金それから国家公務員共済とをまず統合することから始めないと、私は、皆さんから信用されないんじゃないのかと、そう思います。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、今回、雇用者年金の統合一元化ということを私も考えさせていたしまして、その取りまとめを行った法案を国会に提出をさせていただいているということでございます。

したがって、雇用者年金につきましては、今委員が言われるような一元化ということが実現するという方向で我々考えているわけですが、

問題が起つてきているわけですよ、このところは。そのことについて、本当にきちんと厚生労働省として取り組んできたのかということが僕は最大の問題なんだと思うんです。

実際のところをいうと、こうやって昭和三十九年にもこうなっているわけであって、厚生労働省はいつから不適切だなど、そういうふうに認識していたんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いずれにいたしましても、年金がスタートしてそれぞれの年金が林立しているとか並立しているという状況がありまして、ここにもありますように、再就職などをした場合のこの記録の処理というものに難儀をいたしたということがかなり初期段階からあったということはこの通達もその言わば表れとして示しているんだらうと思います。

そういうことがありましたので、やはり莫大な数の年金をきちつと整理をするというためには、やっぱり基礎年金番号という一元的な年金番号というものを設けて、そして、それはどの年金というのか、企業だとかあるいは自営だとかというようなものを変遷したとしても一つの基礎年金番号でもって言わばつながるということを確認しなければならぬ、こういうことになったわけでございます。それまでは、例えば、就職をしたら年金手帳というものを、あなた、今までこの一般の市民だったら国民年金入ってたんじゃないか、私の国民年金の手帳はこうですということ、国民年金と厚生年金がきちつと連結していくということが期待されているんですが、なかなかそれが履行されないということの中で、今度は基礎年金番号ということになりまして、これはもう聞かざるを得ないわけでございます、また提出せざるを得ないという状況になるわけで、そういうことで連続性というものを確保しようということになったと私は理解をしておるわけでございます。

そういう中で、今回まだその基礎年金番号に統合されていない数が非常に多く残ってしまったという、これをどのように統合するかということが

我々今課題として突き付けられておって、これにどのように取り組むかということについて私どもとして一つの取りまとめをさせていただいたということでございます。

○櫻井充君 限られた時間の中でもう少し前の方に行きたいと思いますが、それでは、その五千万件なかどうか、ちよつとその数字もいろいろ政府としては御答弁されているようですが、一応まず五千万件なら五千万件として、これを一年間で全部解決しますと、そう宣言されました。本当に実際そうしていただきたいんです。

そうすると、これは一体職員何人掛かりでやろうとお考えなんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万件の未統合の年金記録については、まずは機械の上で、すなわち基礎年金番号は既に管理されたものが一億何がしありますので、これと照合できるような形にプログラム開発をして、その五千万件の方の記録を氏名、性別、生年月日の三情報で名寄せをする。プログラムの開発からこの名寄せをするまでおよそ一年間、来年の五月までをめぐにやらせていただく。そして、その結果、同一人の可能性がある方を六月から御通知をします。そして、その御通知が一巡したところで、同一人の可能性が低いような方についても九月以降やっていく。さらに、被保険者の方について、やはり同一人の可能性のある方にもおよそ九月ごろから加入履歴をお送りしてその照会をします。このようなスケジュールを組んでおるところでございます。

○櫻井充君 スケジュールは分かりました。そうすると、職員はどのぐらいの数が必要なんでしょうか。そして、それに対して予算は幾ら必要なんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) まず、このプログラム開発をするというのは、職員がもちろんその監督をしたり全体の調整をするということが必要で、人員はございますけれども、一義的には、このプログラムを書く、恐らく私どもの今仕事を願っているNTTデータなり日立さんに、その職員

の方がやっていたかというのが中心になるかと思ひます。そして、その後には通知をしたりその他の事務については、私ども、現状の職員の範囲でとにかく対応させていただきたいと考えております。

○櫻井充君 現状の職員の範囲内でおっしゃいますが、現状の職員の範囲の中ででき得る仕事なんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) この五千万人の記録については、まずは機械での仕事はその仕事量の大半を占めることになりまして、人員は、むしろその機械で行った結果を例えば通知をしてさしあげたり、その御本人との間でその通知の結果、お申出があったものを確認するということが中心になるものと承知しております。

○櫻井充君 ちゃんとスケジュールを作るからには、人とそれから費用と、これはある程度ちゃんと概算出していただかないときちんとした説明にならないんじゃないですか。

渡辺大臣は昨日の本会議で何とおっしゃったのかという、要するに、不適切な職員は全部辞めてもらうんだと、そう言っていました。そうすると、じゃ、不適切な職員って今何人いるんでしょうね。

○政府参考人(清水美智夫君) 現在、社会保険庁におきます常勤の公務員は一万七千人ということですが、その中で人事評価等を行っておるわけでございますが、不適切なという形で今区分しておるものではございません。

○櫻井充君 そうすると、現有の勢力が全員残れるかどうか分からないわけですね。そうすると、今の職員の人数でつておっしゃいますが、それは違っているんじゃないですか。要するに、幾つかの要件を掛けて、これは不適切な人にお辞めいただくということになるんでしょう。いや、それはだつて、首かしげられるけど、いや、首かしげてるからもう答弁要らないですよ。渡辺大臣はそういうふうに昨日、本会議場でおっしゃっていましたよ。柳澤大臣、そうですね、違います

か。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 正確に渡辺大臣の言葉を記憶いたしているわけではありませんが、その趣旨の答弁を申し上げたと、このように承知をいたしております。

○櫻井充君 そうすると、何人の方が本当に日本年金機構の方に移れるかどうか分からないわけであつて、現有勢力でできるのかどうかということも、これは僕ははっきりしないんだと思ひつています。

大事なことを申し上げておきますが、この人数によつて、正職員でやれるのかやれないのか、これは大変なことなんです。なぜならば、正職員の人たちは税金から給料が給付されるんですね。ところが、パートの人たちを雇うとどういうことになるのかというと、今の税金では担保されないんです。パートの人たちの分は、じゃだれが出すのかというと、これは年金の保険料から出さざるを得ないんです。そういう私の認識でよろしいですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の記録問題にかかわる、この付加的な仕事にかかわる経費につきましては、私どもとしては保険料をもつてこれに充てるというようなことは一切しないということで対処をいたしたいと考えております。

○櫻井充君 分かりました。

じゃ、それはいつ、その中でいうと、これ特例措置か何か必要になりませんか。つまり、どういう形でそれを拠出され、まず根拠になるものが必要になりますね。普通であれば、一般的に言えば、そこで働いている人たちは年金の保険料から人件費を支払うとか、そういうふうな決め事になつていきますから、その部分はこういう形で措置されようとしているんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 当面、今後一年間のことで考えてみますと、正規職員の人件費は国費で賄われておるわけでございます、また、今後必要になりますものは財政の節減等をする中で国費で賄つてまいりたい、そのように考えてござ

います。

○櫻井充君 そうすると、今投入されている部分から削減して何とか、事務費が何か分かりますせんが、その部分を充てていくということでしょうか、いいんですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 御趣旨のとおりでございます。当面、様々やりくりの中で国費でこの措置を、追加的に必要になるこの措置のためのものは国費で賄ってまいりたいと、そのように考えてございます。

○櫻井充君 それでは、ちょっともう一つ根幹的なことについて伺っておきたいんですが、皆さんの不安は、年金の保険料を支払っているけど、本当にその自分たちの支払った保険料分受け取れるのだろうか、そういうような不安を抱いている方が随分いらっしゃる。

そこで、まず一つ、厚生年金のところだけお伺いしたいと思いますが、厚生年金に加入されている方は支払った保険料の大体何倍ぐらいの給付を受けることが可能で、そしてもう一つは、こういう商品があったとすると、一体何%で運用されるということになるんでしょうか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 十六年財政再計算に基づき、保険料と年金のスライドを考慮いたしまして給付と負担の関係を計算し、公表してございます。生まれればかりの世代、そのときは二〇〇五年生まれの方を置いておりましたが、これを前提にいたしまして、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を六十五歳時点の価値に換算した比較がなされております。厚生年金では生涯に支払う本人分の保険料の二・三倍、国民年金では一・七倍ということでございます。

なお、通常の賦課方式の公的年金では次のような考え方は取らないわけですが、今御指摘ございました公的年金をあたかも民間金融商品のようにとらえるという前提をあえて置かしまして、今の厚生年金の給付・負担倍率二・三倍というものを見ますと、運用利回りであれば年率二・四%、国民年金の一・七倍は運用利回り年率一・

四%に相当するという計算になろうかと思えます。

○櫻井充君 このところで非常に大きなポイントがあると私は思っているんですが、これは国民の皆さんが払った保険料に対して二・三倍なんです。企業負担したものはこの中に元々基礎として入っていません。

もう一度申し上げますが、これは極めて重いところだと思っていて、保険料の二・三倍です。サラリーマンの皆さんは、自分たちが保険料を支払っただけ見合いで企業がそれと同じ額を基本的に負担しています。そうすると、その瞬間に倍になるはずなんです。本当はね。その瞬間に倍になっているはずなんです。ですが、今の御答弁は保険料の支払の二・三倍ということですね。これではよろしいんでしょうか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 二〇〇五年生まれという方につきましては御本人分だけの保険料についての数字かというお尋ねでございますので、そのとおりでございます。

○櫻井充君 保険料だけなんです、企業負担はこれに入っていないんですね。多分、普通の国民の皆さんは、企業負担も含めて二・三倍になるというふうに誤解されている方が僕は随分いらっしゃるんじゃないのかな。私もそういうふう認識しておりました、恥ずかしい話ですが。

つまり、これだけ聞くと、さもある企業が負担しているところが、企業が負担しているところが運用利回りで上、上がってきているようなカウントの仕方になって、実際二・四%の商品だというお話になっていきますが、これはあくまで運用利回りで得たお金ではなくて、基本的に申し上げますが、企業負担があつて、その企業負担も加味しても結果的には二・四%の商品ではないということですね。要するに、企業の負担の保険料も一緒になって加えれば、実際のところは二・一五倍しか本人は受け取ることができないというのが、これは厚生年金のシステムですね。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 単純にその労使折半

ということでは半分になると一・一五倍になるのではないかと、これ二〇〇五年生まれの方で、今の高齢者あるいは現役というのとは大分趣意は異ないたしますけれども、おっしゃるとおりでございます。

その一・一五倍ということでございますが、先ほど申しましたように、運用利回りベースにあえて換算すると二・四%で、これは実質運用利回りベースでございますので、年金財政的には実質運用利回り一・一%というふうに置いておりますので、しかるべき数字であると考えております。

○櫻井充君 そうやって数字をどんどん出してくると急に変わるんですよ。私はそういう通告していませんからね。最初からちゃんと、保険料支払って、そして給付されるときの運用利回りとして一体どうなるんですかと聞いていたはずであつて、さもないような数字しか言わないわけですよ、我々はちゃんとこうやって運用しています。でも、そしたら今になって聞き直して、元々は一・一%の運用利回りなんだと、そういうようなお話になるわけですよ。

しかし、これはもう一度考えなきゃいけないと思つているところがありまして、皆さんは保険料をきちんと支払つて、そしてなおかつ、それ見合い二・三倍受け取れる。ですが、私の認識は若干違つていて、企業が支払っている保険料は、元々労働者の対価ではないかと。つまり、本来であるとなれば、本来であるとなれば、その部分を労働者が対価として受け取れるものを将来の部分の積立金として労使で折半してると、そういうのが私は年金のつくり方だつたと思つております。

そういうふうな考えでくると、政府の説明は、労使折半で社会保険料を負担してくださいますと言つておきながら、今度は給付の際には、給付の際には、個人の保険料負担だけの何倍だと、そういうふうな答えにくるというのには僕はちよつと違つていんじゃないかなと、そういう感じがしているんですが、大臣としてはいかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金の今負担というも

のを給付との絡みで大体百年ぐらいのスパンを取つて均衡するように、先ほど委員も御指摘になられた、法律の命ずるところ、財政の均衡を常に検証しながら運営していくということでございます。今、この少子高齢化が進むと、それからまた、十六年当時は非常に経済状況もかんばしくなかったという中で、財政再計算の折、このような見通しを立てたということでございます。

これから先、私どもとしては、少子高齢化というものの対しても何らかの有効な措置を講じて少子化を克服しなければならぬと思つています。経済についてはようやくこへ来てマクロ的には回復の軌道を歩み始めたという状況にございますが、更にそれを確かなものとするということのために政策をこれから展開しようとしているわけですから、これらがすべてこれから先の年金の財政にも影響をするということでありまして、十六年当時の非常に厳しい少子化の進行、あるいは経済状況ということの中で、こういうような給付と負担の関係になったということでございます。

したがしまして、これから先、こうしたものを更に国民の生活の、高齢世代の生活がより安定するように、私ども、全体の枠組みをそうしたものに変換していくために必要な施策を打っていく必要があると考えます。

○櫻井充君 今の御答弁ですと、少子化であるとか、それから景気の問題であるとか、そういう御答弁でしたね。しかし、本当にそうでしょうか。つまり、厚生年金や国民年金というのが今まできちんと運用されてきたんでしょうか。

この次の委員会では私はこははつきりさせなきゃいけないと思つておりますが、バブルの当時の民間の運用利回りというのは物すごく高いんですよ。その当時の厚生年金や、これちよつとも一度数字を確認してからじゃないとはつきりしたこと申し上げられませんが、厚生年金や国民年金の運用利回りはそれほど高くなかつたように私は認識しております。つまり、その時代というの

は相当お金がいい加減に使われていた時代であつて、まさしくグリーンピアやいろんなものが建設されていった。そういうことなんですよ。

つまり、私は大臣に何を申し上げたいのかというと、厚生労働省としてこういう形の給付になつていて、関係してもう少し責任を感じていただきたいということなんですよ。今までだって維にお金を使つていなければもう少し変わつていたはずだし、もう少しきちんとした形で運用されればこういうことにはなつていなかったはずだろうと、そういうふうな思つていて、厚生労働省としての責任は一体ないのかどうか、この点が極めて大事なところなんだろうと思うんですね。今はまるで他人事です。

厚生労働省としてはこの点について責任はなかつたとお考えなんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基本的に、年金の運用におきましても政府全体の中で枠組みを決めておりまして、かなりの部分、財政投融資のために資金運用部に預託を義務付けられているということでごさいます。実際の運用として私どもが自主的にこれに取り組めるというのは一部にとどまつていると、こういうような全体の枠組みがございます。

じゃ、財投で運用した部分は物すごく不利だつたかといへば、今現在、逆に財投から借り入れた地方公共団体等が高い利回りでもう困り果てて、早く期限の前の償還をしたいというようなことで悲鳴を上げていますという状況ですから、結局はこれは、日本経済全体が強くなるということの中でやっぱり給付も確保されていくという先ほどの答弁に戻つてしまふということ、大変恐縮です。

しかし、もちろんその中で私どもは運用にベクトルの利回り、イールドを確保すべく努力していかねければならない、低い場合にはこれは責任を感じなきゃならないと、これは当然のことであるということでも申し上げたいと思います。

○櫻井充君 実、厚生労働省悲願の自主運用がある時期からできるようになりました。年金福祉

事業団が運用いたしました、何年間かはたしかマイナスの運用だったと思います。ですから、自分たちが運用していなかったからうまくいかなかったということには僕はならないと思いますし、そのところをそういうふうにご答弁、今日されていきますから、実際のところ、数字をもう一回もつて議論をさせていただきたいと、そういうふうな思います。

あと、今回、議員立法で時効特例が出されてきておりますが、時効特例そのものによつて一体どの程度の加入者が救済されるというふうな考えていらつしやるんでしょうか。

○衆議院議員(石崎岳君) お答えいたします。今回の法案におきましては、将来分と過去分といひますか、一つは既に記録が訂正され年金が増額された方についてその時点で五年の消滅時効が完成していただくと、もう一つは今後記録が訂正され年金が増額される方についてその時点までに五年の消滅時効が完成する部分と、二つのカテゴリーが回復措置の対象となりますが、その対象者数と額につきまして、今後記録が訂正される方に掛かる部分について、今後の部分については受給者の人数、被保険者期間、五年以上さかのぼることとなる期間等は不明であるため、現時点で正確に見込むことは困難だと思われまふ。

したがって、現時点で分かる、見込める範囲といたしましては既に消滅時効が完成していただ方に掛かる部分でありまして、その部分については再裁定をこれまで申請された方々等の数から推計をいたしますと、対象者数は約二十五万件ということでございます。

○櫻井充君 済みませんが、それはどのような形で計算されて二十五万という数字になつたんでしょうか。

○衆議院議員(石崎岳君) 粗い計算ということでございませうけれども、これまで六年間のデータとして年間に再裁定をした方の件数が一年間で三万七千件、この中で時効に掛かるという方の割合が三割ということ等々からの推計でございます。

○櫻井充君 そうすると、その再裁定した方から割り出してきているということになると、その再裁定してくる割合というのは一体どのぐらいになるかということとは、これ全く分かつていませんよね。

○政府参考人(青柳親房君) 一体で作業をさせていただきまして、細かいデータはもちろん私どもの方から御提供さしあげたという観点から補足をさせていただきたいと存じます。

再裁定の件数というのは、年間、先ほどお話がございましたように、最近の六年で平均いたしますと毎年三万七千件ぐらいの再裁定の件数がございまして、再裁定というのは、いったん裁定した後何らかの形で加入の記録が分かつて裁定をやり直すと、こういうものを再裁定というふうな申し上げているわけでございますが、そのうち、いろんな方がいらつしやいます、五年の時効に掛からないような手前のところでそういったことが分かつて記録が補正されたものについては時効の問題が生じないわけでございます。しかしながら、私どもがサンプルをある程度取つたものの中からこれを見ましたところ、時効期間、時効によつて消滅してしまつた期間を有する方の割合がおよそ三割あるということでございますので、三万七千に三割を足した一万数千の方ぐらい、毎年そういった時効によつて消滅した期間を持つていらっしゃる方が発生しておると。

ただ、この数字は最近六年間の平均の数字ですから、その前も同じような数字が発生したかどうかは厳密には判断できませんが、ここは大変粗っぽい前提でございますが、その直近六年間以前もずっとこのぐらいの数が毎年発生していたとすれば、例えば平均寿命を念頭に置いて、二十二年間ぐらいそういったものの対象となる方がいらつしやるのではないかと。

そういういたしますと、これらを掛けしたものとして二十五万件というのが一つの目安となる数字としてお示しができるかなというふうな考えた次第でございます。

○櫻井充君 そうすると、ちよつと確認なんです、この法案は二十五万人の方が救済されるために出された法案ということになるんですか。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 今、石崎議員から答弁したように、既に再裁定されている方で、しかも時効が五年で掛かつてしまひますから、五年以前の年金を有していた方が二十五万人程度いらつしやるだろうという推計と、一方で、これから五千万件の突合等々ということを政府の方で一生懸命やつていただきますが、その結果として、これまで裁定を受けていた方の中で新たな年金受給権が認められる方という方がかなり出てくるだろう。そういう方の中で、過去五年以前の年金を持たれていての方というのがいらつしやつた場合にはこの法案の対象になると、こういうことでございまして。

○櫻井充君 時効の考え方なんですけど、まず、この時効というのをだれが定めるかということになるんじゃないかと。つまり、これは社会保険庁そのものの自体の問題であつたとすれば、元々時効ということには当たらないのではないのかなと、そう思われますが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 基本的に公会計は会計法という規定がございまして、五年以前のものについては強制的に時効が認められると、こういう形になつておりますのが一番厄介でございますが、したがって今回手当てをしたということでございます。

○櫻井充君 これ、もう一度。そうすると、国が給付を例へば確定するなら確定すると、ある時期に確定するということになりまふよね、基本的に言へば。その時期というのは、御本人に通知されるか通知されないかというまた問題が出てくるかと思ひますが、これが御本人に通知されなかつた場合、通知されていない場合には、この場合にはどういう取扱ひになるんですか。

もうこれは要するに、その本人が例えば六十歳

であると私は考えております。

このようなガバナンスの欠如がどのような構造から生まれてきたのか。私は、一つの地方分権改革の中で廃止された地方事務官制度により、業務の執行状況を監視して監督する仕組みが不十分な時代が長く続いたことが大きな原因だと考えております。この時代に形成された組織的な風土ともいえるべきものが社会保険庁を解体せざるを得なくなってしまうた、こんな状態になってしまったのではないかと思います。

そこで、この社会保険庁で様々な不祥事が頻発する、また問題が立て続けに起こってきたというその原因は何かということを考えたときに、組織自体の問題、組織が不祥事や業務運営上の問題を誘発するような構造であったのではないかと考えます。そして、その組織構造により形成された組織文化が社会では受け入れられないような組織内の常識を生み出してしまったのではないかと考えているところがございます。

そこで、この社会保険庁の組織の何が問題であり、どのようにしてガバナンスが利かない組織になってしまったのか、その理由について御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(清水美智夫君) 社会保険庁の抱えます問題点の原因としては、御指摘にございましたように、かつて地方採用職員の身分が国家公務員でございましたけれども、業務については都道府県知事の指揮監督を受けるという地方事務官という特殊な存在であったことが挙げられるわけでございます。この制度自体は平成十二年四月に廃止されたわけでございますけれども、都道府県ごとの独自の事務処理でございますとか、閉鎖的な組織体質が根強く残っていたということが一つ挙げられようかと思います。

また、厚生労働省採用のⅠ種職員、それから社会保険庁本庁採用のⅡ種、Ⅲ種職員、それから先ほど申し上げました地方採用職員との間で生じたしたいわゆる三層構造というものがございまして、これによりましてガバナンスの不足といった

こともあったかと思えます。

今申し上げましたことが社会保険庁の様々な問題の発生の背景にあったというふうに考えておるところでございます。

○浮島とも子君 それでは、今御説明があった組織的要因に対して、この日本年金機構ではどのような仕組みでガバナンスを確保するのでしょうか、お伺いをさせていただきますかと思えます。

○政府参考人(清水美智夫君) 日本年金機構におきましては、この法案で合議制の意思決定機関としての理事会を設置すること、あるいは被保険者、事業主などの方々の意見を業務運営に反映させるための運営評議会、これを開催することを考えてございまして、また法案には、当然、監事による業務監査、会計監査、外部の監査法人による監査というのもございます。また、都道府県単位の管理組織に現在なっておりますけれども、これをブロック単位に変えることも、再編すること考えてございます。また、職員の非公務員化、当然、募集し、採用し、そして非公務員化ということでございますけれども、機構におきましては能力と実績に基づきまず張りのある人事管理等を行うこととしてございます。

これらによりまして、従来の組織体質を一掃しまして、ガバナンスの強化を図るということを考えておるわけでございます。

○浮島とも子君 非公務員化型の組織にするということが今回の法案の策定過程では一つの焦点になったかと思えます。

そもそも、公務員というのは、憲法第十五条、国家公務員法第九十六条で規定されている全体の奉仕者であり、国家公務員法九十七条でその宣誓をして公務員になった方であるはずでございます。しかし、社会保険庁の一部の職員のモラルの低さ、年金の未納問題の際に起こった大量の処分者、そして今回の年金記録問題などは、このような高い理想を打ち砕くものであると私は考えております。

年金業務は国の業務であり、したがって公務員

が行うべきである、長らくそのような考えを暗黙の前提にして社会保険庁がその業務を担ってまいりました。しかし、本当にそうなのでしょいか。経済も変わり、社会も変わっていく中で、国が変わらなくてよいのか、そのような観点から今回の法律案では非公務員型の公法人に運営業務を担わせるという選択をしたわけでございますけれども、この非公務員型を取った理由、そしてメリットについてお伺いをさせていただきますかと思えます。

○政府参考人(清水美智夫君) 非公務員化することにした主な理由でございますけれども、一つは能力と実績に基づく人事管理ができればということ、もう一つは柔軟な職員採用がしやすくなると、そういうことでございます。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

第一点目につきましてもう少し具体的に申し上げます。給与につきましては、公務員の場合は、御承知のとおり、一般職の職員の給与に関する法律に基づきまして、人事院の給与表に基づきまして支給されるということでございますけれども、新法人は非公務員でございますから、国家公務員の給与表を離れた、能力と実績に基づいた張り張りの利いた独自の民間的な給与体系をつくることができるわけでございます。

また、職員の採用につきましては、公務員でございますと、当然、国家公務員試験の志願者、その合格者の中から採用しなければいけないわけでございますけれども、新法人は非公務員でございますから、この機構におきまして年金の業務を行いますと、そういう中から機構の業務にふさわしい人材を自由に採用できる、そういうことでございます。

○浮島とも子君 この社会保険庁の持っていた親方日の丸的な体質、そして先ほどのガバナンスのお話に関連しますけれども、労使間で結ばれた百二にも上るこの協定や覚書、例えば四十五分コンピュータの業務をしたら十五分休む、また先ほども、午前中にも西島委員の方からもございまし

たけれども、一日のキータッチは平均五千タッチ以内など、民間で考えれば働きたくないと言わんばかりの確認事項が結ばれていて、それがあたかも常識であるように続いていた。このような体質を変えることが本当に必要不可欠であると考えています。

聞くところによりますと、各地の社会保険事務所所長になられた方が着任のあいさつで必ず言う言葉があるようでございます。それは何かと申しますと、皆さん一生懸命働いてくださいということをおっしゃるようでございます。職場で働くのは当たり前のことであると私は考えておりますけれども、この当たり前のことを管理職が訓示として言わなければならないという状況が現在の社会保険庁にはあります。

その背景にある、自分たちは公務員で身分保障が守られている、何をやっても大丈夫という感覚、このような本当に親方日の丸の感覚を打破するために非公務員型の組織にすることが必要だと確信しているところでございます。非公務員型にすれば、能力主義、実績主義の人事管理ができる、つまり働かない人は要らないということになると思えます。このような当たり前のことを実現するためにも、非公務員型の公法人という選択肢は国民の感覚、目線に近い改革案であると私は思っているところでございます。

次に、業務のアウトソーシングについてお伺いをさせていただきますかと思えます。

今回の法案では、可能な限り業務をアウトソーシングし、スリムで筋肉質な組織にしていきたいとございまして、このアウトソーシングでございますけれども、どこまでを機構で行う業務にし、どこまでをアウトソーシングするのか。第三者機関により振り分けが行われることとなっておりますけれども、このアウトソーシングについては今までの社会保険庁の業務とは全く違った管理法や技術が必要であり、アウトソースした業務の管理コストが大きくなったり、うまくいかないケースがあることも伺っているところでございます。

その意味で、アウトソーシングに堪え得る組織、体制にしていかなければならないと考えているところがございますけれども、このようなアウトソーシングを行い、かつ、その管理もしっかり行っている組織、体制をどのように構築するおつもりなのか、お伺いをさせていただきたいと思

います。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおり、日本年金機構の業務のどういうものを委託していくかという、そういう基本的な考えにつきましては第三者機関で御検討を賜るわけでございます。その上で具体的な業務委託というところに進んでいくわけでございますけれども、まず一点押さえるべきは、委託先の管理も含めました業務委託につきましましては厚生労働大臣が定める基準に従って行う、このようなことで公正さ、適正さを保つということをお考えいただいております。もう少し具体的に言いますと、厚生労働大臣が定める基準としては、やはり業務仕様書等を機構が定めまして、これに基づいて機構が委託先から報告徴収を行う、改善指導なども行えるように委託契約書を書くといったような管理を行き届かせるといったことにする方向で考えておるわけでございます。

また、業務委託に当たりましては、単に価格だけということではないのかなと思っております。もちろん価格の点も十分追求すべきでございますけれども、価格を追求することに併せて、一定の専門性と継続性が求められる業務につきましましては、複数年契約といったことなどの工夫によりまして業務品質が確保されるような対応をするものとしてまいりたい、そのように考えてございます。

○浮島とも子君 今回の改革により、実績主義で、かつ効率的な組織をつくり上げることが、目的がきちんと果たせることができると私は考えておりますので、しっかりと国民から信頼される組織、そして構築をしていけるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

と思います。

次に、年金個人情報の保護についてお伺いをさせていただきます。

公的年金を運営する際にとっても重要になってくるのが個人情報の保護でございますけれども、国民のほとんどすべてについて、かつ、ほぼ一生にわたっての膨大な個人情報が集積されていると思っております。この法案では、社会保険庁を廃止して非公務員の日本年金機構にその業務を行わせるというところになっておりますけれども、この年金の個人情報には国の責任で管理されるということと伺っております。また、先ほど述べましたとおり、機構では積極的に民間へのアウトソーシングも行うということになっておりますけれども、その際にも年金個人情報の保護は十分に図らなければならないと考えているところでございます。

年金個人情報はだれの責任で管理されるのか、また日本年金機構やその業務の外部委託先ではどのように年金個人情報の保護を図っていくのか、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金個人情報は、今委員から御指摘のとおり、非常に重要な個人情報で、プライバシー性の高い情報でございます。と同時に、年金制度の適正な運営の基礎を成すものでありまして、その管理責任を果たすのはやはり国でありまして、引き続き国が管理を行うということ

ははっきり申し上げておきたいと思っております。

ただ、実務は厚生労働大臣から権限の委任又は委託を受けた日本年金機構が行うということでございまして、加えまして、本法案におきましては、機構の役職員に法律上の守秘義務を課すというところ、それからまた機構が年金個人情報を利用、提供できるといふことについては法律上の限定された範囲にとどめるということをはっきりと定めておきまして、年金個人情報の保護を図るというところにいたしております。

今お触れになられました民間企業への外部委託に当たりましては、まず個人情報保護法におきまして情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したい、こういうふうに思っていて、直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということ

をこれからしっかりと確保していきたい、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますと、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図って個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたい、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりとした個人情報の保護を図っていただくよう強くお願いをさせていただきます。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきます。

年金保険料は年金給付のために使うべきであり、それ以外の経費には充てられないという御議論もございしますが、これは年金制度の運営をするために必要な経費を税で賄うのか、あるいは保険料で賄うのかという問題でござ

います。

そもそも予算の無駄遣いは財源のいかににかかわらず許されるものではなく、国民の理解を得るために何よりも重要なことは、使い道の十分な精査と予算執行における透明性の確保にあると考えております。年金保険料を事務費等に使用する場合の使い道の精査、国民への公表などをどのようにお考えになっているか、お伺いをさせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金事務費のうち、適

用、徴収、給付など保険事業の運営に直接かわる経費は年金給付と密接不可分なコストでありまして、受益と負担の明確化という観点からい

しても保険料を充てることには私は妥当性があるものと考えております。日本年金機構の業務に要する費用についてもこのような考え方を基本として対応していきたい、このように考えます。

また、御批判のありました必要な施設をすることができるとの規定でございますが、これは廃止をした上で、事業の範囲を限定して年金相談、年金教育及び広報、情報提供など、真に必要なものを法案に限定列挙して、この範囲内で行うということといたしております。

それからまた、重要なことは無駄遣いを排除するというところでございまして、今委員が言われたように、プラン・ドゥー・シーの各段階におきまして、プランは予算、予算の編成において厳しく経費を精査するということが必要でございます。また、ドゥーの段階といたしましては、調達に当たっては調達委員会において厳格な価格等の審査を実施すると、こういうことでございます。それから、シーの段階においては、監査法人の監査を受けるほか、今委員も言われたように、この公表というところは、予算の公表をもつてこれをしっかりと無駄を排除する取組を徹底していきたいと思

いますと同時に、今度は監査法人の監査が入りますので、この監査報告、財務諸表については法四十一條の三で一般の閲覧に供するという形で外部の目にさらしてまいりたい、このように考えております。

○浮島とも子君 とても重要な問題ですので、しっかりとした透明性を確保して、国民から理解を得られるよう最大限の努力を強く要望させていただきます。

次に、国民年金事業等の運営の改善に関する法律案についてお伺いをさせていただきます。

今回の法律案では、住民基本台帳ネットワークの活用による住所の変更手続の省略が盛り込まれております。そこで、まず現在行われているこの住民基本台帳ネットワークの活用により、どの程度の業務が削減されたのか、また、加入者、受給

者の利便が向上したのかについてお伺いをさせていただきますか。

○政府参考人(青柳親房君) 現在、この住民基本台帳ネットワークシステムを活用することによりまして大きく三つの仕事をやらせていただいております。

第一が、二十歳になられた方への国民年金の加入勧奨、職権適用、これは平成十五年四月から実施をしております。また、裁定請求時等の住民票の写しの添付の省略ということで、これは平成十五年の十月から実施をしております。三番目が、年金受給者の方の現況届の省略ということで、平成十八年の十月から、十二月生まれの方からこの手続の開始をさせていただいているところでございます。

このような住民基本台帳ネットワークシステムを活用することによりまして、正確かつ適時に必要な手続を行うということになります、届出忘れによるところの年金権の喪失の防止、あるいは各種届出、年金裁定の請求等の手続において御本人が市町村の窓口等に出向く負担を少しでも軽減できるといふようなことで利便の向上が図れるということが申せようかと思っております。

また、従来、現況届に行っておりました年金受給者の生存確認、これを住民基本台帳ネットワークシステムの活用により機械的に行うことになりましたので、現況届の送付の業務あるいは現況届の提出状況の確認作業といったようなものが不要になりました、これらの業務が削減され、事務の効率化も進んだというふうを考えております。

○浮島とも子君 次に、今回の住民基本台帳活用の拡大である国民年金、厚生年金の住所変更届の省略、そして国民年金への未加入者の対策について、どのような効果がどの程度期待できるかについてお伺いをさせていただきますか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほども申し上げましたように、住民基本台帳を活用いたしまして、裁定請求時等の住民票の写しの添付あるいは年金受

給者の現況届の省略ということで、被保険者等の利便の向上、業務の効率化を図っておるところでございます。

今回の法案におきましては、これらに加えまして、まず住民基本台帳から被保険者等の氏名、住所等の情報を取得することによりまして、被保険者等の氏名や住所の変更等の届出を省略するということを考えております。現在、国民年金、厚生年金等の被保険者の氏名、住所が変更になった場合には、国民年金の場合には市町村を通じて、そして厚生年金の場合には事業所を通じて届け出ていただいておりますが、こうして住民基本台帳を活用することにより、正確かつ適時に必要な届出を行うことによりまして、被保険者等の届出の負担を軽減して、更なる利便の向上を図ることができるといふふうに期待をしておるわけでございます。

そのための効果としては、非常に粗い試算ではございますが、年間で約七百万件程度の届出を段階的に廃止することができると見込んでおりまして、これに伴います業務の効率化が期待できるといふふうに考えております。

また、現在、二十歳になられた方は住民基本台帳から氏名、住所等の情報を取得して資格取得届の勧奨等を行っておりますが、今回の法案におきましては、三十四歳等になられた方についても同様に氏名、住所等の情報を取得することによりまして資格取得届の勧奨等を行うと。三十五歳というものが、国民年金でいえば残り二十五年、今なら間に合う終列車ということでございますので、このような年齢を念頭に置いておるわけでございます。六十歳までに老齢基礎年金の受給資格要件を満たすためには、遅くとも三十五歳までに加入手続をする必要があるということからこのようなことを考えさせていただいているという次第でございます。

○浮島とも子君 住民基本台帳の活用のもう一つの目的である未加入者対策について次はお伺いをさせていただきますか。

今も御答弁にございましたけれども、この三十四歳の人で国民年金未加入の方に加入するように促すということが盛り込まれているということでございます。また、最低二十五歳の保険料を支払うのが必要でございますけれども、そのぎりぎりの年齢の設定として三十四歳というのを設定されたかと思ひますが、しかし、今現在では、希望すれば六十歳から六十五歳まで保険料を支払うことにより資格を満たすこともできると伺っております。したがって、今まで全く何の年金制度にも加入してなかった人でも受給するチャンスがあるのが三十五歳から四十歳まで。その意味で、この通知を出して、その結果どのようなふうになったのか、将来、無年金になるであろう方々がどの程度いらっしゃるのか、しっかりと把握をしつつ加入を促していく必要がとて重要であると思ひます。

そこで、この未加入者対策に対して、この無年金状態を防ぐためにどのような仕組みを考えておられるのか、対策についてお伺いをさせていただきますか。

○政府参考人(青柳親房君) 無年金者発生防止の対策ということでございます。

まず、国民年金の適用漏れ防止という観点からは、先ほどもちょっと話題に出しましたが、二十歳にまず到達した方が重要でございますので、職権適用という形での実施していくと。

そしてもう一つ、地味な仕事でございますが大変重要と思っておりますのが、厚生年金等の加入者が会社を退職した場合に国民年金の届出勧奨を行うということ、会社から退職しちゃうとどうりつ放しということじゃなくて、きちんとそれをフォローしまして届出勧奨を行うと。そして、届出がどうしても出していただけの方は、この方々も職権で適用を行うという形で、まず未加入者の解消を努めるということが重要かと存じます。

つには口座振替の利用、あるいはコンビニエンスストアでの納付促進。今回のお願いをしております法案の中では、これにクレジットカードというものも追加させていただきたいと考えておるわけですが、いずれにせよ、保険料を納めやすい環境を整備して未納を防止するということが第一のポイントでございます。

それから第二のポイントは、平成十六年の年金制度改正で、いわゆる所得情報を私どももただけのようにになりましたので、未納者の方々についても負担能力に応じたきめ細かな取組を行うということで、負担能力の乏しい方には免除をお勧めする。そして、負担能力があるのに納めていただけない方には逆に強制徴収などを行うというきめ細かな取組によりまして未納を解消し、確実に年金受給権に結び付けるということでございます。

また、これに加えまして平成二十年度からは、いわゆるねんきん定期便というのをすべての被保険者の方にお送りさせていただきます。特に節目である三十五歳、四十五歳の方についてはそれまでの加入履歴をお知らせをするということになりますので、これによりまして、保険料納付意識を一層高めていただくということと無年金者の防止がかなりこれによって効果が生じるのではないだろうかというふうに思っております。

さらに、最後一点だけ付け加えますが、未加入者対策という意味では、本法案において必要な法整備を行っていただきますれば、三十四歳の方を対象にした住民基本台帳ネットワークからの情報取得、加入の促進ということも可能になりますので、今まで申し上げましたすべての施策を万般に講じまして、未加入者、未納者の防止というものに努めてまいりたいと考えております。

○浮島とも子君 無年金になるおそれがある方々をしつかりと把握して継続的に進捗を管理できる体制をしつかりとつくっていくことを強く要望させていただきますか。

ができる、仕事をする組織に変えていかなければならないと私は考えております。管理職の方々が、入ってきただけの方々に一生懸命働いてくださいますと部下にお願いするような組織ではなく、国民から信頼される組織をつくり上げていくために全力で取り組んでいただきたいと強く要望し、私の質問を終わりたいと思います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

消えた年金の問題に国民の世論が沸騰をしています。昨日発表されたJNNの世論調査では、不安を感じている人が七九%、衆議院で強行採決された社会保険庁解体法案、年金時効撤廃法案について、この法案で国民の不安が解消されないと思っている人が八八%です。

なぜこんなことが起こったか、責任は一体どこにあるのか。この問題ではつきりさせなければいけないのは、国民には一切の責任がない、正に責任はひとえに社会保険庁、厚生労働省、つまり政府が負っているとしたら、その解決も政府の責任において行われるべきものだと思います。大臣に最初にお聞きしますが、この問題の責任というのはいくえに政府にあると、国民には何の責任もないか、この一番大事な根本問題をお認めになりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 現在、五千万件の未統合の記録の問題を始めとして、いろいろと社会保険庁の年金の番号については国民の皆さんに不安を与えているわけでございまして、この点については、この大事な年金の事業運営に責任を持っている役所として大変申し訳ない、このように考えて国民の皆様におわびを申し上げる次第でございます。

このような問題が起こった、随分長きにわたっているという問題が起こっているわけでございましてけれども、このような状況に立ち至っていることについては、やはり私も年金の事業運営に当たっている政府と申しますか、厚生労働省、それから社会保険庁に責任があると、このように認識をいたしております。

○小池晃君 こういうもう本当にはつきり政府の責任である問題を、解体、分割、民営化という形で三年後に消えてなくなる、国の責任が消えてなくなるようなことをやはり絶対認めないといけないというふうに改めて思うわけです。

この消えた年金問題、基礎年金番号に統合できない記録が五千九十五万件、これが衝撃を呼んでいるわけです。この数字が明らかになったのは今年二月、それまで国民には一切それが知らされてきませんでした。

社会保険庁にお伺いしますが、一体いつの時点でこういう事態になっていると把握したのか、お答えいただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) 午前中の質疑でも同種ののお尋ねがあったかと存じます。

基礎年金番号を創設し、これを導入したのが平成九年でございますが、その時点で、基礎年金番号に未統合の番号がかなり発生するであろうというところについてはそれなりの見通しというのか、見通しがあつたようでございますが、ただこれについては、先ほど申し上げましたように、具体的に個々の被保険者の方にお問い合せをする、あるいは機械でこれを突き合わせをするということによって段階的に解消が図れるだろうという考えであつたというふうな認識をしております。したがって、十年たつた今日に至っても五千万件の未統合の記録が存在するということは当時見通すこともできなかったようでございますし、私も、五千万件という数字につきましても、大変申し訳ないことではございますけれども、今年二月に至るまで承知をしておりました。

○小池晃君 今まで全く分からなかったかのように、初めてこういう数字に接したかのようにおっしゃるんですが、私、そんなはずはないと思うんです。

ここに「社会保険庁二十五年度」という本を持ってきました。これは一九八八年に刊行されたものなんです。この中に「業務処理方法の改善」というような章がありまして、この間、社会

保険庁の中でどのような業務改善が行われてきたのかということを書きつづいてある部分があります。昭和六十二年三月の段階で、いわゆるオンライン化のかなり最終段階、そのときの記述としてこういうのがあるんです。「被保険者記録は、年金手帳の記号番号で管理しているが、適用事業所を異動した際被保険者の制度に対する認識の不足、また、年金手帳の交付を受ける結果、同一人の記録が複数で管理されることが往々にして生じることとなる。これは、年金の支給に際し被保険者等に不利益をもたらす」と。これは正に、昭和六十二年、そういう段階でこういう事態があるんだと、オンラインのその作業をやっているさなか

にそういう記述があるんですよ。

私、こういう事態を知っていながらこうした状態のまま十年後に、九七年に基礎年金番号を導入したわけですね。こういう事態になることは当然想定されたはずなんです。大臣、基礎年金番号の導入時にこういう事態になることは当然予測できたと思いませんか、こういう把握をしていた以上、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員が御紹介くださいましたこの社会保険庁の年史におきましても、同一人で複数の番号、記録を持つというような事態が起こって、給付なぞの場合には非常にこれは問題であるというこの指摘があつたわけでございます。

それとまた、青柳部長の方からも申したように、基礎年金番号を導入する際に、そういう同一人についての複数の年金番号、年金記録があるというところは認識はあつたわけでございますが、それをこの時間の経過、またいろいろの手だてを講ずることによってそれを解消することができるとではないかと、こういう見通しを持っていた。それが、今日、十年後においてもこのような数の未統合の記録を持っているという、そういう状況に立ち至つたことから見ますと、その見通しとい

うのは正直言つて甘かつたと言わざるを得ないということかと思ひます。

○小池晃君 見通しが甘いで済む話じゃないと思うんです。国民が保険料を納入したのにそれに見合う給付が消えてなくなる、これ詐欺ですよ、こういうことは。しかも、こういう事態になり得る、こういう複数の問題があつて大変だということと自体、国民には全く知らされてなかった。昭和六十二年の時点で、こういう事態になっているなんて国民に知らせましたか。だれも知らないんですよ。内部だけではそういうことがちゃんと記述されているわけじゃないですか。ところが、そういうことを国民に知らせずに基礎年金番号の導入をしたわけでしょう。これから対策で権利取り戻す人もいますけれども、既に亡くなった人もいます。そういう人は年金給付奪われたわけです。責任重大じゃないですか。

私、改めてお聞きしますが、見通しが甘かつたなどというそんなことでは済まされないでしょう。これ以前からこういう事態になることは十分想定されたような状況の中で基礎年金番号を導入したのだとすれば、一つは制度設計のその段階に一体どういう問題が、責任があつたのか、それから導入をした後の手だての中でどういう責任があつたのか、これしつかり述べていただきたい。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そのような、今委員は基礎年金番号を導入したのが問題ではないかという御指摘のようなニュアンスの御発言がありましたけれども……(発言する者あり) それはそうではないですね。それはもう委員と申した事実上の合意ができるということは大変幸いでございまして、そういうときに、複数の番号の存在について、やっぱりもっと厳しい認識を持ってその統合のための努力をする、それから国民に対して呼び掛ける必要があるんだと申すことと併せて、困った問題なんですよというのを訴えて御協力をいただいていくというふうな、そういうことが十分行われたかということだろうと思う

んです。やっぱりそこには社会保険庁、冒頭申したように、社会保険庁の取組についてやっぱり反省すべき点があるし、こういう事態に至っていることについては、国民の皆さんにおわびをしなればならないと、このように考えておるわけです。

そういう認識に立って、私どもとしては、非常に遅れて申し訳ないわけでごさいますけれども、これからもう全力を挙げて、できるだけ早期にこの問題の解決を図っていくと、そういう取組をさせていただくということによって私どもは責任を果たさせていただきたいというふうに考えております。

そして、この経緯と、そこにどのような責任があったかということについては、今回、総務省にお願いして検証委員会を設けていただいて、これを逐一経過を追ってそういったことについて明らかにしていただきたいと、このように考えているところでございます。

○小池晃君 ああ、正面から答えていただきましたんですが、これは社会保険庁の責任というふうにおっしゃるけれども、この省令、導入時の手続についての省令は厚生労働省令、厚生省令です、当時。正に厚生省が決めたんじゃないですか。しかも、その制度設計を厚生省全体で取り組んだわけでしょう。

そういう事態が予測される中で、極めて、その後十年たってもこれだけのものが残される、統合されない記録が残る。これは正に制度設計の段階あるいはその後の手続の中で、明らかに厚生省としては責任があるかなんじやないですか、当然。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 実務に当たっておりますのが社会保険庁であるということから、私、今、社会保険庁という役所の名前を挙げて申し上げたわけですが、もとより社会保険庁は厚生労働省の内部にある、外局といえどもその傘下にある組織でございますので、このような不手際を招来しているのは厚生労働省全体の責任である

と、このように考えます。

○小池晃君 私は、これは正に、この基礎年金番号導入をめぐる経過を含めて歴代厚生労働大臣の責任だというふうに申し上げたい。極めて重大だと思えます。国の責任で直ちに解決のための真剣な対策を行うというのはこれは当たり前のことだと。

そこで、問題はその対策が十分なものなのかというところであります。五千万件の消えた年金という言い方をすると、先ほど青柳部長も消えてない、こういうふうにご答弁しました。確かにデータは、それはオンラインの中に残っているかもしれない。しかし青柳さん、二千八百八十万件の受給権者のものについて言えば、これはもう二千八百八十万件の受給権は正に現時点では受給権者から見れば奪われている、消えている。だって、受給していないんですから。はつきりそれは、受給権消えているんじゃないですか。

○政府参考人(青柳親房君) まずは、受給権者に既に結び付いている三千万の方については、一度裁定のときに、不十分な点もあったかもしれないが、加入履歴を確認させていただいて、権利の発生を言わば御本人も確認の上で発生させていただいているという点がございます。

二千八百八十万件の中にどのくらいそれでは未統合の部分があるかということについては、私どももちろん承知をしておりますし、これから正にそのための名寄せの作業をさせていただくことになるわけですが、最終的にこれそういうことで統合ができれば、統合の後には時効の分も含めて受給権という形で実現をいたしますので、最終的には実現するものというふうに御理解を賜ればと思います。

現時点では、実現していない部分、未統合であるというところは事実でございます。

○小池晃君 現時点ではその人たちは権利を奪われているわけですよ。

それから、今言ったけれども、名寄せして統合できれば元の持ち主に返ると言うけれども、これ

名寄せできない部分があれば、それは消えることになるんじゃないですか。

大臣、自民党のビラ、これ、御心配要りません、あなたの年金が消えたわけではありませんが、こういう宣伝が一番国民の不信をおおるんじゃないですか。だって、これは明らかに現在、年金を受けている人はもらっていないわけですから。これからだって全部返るとは限らないわけですから。消える可能性はあるんですよ、はつきり。私は、こういう言い方をするのは正に国民の年金不信をおおることになると思うし、消える可能性を率直に認めて国民に謝るのがあるべき態度だと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、この五千万件の突合にこれからは全力を挙げて取り組むわけでごさいます。その目標とするところはそういうような事態を生じさせないということでございます。これが目標でございます。今その作業の前に、最終的に統合漏れになってしまいうこととを前提にした話をするというのはいくらもしては適切ではないと思ひまして、とにかくこの状況というものを改善して、そしてもう目標としては、一人残らずの本来統合されるべき記録を真正な権利者に統合するということを目標として取り組まさせていただきますということでございます。

○小池晃君 そんなこと言っていないんですよ。これ消えていないんだというような宣伝すること自体が国民の不信をおおっているということ、まあ正面からもう答えられないんだと思う。こういう宣伝はすべきではない。

それから、実際に、じゃ、それはもうなくす方向でいくと、それはいいですよ。それはもう当然のことですよ、権利なんですから。救済じゃないんです、これは。権利の回復なんですから。しかし、それは一年でできるのかということなんです。先ほど機械的にやるからできるんだみたいな、そういう話あった。しかし、ちよつとその中身についてはまた後で議論しますが、たとえ機械

的にやったとしても、少なくとも点検はしなきゃいけないでしょう、人の目で。

ある計算があるんですよ。インターネットのホームページで出ている。五千万件一年で処理すると、三百六十五日のうち営業日が二百六十日として、単純に言うとも一日で十九万件だ。専門の職員千人置いたとしても、一日一人で百九十件処理しなきゃいけない。百九十件こなすのに、六時間として、一時間で三十件こなさなきゃいけない。そうすると一件二分だ。千人の専門職員がそれに付きつきり一件につき二分以内で処理して何とか五千万件一年でこなせる、こういう計算もあるわけです。しかも、これはもう実績として十年掛かってもできなかったわけです。さらに、直近の実績でいって、特別強化体制の十か月で百四十六万件でしょう。このペースでいったら三十年掛かるわけですよ。

ですから、大臣、それが突然一年でできますよという信用できるかと。だって、先週、国会であなた方は、これはとても一年ではできないと、そう答弁されていた。五月三十日の衆議院の厚生労働委員会でも、年金受給者の分はできるけれども加入者の分できないと答弁しているんです。それが突然、何の体制も示さない、さっきの話では人手増やさないとやるんだと。どうしてこれで信用しろというのか。どだい、これは国民から見ただって、できるわけじゃないかと当然思われるんじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、小池委員が、多分、私の従前の委員会での答弁と思ひますけれども、二千八百八十万の受給権者プラス生年の不詳なる方の記録の突合しかできないと私が言ったというところではないんです。あの段階で申し上げたのは、それをやりたいと、それを先行させたいというのを申し上げたということなんです。委員はなかなかの弁論家でいらっしゃるんですけど、私が言わないことまで言っていたらいいんで、やっぱり訂正すべきは訂正させていただいた次第です。

よ、今のは。同じことやるんだと、結局、加入者に対しては、九七年から十年かけてやったことと。だから、一年でできるのかできぬのかって議論最初しましたけど、結局、一年でできるような、前やった同じことしかやらないということなんでしょう。これ。しかも、前はみんな余り関心なかったから見逃していたけど、今度関心高いから答えてくるというんですか。余りにも国民をばかにした話だ。私、こんなやり方で、加入者に対してちゃんとそのチェックしたなんて到底言えない、実行済みの作業をもう一回やるだけだ。

大臣に私、お聞きしますが、この名寄せ作業をやった結果五千万なんです。加入者に対してはそれは新たにやるのかもしれない、じゃない、受給者に対しては。しかし、加入者に対しては全く同じことをやる。結局、同じことをやったって、五千万減らすことには何の役にも立たないんじゃないか。大臣は徹底的なチェックなんだというふうにおっしゃるけれども、これがどうして徹底的なチェックなのか。これをやったとればどの年金記録が五千万のうち統合できると大臣は考えているんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど運営部長からの答弁に対して小池委員は非常に失礼だというふうにおっしゃいましたけれども、私どもは、この五千万の中には、従前から申し上げていることですけれども、死亡をされて年金に結び付かなかった方、あるいは受給要件を満たさないという形で年金に結び付かなかった方、そういう方々が含まれているということとは定性的にはずっと申し上げて言っていて、いかにも本当に申し訳ないことをしながら、なおまだそういうことを言うのかという意味で御批判をなさるといっても我々甘んじて受けなければならぬわけですから、定性的には前から言っていたことを今繰り返し申し上げたと、そういうことがございます。

それからまた、私どもは、今回この問題に取り組みに当たっては、全く従来と同じことの繰り返し

しというようなことにならないように、今後いろいろとプログラミングの段階等で工夫をしていくというふうなことで、本当に今回の作業がどうしたら実りのあるものになっていくかということもいろいろと考えていきたいと、こういうことでございます。

○小池晃君 私、今のままでは本当に実りのない作業になる可能性が高いと思いますよ。

しかも、このやり方、同一人物である可能性のある記録が見付かった場合、同一人物の記録が存在する旨を通知するというんですね。その記録は見せないというわけですよ。さつき青柳さんは、記憶を呼び起こしていただくと答弁した。何で記録を見せないんですか。思い出してください、つまり、あなたの落とし物届いていますが、中身は言えませんが、いつ落とし物したとも言えませんが、あなた思い出してください、こういう話でしょう。こんなやり方がありますか。

○政府参考人(青柳親房君) こういうやり方を取らせていただいております背景といたしましては、例えば同一生年月日同一氏名の方というのが現実には数多く存在されます。また、同一生年月日で同一事業所に勤務されていたという方も少なからずいらっしゃいます。そして、現に私どもの正に事務的なミスでそういった方々に他人の記録を言わば統合してしまったというミスもこれまでに発見されております。

したがって、私どもは、万全を期するという観点からは、私ども、基礎年金番号で管理しております記録をまずお届けをして、その言わば穴の空いている部分について御記憶を呼び起こしていただいて、その御記憶と私どもが機械で名寄せをした結果がぴったり合うようであれば、これは間違いなくその方の記録として統合することが適切であるという判断が初めてできるだろうと、このようなことを判断している次第でございます。

○小池晃君 私、これ余りに不親切。国民、被害者なんです。例えば、あなたに同一人物の記録

と思われるものがありますって手紙来ますよ。思い出せない、びっくりする。それで出掛けていって、そして、いや、言えませんが、思い出してくださいって言うんですか。こんな不親切なやり方はない。

当然、見付けたのであれば、それはもちろん全示したら、まあそこは示し方、工夫の仕方あると思いますよ、私は、部分的にマスクするとか。しかし、全部の責任を、思い出させる努力を被害者にさせる、こんな不親切なひどいやり方はない。

大臣、私ね、被害者は国民なんです。繰り返して言うから中身を公開する、もちろん、繰り返し言うけれども、工夫はする必要ある。しかし、そういう原則でやらなきゃ、これ余りにもひどいやり方になるんじゃないんですか。いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 記憶を呼び起こしていただくようになることは、我々として提供すべき検討してまいりたいと思います。

○小池晃君 よすがになるじゃなくて、その記録というのはその人のものなんです。所有は。ちゃんとそれは基本的に見せるということを原則にやるべきなんです。だから、そこは全部見せないで、そこは工夫だとさつきから言っているけれども、そういう考え方でやらなきゃ、何かヒントを出すみたい、そんな話じゃないでしょう。私、本当にひどいと思いますよ、このやり方。

それから、今回、年金受給権者三千万件について調査するというけれども、その中には既に死亡された方は含まれるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 死亡された方につきましては、御本人に当然のことながら御連絡はできませんので、まずは一義的に遺族年金の受給されている方に通知をする。遺族年金の受給されている方は、遺族年金の計算の基になった老齢年金等の加入履歴がございますので、これを御送付するということを念頭に置いて作業したいと考えております。

○小池晃君 いや、私の言ったのは、その三千万件の中には死亡者というのは入っているんですか

と聞いているんです。

○政府参考人(青柳親房君) 三千万というのは実は受給権者の人数の方の話でございますので、要するに五千万と突き合わせるときに遺族年金の分も突き合わせるという意味では含まれているというふうに御理解いただいてよろしいかと存じます。

○小池晃君 そうすると、遺族年金を通じて、そこについては統合をされていくということである。これについてはちよっとよく検討したいというふうに思います。それですべての人が救われるのかどうか検討したいと思うんです。

それから、文字どおり消えている年金の問題であります。証拠がないということで門前払いをしてきたわけですが、これは本当にひどい話で、証拠をなくしたのは国の側なんです。だから、それを門前払いするというのは本当にひどい話だと思ふんです。国民に何の落ち度もないのに、何十年も前の領収書持つてこいと、こんな話は絶対に許されない話であります。

これは変えるんだというふうに言われていますが、だとすれば、私、大事なことがあると。衆議院の厚生労働委員会の審議で我が党の高橋衆議院議員も求めましたが、実際のその本人が記録の誤りを申請したにもかかわらず却下された、証拠がないということで却下された人が、昨年八月から今年三月までのほぼ半年だけで二万六千三百五十五人おられるんですね。この人たちは正に直近の被害者です。犠牲者です。高橋議員は、この方たちに対して直ちに再調査すべきだというふうに言ったらば、大臣は再調査を否定された。これは本当に理不尽だと思ふんです。

私は、この直近、却下された二万人の方、なぜ却下されたのかを検証する、権利回復できる人は回復する、これは待ったなしの課題だというふうにいるんです。しかも、これは最近のケースです。政府の姿勢が問われている問題だと思ふんです。これ直ちに再調査して、権利の回復をすべきじゃないで

すか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちよつと話の前提に誤解があるんじゃないかと、このように考えます。

この二万件というのは、再チェックのために上がってきた上で記録がないというのをこちらが申し立てるという案件でございます。先ほど来、青柳運営部長の方からお答え申し上げておりますとおり、私どもとしては三段階で今こうした申出に対しては取り組んでいるわけでございます。

第一段階と申しますのは、要するに、おいでになられたときに、すぐにスコープでもってオンラインの記録をチェックすると、こういうのが第一段階。それから、それではないということになりますと、第二段階というところで、正式な照会申請をいただいで、そしてそれについては、オンラインはもとよりですが、さらに今度はオンラインの基になった社会保険庁の台帳とか、あるいは市町村に残っている名簿、こういうようなものについて当たった上で、それで、それでも記録がないというのを申し上げた、これが第二段階です。

それから、第三段階は、それでもなおやっぱり自分としては納得がいかないと、やっぱり本庁でもう一回、じゃこの今の調査を言わばチェックしていただきたいと、こういうような方の申出に対応するのが第三段階と、こういうふうに考えまして、そういう段階を踏んだ調査をさせていただいているということでございます。

二万件というのは、この第二段階が終わった案件でありまして、再調査というものはもう既に行われているという案件でございます。したがって、この上に更にということになると、今までだったら本庁の調査ということになるんですが、今回、私どもはこの第三者の委員会によって、更に両者の言いつつ申出内容を検討していただくというところになりますので、この二万件の方々も、そういうことでこれから私どもとしては対処させていただくという用意を我々としていたしている

ということでございます。

○小池晃君 対処させていただく用意というのは、具体的にはどういうことですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) したがって、そういうことをお申し出いただければ、それに対して第三者委員会が対応するという、そういう用意をさせていただくことになるということでございます。

○小池晃君 結局、申し出てくるのを待つという姿勢でしよう。今までのチェックが、じゃ正しくやられていたんだとしたら、それは保証があるんだとしたらそれは今の議論も成り立つかもしれないよ。しかし、根本的に今までやってきたことを見直そうという議論をしているんでしよう、今、そこではねられた人ではない、ごく直近。

だったら、今までのように第一階段、第二階段チェックしたから、そこまではもう、これはもう動かせないんですというんじゃないで、もう一回、経過も含めて、この二万人という人はつい最近、門前払いされた人なんだから、そこるところぐらい、まず姿勢として、そこ再調査から始める。そういう人たちが申し出てくるまで待つというんじゃないで、やろうじゃないかということをやっているんですよ。それもできないんですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま大臣の方からもお答え申し上げましたように、私どもが持つておる材料は、まずはオンライン上の記録ということでございますので、これは第一階段で見させていただきます。これについては、その二万人の方について今再調査をいたしまして変更がないということとは十分に御理解いただけるだろうと思います。

さらに、私どもも持っている記録が、マイクロフィルムの厚生年金の記録なり国民年金の記録、さらには市町村にございます被保険者名簿ということでございますが、これについても、昨年の八月以降であればこれにも当たって、その結果、該当のものがある、ない、あるいはお申出のものと一部重なり合うものがあるということをお示しを

したがいまして、私どもが現在まで持つておる記録、データ等によつてはそれが確認できないという方が二万人でございますので、申し訳ないけれども、それ以外の言わば周辺に当たるような、いろんなその他の材料というものをもちいたさないか、ないしは、もちろん御相談いただけたことで、こんなことがないか、あんなことがないかということをお相談いただくと、これは今後もあるかと存じます。

いずれにいたしまして、私どもが現在持つておるデータ、記録以外のものを一生懸命探し出して、それによつて言わば第三段階の、現在であれば本省の審査チーム、そして今後であれば第三者委員会にこれをお示しをして御判断を仰いでいくと、こういうステップが必要だということを申し上げた次第でございます。

○小池晃君 私は今のよう話を聞くと、やっぱりこういう姿勢を変えて解決する方向で臨むのかというの、甚だ疑問に感じざるを得ない。

それから、その立証責任の問題で、文書による証拠、記録がなくても、これは国が責任を持つて調査して、何らかの手掛かりがあれば支給する。例えば、先ほどありました、職場の同僚がその職場にいたことを証言する、このくらいでやっぱ支給対象にすべきだと私も思うんですが、ところが、さっき答弁としては、報酬が変わったり、職場内異動なんかもあるから詳しく調べなければいけない。結局、これは、同僚の証言ではこれは解決しないということなんです。

○政府参考人(青柳親房君) 大変に、そういう意味では難しい事柄であろうかと思っております。様々な言わば材料というものを寄せ集めなければいけない。同僚の証言というものは、あるいは事業主の方の証言というものは有力な材料になるというのを否定するものではございませんが、何か一つ、それだけですべてのことが解決するといふたぐいのものではないので、そういうものをいろいろ集めさせていただくという趣旨で申し上げたつもりでございます。

○小池晃君 冒頭言ったように、国の責任で起こった事態で被害者には何の責任もないのに、被害者の側にだけあれこれ注文を付けて細かい証明をさせるというのは、私、根本的に間違っていると思うんですよ。やっぱり少しでも手掛かりがあればこれは基本的に解決する、そういう姿勢で臨まなければ国民納得しませんよ。大臣、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いずれにいたしまして、これから第三者委員会の方々に御判断いただくことでございますけれども、私どももいたしましては、国民の側に立つてということをお願いするつもりでございますので、したがって、そうしたことを十分参酌されて御判断がいただけるのではないかと、このように考えております。

○小池晃君 それから、数字の問題、引き続き。社保庁のコンピュータ台帳といわゆる特殊台帳と言われる国民年金紙台帳との突き合わせの問題で、先ほど足立議員からありましたが、三千件のサンプル調査の結果、これ示すべきだと思うんですが、先ほどいろいろぐちゃぐちゃぐちゃ言って、出せない。

しかし、全部照合しなくたっていいわけですよ。紙台帳にあるものがオンラインにあるかどうか、これでしよう。一番大事なものは、こんなすぐ分かるじゃないですか。全部中身まで点検しなくたって、もちろんそれはオンラインに乗せるところまでしか紙台帳には情報ありませんからね、それは、そこを点検するというのは、それはやればいけるけれども、しかし、問題が、紙台帳にだけあってオンラインにない、これが一体どれだけの把握するの、一番大事なじゃないですか。

そんなのすぐ分かるじゃないですか、三千調べる。五千万件一年でできるといふ人が三千何でできなんでしょうか。おかしいよ。

○政府参考人(青柳親房君) オンライン上に記録がなく、言わばマイクロフィルムその他の紙台帳等に記録があるものについては、実は昨年八月か

ら昨年十二月までの間の百万件の中で既に二十九件あるというのを御報告しておりますので、私どもとしては、そういう形で、今申し上げたオンライン上になくて紙台帳等にある記録というものはそのぐらいの割合で発生するという事は承知をしておるつもりでございます。

○小池晃君 違うこと言わないで。

三千件のサンプル調査について、結果、さつきいろいろとあれこれ言って、出せないと言ったから、それ出すべきじゃないかと言っているんですよ。出しなさいよ、そのくらい。

○政府参考人(青柳親房君) 三千件については、先ほど申し上げましたように、現在、作業がまだ進捗過程にあるということ及び衆議院の厚生労働委員会が理事会の預かりになっているということから、私も現在、その御判断をお待ちしておるという次第でございます。

○小池晃君 審議妨害ですよ。情報隠しですよ。こんなやり方で本当に審議続けられませんか、この法案は。

それから、過去六年間に再裁定で二十二万件的受給額が変わったということも言われている。この再裁定で増額された人は何人なのか。減額された人は何人なのか。その結果、受給額はどれだけ変化したのか。これ、社会保険庁がやった措置の結果ですからね。これ分らない、こういうことでは済まされない。お示しいただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) 二十二万の内訳についてはかねてからお尋ねがあるところでございますけれども、私も、それについて、それぞれの年金給付額の増減をデータとしては保有しておりますが、それらを集計するシステムになってございません。

したがって、これをやろうと思いますと、一件一件について当たっていくことになりまして、お時間がいただければ、もちろんその集計ができないものではございませんが、直にお答えができないということを衆議院の厚生労働委員会でもお答えをさせていただいた次第でございます。

います。

○小池晃君 この数字も出していただかなければ審議は進みません。

それから、これも衆議院で要求しているもので、今回初めてではないですが、五十八歳通知の際に三十六万人の方が記録訂正要求をやっています。却下されたのは何人の変更されたのは何人か、これも示していただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) 五十八歳通知の記録調査の申出に対します回答内容につきましては、現在その内訳を調査しているところでございます。ただ、この回答内容別の件数を確認するには御本人の申出書の内容と調査結果を一件一件確認する必要がありますので、これも衆議院の厚生労働委員会、いや、その以前の予備的調査の段階から御回答しておりますけれども、およそ二年度程度の期間をいただかなければこの調査は完了しないというふうに考えております。

○小池晃君 こういう最低限の数字、しっかりと出していただかなければやっぱり私は議論できないというふうに思います。

それから、時効の問題について最後お伺いしたいんですが、わざわざ今回、特例法ということになったわけですが、厚生労働省として運用で時効適用をしなかったという事例は過去どんなものがあるんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど時効の議論が出ましたように、年金の支払を受ける権利というのは、いわゆる会計法の三十条あるいは三十一条によりまして、権利の発生から五年を経過することによって消滅するというようになっております。しかしながら、当初行いました裁定行為が社会保険庁の事務処理誤りに基づく、いわゆる瑕疵ある行政行為として行われましたときには、この当該裁定を取り消しまして改めて裁定請求に対する処分が行われることとなりまして、そうした場合には当初の処分が取り消されるということから時効が進行しなかったことになりまして、不足額について五年を超えて遡及して支払われるという

ケースもございます。

一例を挙げますと、老齢年金の受給者の方が亡くなりまして、その遺族の方から遺族厚生年金の裁定請求がございました。その際に、老齢年金の年金額計算の基礎となっておりました被保険者期間の一部、これは実は旧の船員保険の期間であったということから、であったようでございますが、その一部を漏らしていたことが後日判明したために裁定変更を行った。そのことに伴いまして、約九年度の差額をお支払いしたというような事例があったと承知しております。

○小池晃君 ということは、要するにその裁定の申請は正しかったけれども、その裁定を間違えた、いろんなミスがあった、そういうケースで時効の適用をせずに支給した、そういうケース以外は時効の適用をしなかったケースはないということですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど申し上げましたように、瑕疵ある行政行為ということで、当初の処分が取り消されたというようになって時効が進行しなかったことになって、結果的に五年を超えて遡及されたというようなケースを念頭に置いていただければと存じます。

○小池晃君 瑕疵あるというのは具体的にはどういうことですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど申し上げました事例の場合には、老齢年金の年金額計算の基礎となっていた被保険者期間の一部を裁定時に漏らしていたということの意味を考えると考えております。

○小池晃君 裁定時に、要するに社会保険庁が算定に組み込まなかった、社会保険庁のミスで支給されるべきものが支給されなかった、こういうケースに限って時効を適用しなかった、そういう説明ですね。

○政府参考人(青柳親房君) 時効の適用につきましては、かなり個別個別にケースを考えなければなりませんのでなかなか一般化はできませんけれども、ただいまのケースにつきましては委員の

おっしゃったような事例というふうに御理解賜りたいと存じます。

○小池晃君 しかし、実際調べてみますと、今回、時効特例法が救済の対象とした、裁定時には情報が見付からなくて後からその納付記録が見付かって加入記録が訂正された、こういうのは今回の法律じゃないと救済できないと言っているけれども、今までも行政の裁量の範囲内で時効を適用せず遡及して支払っている例はあるんです。

これは一九九三年に裁定申請をした方のケースです。裁定時に社会保険事務所側が十分に調査しないで、船員保険の加入記録が見付からずに、三年余りの納付期間が年金額に反映されなかった。時効に掛かった三年についても、これは社会保険審査会で保険者の責めに帰すべきものだから時効の進行が中断しているということで、二〇〇五年二月に時効の進行が中断しているということで三年分の支給決定している。

それから、そのほかにも、一九九九年にも、裁定時に発見できなかった通算十七年の加入記録が裁定してから二十四年後に発見されて、これ時効に掛かった十九年分含む二十四年間分、一千万円を超える一時金が支払われた事例もございます。これは社会保険審査会の裁定集の中に、ホームページにしっかりと載っております。

大臣、今までの説明、うそなんです。実際に運用でこの裁定申請は正しかったけれども、裁定が間違ったというケースだけか今までは明らかにしてこなかった、さっきのようなケース。しかし、実際には時効特例法が救済の対象としたようなケースの場合でも、行政の判断で支払っているケースはあるんですよ。これ、でたらめじゃないですか、今までの説明。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま委員が御紹介いただきましたケース、いずれも社会保険審査会の結果をいたしまして、その行政行為を取り消して、新たにそのような行為を決定したという内容でございます。したがって、これは私どもが行政的な裁量でそのような判断を取ったという

のではなくて、あくまでもその不服申立ての結果として取られた、処分が取り消され、新たな決定が行われたものということでございますので、行政の裁量で行えるという御理解は若干いかがかというふうに存じます。

○小池晃君 いや、私が言ったのは、これは実際にそういうケースがあるということを、今まで何も言っていなかったけれども、こういうケースがあるという事実を私は指摘をしているんです。

やっぱり、この紹介した二例以外にも、社会保障審査会の裁決集を見ると、行政側に責めがある場合はこれ時効適用せず差額を支払っているわけですから、これはもうさも時効が絶対的なものであるかのようにこの間説明をしてきたけれども、結局、私は、これは行政側がこの時効というのを機械的に適用して年金を支払ってこなかったという対応を合理化するだけの話にすぎないというふうに思います。

やはり、今回の消えた年金問題についていろんな角度から今日議論をさせていただいてまいりました。私、最後に言いたいのは、やっぱり今回の対策なるものは極めて問題だらけ。時効の撤廃はいいですよ、それは。しかし、そこまでたどり着けない人が一杯いる。しかも、時効自体は運用によってこれは、それこそ安倍総理が時効の問題については適用しませんというふうに言えば解決する問題のはずだし、問題はその時効以前の問題。そこにたどり着ける、その人の失われた記録を見付けてあげる、今のやり方では見付からないんです、これ、はっきり言って、三条件一致にしても。しかも、その説明の仕方も極めて、本人には情報を見せないというようなやり方でやろうとしている。

しかも、今日そこまで議論には行きませんでした、五千万件については一年間でやるというふうに言っている、これはできるかどうかという問題はありますが、しかし、元々のオンライン情報で間違っていたかどうかの突合について言えば、これは正に何十年掛かるか分からないというわけ

でしょう。しかも、なくなった記録もあるかもしれない。そういう中で、私は社会保障庁を解体するというのは余りに無責任だというふうに思うんです。

今、窓口は大混乱している。本当に長蛇の列ができて、みんな心配だから押し寄せているわけですね。しかし、そういうときに、いや、もう調査は全部終わるのは分かりませんと、五千万件のうち、まあ一致したものはある程度ありますが、それ以外の、記録そのものが間違っているのはそれは後回しですよ、いつ終わるか分かりません、しかし社会保障庁は三年たつたらなくなりますと、業務は六分割です、年金部門だけでも四分割です、責任問おうにもなくなってしまうじゃないですか。そう言っていると、いや、厚生労働大臣が監督責任持つからと言うけど、それは厚生労働省がやるということと、厚生労働省がねんきん事業機構という機構に対して監督責任を持つというのは責任の持ち方が全く違うんです。

私、そういう中で、正に今回のやり方というのは、この問題に対する国の責任まで分割・民営化する。もう消えた年金のように、国の責任まで消えてなくそうということになるじゃないか。私は、こういう問題が出てきて、この議論というのは私はスタートに戻さなきゃいけないと思うんです。やっぱり、今この問題出てきて、このまま分割・民営化してしまっているのかと、一度立ち止まって、私はまず徹底的にこの消えた年金どうするの、それこそ与野党が知恵を絞って、これを解決するために何が必要なのかと、まずはそこを集中的に議論すべきですよ。それをやらずに、解体、分割・民営化、どんどん進める。こんなことをやれば、国民の怒りは正に火に油注ぐことになると思う。

私は、この問題はそういう立場で臨む。大臣には、やっぱりここはいったん立ち止まって、分割・民営化の問題はこれはいったんストップさせて、まずはこの消えた年金問題解決しようじゃないかと。そうしなければ、本当に責任逃れという

ふうに言われても私は仕方ないと思いますよ。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもが仮に、この問題について未解決の問題を非常に多く残しながら、この組織改編をするということを前提にしていろいろ御議論をいただきましたけれども、私どもとしては、この問題を解決するということをこの組織改編と同時に並行的に行っていく、最後まで責任を回避するようなことは一切考えておりません。

小池委員の方は組織のいろいろな御要求も背後にあるのかもしれないけれども……(発言する者あり) 何でかんでこの組織を温存したいという思いを基に御発言かもしれないけれども、私どもとしては、この問題は本当に厚生労働省、労働大臣の責任において必ず解決をする。しかし、こういうような問題を起こした組織それから職員の方々、もちろん熱心な方々も多いわけですが、それでも、そうでなかった人もいるということの中で、こういった問題が生じたことを考えますと、やっぱり組織の改編もこれはもう不転の気持ちで取り組まなければならない、このように考えておりまして、この問題をこちゃこちゃにするというようなことは私は適切を欠くと、このように考えるところでございます。

○小池晃君 組織の要求があるからという発言は撤回していただきたい。侮辱ですよ、それは。

私は、年金というのは正に、今回の事態で明らかになったのは、国民の大切な財産を三十年、四十年預かる大事な大事な仕事なんだということが今回の事態で明らかになったんですよ。だとすれば、それは国の責任でしっかりと、国がこういう問題起こったら最後まで責任持つ、一人たりともこの問題で不利益になるような人を出さない、そういう立場で臨むべきだと。だから今、解体、分割・民営化というのとは最悪の責任逃れだと言っているんですよ。

撤回していただきたい。その組織云々という発言、撤回してください。撤回するまで私は終わ

りませんよ、これは。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いや、もう別段その組織の声を背景にするというようなくだりは私、撤回をするのにやぶさかでありませんけれども、しかし、そういうようなことで組織を温存するということは私どもは適切を欠くと判断しているということを申し上げたい。

もちろん、国民の年金が大事だということは私も非常に重く受け止めておりまして、この国民の年金権のしっかりと確保、このことのためにいろんな問題にも真剣に取り組もうとしているということでございます。

○小池晃君 取り消すんです、じゃ、取り消すんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 撤回します。

○小池晃君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。宙に浮いた五千万件の年金の記録と、それから記録さえされていない消えてしまった年金の問題、このことについて、なぜこのような問題が生じたのか、厚生労働大臣、責任についてどう思うか、お聞かせください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) このような五千万件の問題等の年金記録にかかわる問題がどうして生じたかということについては、まず、私ども、基礎年金番号というものを導入しまして一元的な年金記録の管理をしようと、こういうことを思い立ったわけでございます。

その際に、過去の年金記録というものの、あるいは年金の複合番号というものが別途に残っているということは十分認識をいたしておいたわけですが、これも、これはもういざうれ容易に統合が実現するであろうというふうに見通してこのシステムを導入したわけでございますけれども、今現在においても五千万件の未統合の記号番号が残っているというところになったわけでございます。この点についてはこれまでの十年間という期間、本当に真剣に統合のために国民の皆さんの御協力を呼び掛けたり、あるいは内部の作業を強力に進めた

りというようなことが本当に十分であつたのかという点については私は反省すべき点が多いのではないかと、このように考えておりました。その点については誠に申し訳ないと、この年金の事業運営に責任を持つ役所、また役所の責任者として大変申し訳ないということでおわびをする次第でございます。

○福島みずほ君 このような問題が生じたのは三段階あると言われております。一九八〇年の手書きのときの間違い、コンピュータ化したとき、一九八〇年代の段階の問題、基礎年金番号導入の際の一九九七年のときの問題、三段階あるというふうに言われています。

一九八〇年代、徐々に、一九七〇年代からコンピュータ化が本格化するわけですが、そのときに外注化をして、アルバイトなどいろいろな名前の入力ミスや、それから名前の読み方について確認をしないで入れたというふうにも報道されています。

このときにきちっと入力ミスがあるかどうかについての検証は当時されたのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま福島委員の方から三段階でそれぞれの時期で問題があつて、それぞれについてどのように検証したのかというお尋ねがあつたかと存じます。

国民年金、厚生年金では若干それぞれ事情が違います。

国民年金につきましては、昭和三十六年から拠出制の国民年金制度が始まつたわけでございますが……

○福島みずほ君 済みません。検証したかどうかだけ答えてくだされば結構です。

○政府参考人(青柳親房君) それぞれの事情があつて、それぞれの段階で、非常に複雑な説明になりますが、国民年金については紙の台帳を使つていた時代から三回に分けてこれを社会保険事務所と記録を突合するという例えば手続を取つておりました。一回目はそれぞれの方が印紙で保険料を当時納付しておりましたので、その印紙納付が

あつたときにまずは社会保険事務所の方に報告があると。次に、一年分の印紙を検認のために台帳から切り離してやつたときにこれまた突合をした。さらに、三段階目では、そうした一年間分の保険料納付について事務所と市町村で読み合わせをしてその記録をやつたというような事務作業をかなりふくそう化してやつたということがありました。

あるいは、機械化の際のお話がありましたけれども、これも一例でございますけれども、入力をする際にはダブルチェックという形で、一人が入力したものと全然別にもう一台の形で別の人間が入力したものと、両方のものが合かなければそれを機械上に載せないというようなダブルチェックもしたということをお聞かしております。

いずれにいたしましても、すべての事態、すべての状況についてどのような形のチェックが行われたかということはいまだ整理をしないといけない点がございますが、それぞれの段階でたまたま申し上げたような二重、三重のチェックをしながらそれぞれの機械化を進めていったというこのことのみ申し上げさせていただきますと存じます。

○福島みずほ君 二重、三重のチェックをされたんだつたら、生年月日がないのがなぜ三十万件出てくるのでしょうか。入力ミスのケースがなぜ報告されているのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 個別のケースについて今の段階で当時にさかのぼって確認のできないことはございます。

ただ、国民年金の場合には、ただいま申し上げましたが、市町村から社会保険事務所にまず報告をし、社会保険事務所においてこれを被保険者台帳に転記する、そしてさらに磁気テープに収録する、そして三つの過程、それぞれの段階でミスが生じる可能性は残念ながら否定できなかったと思ひます。

また、厚生年金の場合には、社会保険事務所に於いて事業主の方から届出をいただいたものを被

保険者台帳、言わば被保険者名簿に記録する過程、あるいは磁気テープに記録を収録する過程、それぞれで残念ながらそういった厳しい二重、三重のチェックの中からも漏れが出たということが事実ではないかと推測する次第でございます。

○福島みずほ君 その厳しいチェックをしたという答弁ですが、全く納得できません。

なら、三十万人の人たちがなぜ生年月日がないのか、あるいは読み方の違う人がなぜ出るのか。これはたくさん出るのであるのか。これについてはいかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 読み仮名につきましては、私の承知しておる限りでは、紙の台帳は漢字で当時記載がされておつたと、ところが振り仮名を振つてなかつたと。これをコンピュータに収録します際に、当時のかなり何世代も前のコンピュータでございまして、漢字での収録ができなかつたと。そのためにこれを仮名に変換して入力しなければならなかつたと。その仮名に変換をする際に、正しいその方の名前が、読み方が分からなかつたために正しい名前とは違う形で仮名入力されたということを承知してございまして、そのような過程で大変申し訳ない漏れが生じたということかと承知しております。

○福島みずほ君 漢字の読み方が分からなくて、例えば日本語の漢字はいろいろな読み方がありますから、じゃ、確認をせずに、御本人に確認せずにコンピュータで入力したと承知されていられるということではございませんか。

○政府参考人(青柳親房君) コンピューター入力の際には、例えば厚生年金でいえば、昭和十七年制度発足以降で相当の期間もたつていることがあり、その時点で一人一人にあなたのお名前がこれでよろしいかという確認ができなかつたという事情もあつたかと存じます。

○福島みずほ君 私の質問は、入力する時点の問題です。青柳さん、それは、一々漢字から片仮名に入力する際に、きちっと本人の名前かどうか分からない場合はチェックしたんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほども申し上げましたように、既に紙の台帳で長いこと言わば保存をされていたものをコンピュータに載せ替えるときには御本人に確認のしようがないものですから、そこで漢字で書かれていた台帳を適宜、振り仮名を振つてコンピュータに入力をしたというふうに承知しております。

○福島みずほ君 全くでたらめです。つまり、読み方が全く違うわけですから、その人の同一性が担保できません。漢字であればその人の同一性の立証はできますが、片仮名になつた時点で漢字が消えてしまふわけですから、コンピュータ化の入力の際に大体こんな読み方だろうというふうに入れたという答弁です。こんなひどいことはないですよ。ユウコさん、ヒロコさんとか、全部呼び方が違う、別人になつちゃうんですよ。それで国民の年金の記録を預かつているというのが自覚がないですよ。

本日の答弁でも、本人に確認しようがないから読み方でやつたといつたら、もうそれは当て推量ですよ。当たるかもしれないけれど、当たるも八卦当たらぬも八卦、外れることも大いにあるじゃないですか。今回の本日の事態は予測できたわけですよ。

もう一つお聞きをいたします。

六月五日の朝日新聞の記事に、「年金入力漏れ二割 三月照会分 都内、台帳に記録」とあります。この問題は、宙に浮いた五千万件ではなくつて、そもそも台帳にはあるけれどもコンピュータに入力されてないという事態です。これはどうしてこういうことが起きたんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 当該記事の中の二割、六十一件という数字につきましては、本年の三月十九日から三月三十日までの間に東京の社会保険事務局管内でマイクروفイルム化された被保険者台帳を参照して記録の統合等を行った件数であると承知をしております。東京の場合には文京の方にこのマイクروفイルム化された台帳を全部集約をしておりますので、ここで作業したもの

結果と聞いております。

しかしながら、実際にオンライン上に記録がなくマイクロフィルムの記録に基づいて記録を確認したというのはこのうちの八件でございます。そのほかは、オンライン記録があるものの、言わば確認のためにマイクロフィルムを参照したというふうに承知をしております。この間の相談件数はこの東京管内で二万件と承知をしておりますので、二万件のうちの八件が入力漏れの可能性があったというふうに御理解を賜りたいと思います。

○福島みずほ君 台帳とオンライン上の記録をすべて突き合わせるべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) この点につきまして、私も既に、厚生年金でいえばマイクロフィルムになっていくマイクロフィルム、それから国民年金でいえばマイクロフィルム化されている特殊台帳及び市町村の被保険者名簿、これを私どもが電磁的に管理しているすべての記録と突き合わせるということを着手する予定にしております。

○福島みずほ君 その突き合わせの作業はどれぐらい時間が掛かるとお考えですか。報道によれば、突き合わせには十年程度掛け実施するとありますが、それでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) これらの記録が、全体像、言ってみれば、どのような形で保存されているかということについての全体像を現時点ではまだ把握をしております。特に、市町村の記録につきましては、これは平成十四年に国民年金の徴収の仕事が市町村から国に移管された以降は、市町村、これ保管している義務がなかった記録でもございますので、私どもとしては、将来に向けてこの被保険者名簿をどういう形で保存するかということも含めて市町村と御相談をしなければいけない状況でございます。

したがって、この全体状況が分からない中でなかなか何年間で処理ができるということが申

し上げられないものですから、私どもとしては、今後の進捗状況というものを半年ごとにきちんと御報告することによって、そういった何年間でできるということが分からない部分に代えてまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 大疑問で、国民年金台帳の廃棄の通知を出していらっしゃいます。なぜこれは廃棄の通知を出されたんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 厚生年金と国民年金では、実はマイクロフィルム化をした事情に若干の違いがございます。

厚生年金はかなり早い時点でマイクロフィルム化を実施をいたしました。これは、先ほども申し上げました、昭和十七年から制度がスタートしておりまして、ある時期に言わば事務所がこの台帳で山積みになって手狭になった。そういう意味では、また紙の台帳でございますから、これが毀損するおそれもあったというようなこともありまして、かなり早い段階でこれを保存のためにマイクロフィルム化するというところを取り組みました。

一方、国民年金につきましては、これは昭和三十六年から制度がスタートしたということもございましたので、むしろオンライン化はかなり早い時期から取り組むことができました。そこで、オンライン化とマイクロフィルム化というのは一体の作業としてやらせていただきました。オンライン情報に通常の被保険者記録を載せますときに、すべて例えばある一年間について保険料が納付されているというような方については、直接オンラインにその記録を移すということで台帳を保管する必要はない。しかし、特殊台帳という形で、言わば一年間の中に穴空きの、まだら形になっているような記録をお持ちの方や、特例納付という形でさかのぼって保険料を納付された方についてはこれをマイクロフィルム化して保存をし、オンライン記録を言わば保管をするという判断をしたところでございます。

○福島みずほ君 時間がもったいないので、

ちょっと短めに答弁をお願いします。

私の質問は、じゃ、すべての記録はマイクロフィルム化しているんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 厚生年金についてはすべての記録をマイクロフィルム化しております。国民年金については、先ほど申し上げました特殊台帳、それから特例納付及び穴空きの、まだらになっている記録、これらを特殊台帳としてマイクロフィルム化しております。

○福島みずほ君 だとすれば、厚生年金の方はマイクロフィルム化全部している、国民年金の方はすべて台帳化していない。じゃ、なぜ国民年金の台帳の廃棄を命ずるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどの繰り返しになりますが、廃棄をしたのはすべてオンラインに載せたもの、あるいはマイクロフィルム化するという形にできたものから言わば廃棄をしたわけでございますので、廃棄をしたものは私どもの認識ではオンラインに載っておりますかマイクロフィルムで残っておりますというふうに認識をしております。

○福島みずほ君 では、根本的な疑問は、マイクロフィルムが基本的にある、マイクロフィルム以外には台帳がある、だとすれば、もともと前から、十年前、二十年前からなぜ突合をやらなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 台帳との突合は、オンラインをする際にいったんそういった形で、正確に申し上げれば、いきなりオンラインに入れたわけではなくて、紙の台帳を一時、もつと、言わば当時、今よりは原始的な電磁記録に移すという作業が行われておりましたので、その記録と当時の台帳記録を突合して、最終的にオンラインに移行していったという過程を経ておるわけでございますが、いずれにいたしましても、いったんそういう意味ではそういった突合が過去において行われているということでございますので、私どもとしては改めて突合を行う必要性は最近では感じておらなかったというところでございます。

○福島みずほ君 一九九七年に基礎年金番号導入のときに、当時、三億件記録があると。そして、人口は大体、人間でいえば一億人。そうだとすれば、二億件を一億人の人に集約する必要がある。それで、その段階でいまだもって五千万件残っているわけですか。

私の根本的な疑問は、なぜ一九九七年、十年前にその突合、マイクロフィルムもあるわけだし台帳もあるんだったら、なぜそこでやらなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 当時の認識では、例えば台帳の記録とそれからオンラインの記録というものが大きく食い違うという認識をまずは持つておらなかったということが原因の一つだろうと思います。したがって、むしろオンライン上に載っている記録をどうやって統合していくかということが専ら問題意識であったと承知をしております。

○福島みずほ君 今分かっていることは、オンライン上の記録と、それから台帳の間にずれがある。入力漏れがあったりオンライン上消えているのがある。だから、あなたの記録はありませんよとオンライン上言われ、本人が慌てふためくという事態が起きているわけです。とすると、当時の認識は甘かったんですね。

○政府参考人(青柳親房君) 昨年の八月から十二月までの間におよそ百万件あったお問い合わせの中で、先ほども御紹介をしたように、マイクロフィルム、あるいは市町村の被保険者名簿に記録がありながらオンラインに記録がなかったものが二十九件、確かにございました。その意味では、結果としては、ただいま委員の御指摘のとおりかと存じます。

○福島みずほ君 去年までのそのオンライン上になんというものを気が付かなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 件数については承知をしておりますが、オンラインの記録を言わば補完するものとして例えばマイクロフィルム等が活用されておったことはあったというふう

に承知をしております。

○福島みずほ君 マイクロフィルム、台帳とことと照合して、記入漏れがないかということと恒常的にそれはやるべきで、それは先ほど青柳さんが、いや、一九七〇年代の入力のときも、漢字から平仮名にするときに何かあったじゃないかと、実際、入力漏れがあるわけですから、これはとことんやるべきでした。

それから、今日の一番聞きたいことは、五千万件のやつばり宙に浮いている年金です。一九九七年の段階で三億件あった、それが一億人に集約する際に、どう考えても二億件は浮いているわけです。それが五千万件、現在においても残っている。

で、お手元の資料に基礎年金番号通知書をお示しいたしました。私も実はこういうものをもった記憶があります。それで、私も司法修習生のときの共済年金があるということを送り返した記憶があります。しかし、これをもった人間が果たして事態の重要さやそういうことが分かったのでしょうか。

この通知書もらって送り返した人間は九百万人だと聞いていますが、まあ九百四十万人、それです。よろしいですね。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど申し上げましたが、この通知書に基づいてはがきで回答された方は九百十六万人というふうに承知しております。

○福島みずほ君 三億件記録がある、で、年金の番号を持つている人は大体一億人である、だからどう考えても二億浮いているわけですよ。そうしたら、これは、その年金記録は個人にくっ付けないと、お金は払っているけれども、年金の保険料払っているけれども、その人の年金に加算をされない。通常であれば、本当にこれ詐欺みたいなものですよ、ね、払っているけど加算されない。だとすれば、これは必死でつなげる努力をしないといけない。これをもらって返した人間が九百十六万人だったら、残りの人たちは返していないし、

分らないわけですよ。だから、当時、一九九七年の段階でもっと、三億件あるんだから、皆さんのその基礎年金番号導入に当たってきっちり教えてくださーいというふうな広報をきちつとするなり、必死で三億件を一億人につなげる努力を当時やるべきだったんですよ。

しかも、この社会保険業務センター行きのは、これ来ているのが、期間がとてつもなく短いんですね。これが、平成九年二月二十八日までを送り返していいと言っていて、社会保険庁のこれが、期間が非常に短いんですね。交付年月日が一月一日付けで、そしてこれが、送っているのが二月二十八日までを送り返していいとなっていて、期間もとても短いんですね。ですから、この点でも極めて不親切。

それで、私は、社会保険庁、厚生労働省は、九百十六万人しかこれが送り返されてこなかったら、驚愕すべきなんですよ。三億件が九百十六万しか戻ってこない。だとすれば、どこにミスがあるのか。あとの人たちは、もらったところで、いや、自分が真つ当な年金をもらっていないわけですから、これを当時、放置した、あるいはこの結果について重い重い責任があると思われませんか。

○政府参考人(青柳親房君) これは午前中からお答えをしているわけですが、私どもも、この言わばアンケートみたいなおはがきだけすべてをやったわけではございませんで、これをいだけなかった方についても、氏名、性別、生年月日による三情報の名寄せをいたしました。この方々は約九百二十万人分ございまして、両方合わせた言わば一千八百万人の方に対して加入履歴を新たにお送りいたしました。あなたの記録には他に記録がある可能性がある、もしこれ以外に記録が思い当たるところがあれば教えていただけないかという、そういう丁寧な作業をさせていただいて、この一千八百万人の方を最終的には九百二十七万人分統合させていただいたという経緯がございます。

○福島みずほ君 この基礎年金番号通知書で統合していくのは、これアンケートなんですか。だから、アンケートなんですか、これ。

私も実はこういうものをもらったときよく分からなかったんですよ、これ何のために送られてきているのか。ただ、私の記憶では、司法修習生のときは共済に入っていたから書いて送り返したのどつながつているんだと思うんですが、多くの人は分からないですよ。

九百十六万、このアンケートに戻ってきた。それから、あと九百万ぐらいは名寄せで行われた。でも、二千万じゃないですか。全部で三億件あるんですよ。そうしたら、それは社会保険庁、厚生労働省は必死でとにかく名寄せをするなりやるべきじゃないですか。国民の皆さん、この基礎番号であなたが忘れていたりすることについてやつてくださーいと物すごく広報やるべきじゃないですか。アンケートなんですか、重要な権利が。

○政府参考人(青柳親房君) 丸を付けて返すという意味で、ちよつとアンケートという言葉は語弊がございまして訂正をさせていただきますが、いずれにしても非常に簡易な調査をさせていただいたこととございまして。

それで、今申し上げたように、三億件でございますが、これ三億人ではなくて三億件であります。で、例えばこうやつて千八百万人の方に改めて加入履歴をお送りして、名寄せをした結果なりでお送りした段階でも相当の言わば、件数は言わば、何ていうのかな、消し込みというか統合ができたというふうに承知をしております。

また、この間、具体的に年金受給年齢に到達した方に裁定をする際にもそういった形で統合を並行して進めましたので、結果的には三億件が五千万件まで統合が進んでいったことは事実としてお受け取りいただければと存じます。

○福島みずほ君 五千万件、宙に年金記録が浮いていて、それを払ったけれどもだれにも結び付いていない。もちろん掛け捨ての部分やいろいろあるかもしれませんが、それは国民は怒っているわけですよ。

今の答弁は、三億件あったのが五千万件になったからいいじゃないかという、いや、そういうふう

に聞こえますよ。五千万件の方に驚いてくださーい。(発言する者あり) あつ、五千万、ごめんなさい、数字があれで済みませんが、三億件が五千万になったんだという、この十年間で。それは違いますよ。十年前、一九九七年の段階でそれはきちつとやるべきですよ。

お手元に統合されていない年金手帳記号番号に収録されている人たちの件数と年代別のがあります。百歳以上の人が百六十一万人なんです。厚生年金。百歳以上の人で生きているのは三万人弱ということですよ。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お答えを申し上げます。

昨年の九月三十日時点におきまして百歳以上となる方の人数を私も厚生労働省において八月十五日時点で把握いたしましたところ、その数は二万八千三百九十五人というふうに承知しております。

○福島みずほ君 百歳以上の人の記録が百六十一万件、それで、生きている人が百歳以上が二万八千人ですね。そうすると、生きている間に自分は払ったけれども、自分に結び付かなくて亡くなっている人が物すごく多いということなわけですよ。

百六十一万件のうち亡くなっている人ってどれぐらいいるかは、これはデータじゃ分からないんですよ。

○政府参考人(青柳親房君) 大変申し訳ございませんが、承知しております。

○福島みずほ君 この表を見ると涙が出そうになるという、この人たちは、この人たちという、五千万件のこのケースは、払った、着実にこれはどこかで払込みがあるんですよ、保険料払っていて、これだけ払われている。厚生年金、国民年金、年代別にもある。二十代だってこんなにたくさんある。にもかかわらず、これが本人の給付

に、宙に浮いているわけですから、結び付いていないわけです。

亡くなっていれば遺族年金が発生している可能性が強い。遺族年金は本当はもつともらえたかもしれないんだけど、つながつてないから少ないわけですよ。これはひどいじゃないですか。

○政府参考人 青柳親房君） すべての方が確かにそういうことで、本来であれば年金給付に結び付くべきであったのに結び付いていないではないかというのであれば、委員のお怒りもごもっともかと存じますが、私どもは、むしろこれは、例えば年金受給に、そもそも受給権が発生しない、つまり無年金という形で結び付き、かつた方も相当数おられるでしょうし、その意味で、すべてをこれ年金受給に本来結び付くべきであったというふうにお考えになるのはいかがかというふうに、正直言っています。

○福島みずほ君 分かりました。

じゃ、私を安心させるために、どれぐらいが無年金か示してください。

○政府参考人（青柳親房君） 残念ながら、これは五千万すべてに共通する話でございますけれども、それについてどのような形で記録が残ったかということを含から調べるすべはございません。

○福島みずほ君 分からないなら言わないでください。安心できないじゃないですか。示さずに安心しろなんというのは、それはおかしいですよ。居直り強盗みたいなもんですよ。おかしいです

よ。それはやっぱりこの五千万件の痛みとか宙に浮いた年金の問題、入力さえされていない、この問題についての厚生労働省の責任、社会保険庁の今の責任感には本当に希薄ですよ。大臣、今までの答弁聞いてどうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 五千万件のこのように統合されない記録がある、しかも六十五歳以上の受給者の年齢層に属する方々の数も多いということを考えますときに、私どもは本当に、これがもし年金に結び付けるべきものという前提に立ちますならば、これは本当に申し訳ない事態になって

いるというふうに考えると、ころでございます。

そういうことで、私どもとしては、国民の皆さんに対して大変申し訳ない事態になっているということの自覚に基づきまして、これから懸命にこの統合に向けての努力をしなければならないと、このように考えます。

○福島みずほ君　これがどれだけ無年金なのか、だれが死んでいるのか、どの部分が遺族年金になっ
てきているか、全然分らないわけですね。でも、私
はあえて言いたいんですが、例えば百歳以上、自
分では保険料払っているけれども、年金の百歳以
上の人の分が百六十一万件あるわけですね。じゃ
、年金もらえずに死んだ人がいるんじゃないか、
その責任はどう取りますか。

○政府参考人(青柳親房君) 百歳の方にちよつと、こだわるわけではないんですが、思い起こしていただきたいわけですが、日本の国民皆年金は昭和三十六年以降でございますから、それ以前は、例えば厚生年金でも二十年の加入期間がなければ、残念ながらその方々は掛け捨てという形に

なっておったことが十分に考えられるわけでございます。百歳という年齢の方々のことを考えますと、その意味では皆年金という形で必ず年金受給給に結び付くという機会がそもそも制度的に保障されているから無年金になった方もいると考えるのは、決して私、役人の何か言い訳でも何でもありません。いいじゃないかなというふうに、正直言つて、思います。

したがいまして、私どもとしては、この關係を放置するということではなくて、午前中以來申し上げておりますように、機械での照合を始めてとしてきちんと分かるものを明らかにしていくということを徹底的にやらせていただくということはお約束をしておるわけでございますが、その中で、例えば少しでもそういった五十万件の言わば実像に肉薄していきたいという気持ちで取り組まさせていただきます。

○福島みずほ君　内実を全く明らかにしないで、この人たちは無年金だった可能性があるとか、そ

ういう中身が分からないのに言うのは暴言です。衆議院の厚生労働委員会の中でも振り込め詐欺じゃないかという意見がありましたけれども、国家は振り込め詐欺をするんじゃないか。そうですよ、これだけの件数あつて、この人たち無年金だった可能性が強いから御安心くださいみたいな今日の答弁はふざけてますよ。

それで、この五千万件についてお聞きをします
が、女性に姓を変えている人が、結婚のときに、
九七％いますので、この切断したり宙に浮いた年
金の男女比でいえば、結婚した女性がこの中にか
なり入っているのではないか。性別比はこの五千
万件、どうなるでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) この五千万件の男女別の内訳につきましては、もちろん個別、一件一件のデータに当たれば男ないしは女と書いてあるわけでございますけれども、これちょっと集計するシステムになっておりませんので、今の時点で、はちょっとお答えができないということでお許しをいただきたいと思います。

○福島みずほ君 五千万件というのはすごい数字ですよね。つまり十年前、一九九七年の段階でアンケートを取った、そしたら九百十六万人は送ってきたけれども、そしたらその段階で驚愕動地をし、厚生労働省、社会保険庁は国民の皆さんに物すごく広報をして、皆さん教えてください、ちゃんと連絡くださいってやるべきだったんですよ。それをほかかむりというか、分かっていたんですよ、社会保険庁は。その段階で、だって件数も分かっているから。

五千万件あるわけだから、通常の感覚であれば男女比についてはどうか、どの分野のどこがどうか、入力ミスじゃないけれども、どの分野が多くなっているかというようなことをグループごとに傾向と対策をきっちりやって働き掛けるべきなんです。男女比の比率はなぜ出ないのか、コンピュータだったら動かせばいいじゃないですか、男、女のどちらかで。コンピュータを動かすのはお金が掛かることは分かります。でも、五

千万件のうち圧倒的に女性が多い。特に結婚して姓を変えてこうなっている女性は特に御連絡をください、以下の人たちは特によく御注意の上、御連絡をくださいってやるだけでも、全然、広報違つてきますよ。コンピュータで男女別比を出してくださいよ。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万件の中身を少しでも明らかにしろというのは先ほど出ておる御要請でございますけれども、私どもとしては現時点でちょっとその、例えばボタンを一個押せば何か結果が出てくるというふうなたぐいのものではございませんので、それなりのプログラムをきちんと書いて対応しなければならぬというものでございますので、分かりましたということでなかなかお引き受けできないということを、御事情を申し上げざるを得ないと思います。

○福島みずほ君 この十年間、何で放置をしてきたんですか。三億円あつて、もうそれは分かっているわけじゃないですか、その時点でも。あるいはこの五千万件だけじゃなくて、消えてしまった年金の記録もあるわけですね。その二つの問題にこの十年間放置してきたツケですよ、これは。男女別比を出してくれていう要請をしても、そんなことできません、だと、実像に全然迫れないですよ。

で、言いたい。安倍総理は一年間でこの五千万件のコンピューター上の照合をすと言いました。一年間でできるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど来お答えを申し上げておりますように、この五十万件についてはオンライン上、言わば機械的に処理されている情報であるということがございますので、これとまずは三千万人の年金受給者の方々についてのその名寄せができるようにシステム開発をして名寄せをすると、これをまずは来年の五月までに実施をし、その後、六月以降、その結果に基づいて同一人の可能性の高い方からまずは加入履歴をお届けしてその確認の作業に入り、最終的にはすべての年金受給者の方にその加入履歴をお送りするの

いうことを組みたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 一年間でコンピュータ上の照合ができるのであれば、なぜ十年前にやらなかったんですか。全く理解できないですよ。つまり、これ、コンピュータ上の照合の問題だからそういうプログラムをつくって照合すればできるわけでしょう。一年間やる気があればできたわけじゃないですか。なぜ一九九七年、返ってくるアンケートの結果が少なかった時点でそれをやらなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど来お話の出ていますはがきで御返事をいただいたり、それから名寄せをしたのはすべて被保険者の方々に付いてさせていたいただきました。

当時、年金受給者については言わば年金の裁定時に加入履歴を言わば確認をして年金を決定していたということから、改めてやる必要はないというふうに判断したものと承知をしております。

○福島みずほ君 いや、それがやっぱり間違っていると思うんですよ。つまり、六十歳になったときに年金問題が発生するのではなく、今のようにな転職だとか、結婚したり再婚したり、住所が変わったりという状況であれば、殊に現役世代のときから統合していかなければ突然できないですよ。だから、これがこんなに積み重なって五十万件とか三億件とかになったわけじゃないですか。だとすれば、当時つながらない年金の記録があるというのであれば、それは三億件、というか三億引く一億ですからまあ二億ぐらいあるわけですね。少し減ったけど、まあ一億何千万あるわけでしょう、何千万件ですね、ごめんなさい。だとすれば、その段階でなぜコンピュータの照合をやらなかったか。それをやっていたら相当解決していますよ。あるいはその時点で国民の皆さんにPRしていれば全然違っていますよ、どうですか。

そういうことを皆さんにやらなかったから国民は苦勞して、社会保険庁に行つて拒否されて、証

拠出せつて言われて苦勞したんじゃないですか。

○政府参考人(青柳親房君) 年金受給者について当時やらなかったのは、先ほど申し上げましたような判断に基づくものだと思いますが、その点について、結果的にはその判断が十分ではなかったことから、今回、年金受給者の方について全部そういうことをやらせていただくということでございます。

また、当時の判断としては、一つには、先ほど申し上げましたような、はがきで御返事をいただいてそれを基に探す方法と、機械で名寄せをする方法とを組み合わせてやりましたが、大半の方は、言わばその後年金の受給年齢に差し掛かったときに、その時点で再び履歴を言わば確認をしていただいて、その時点で、例えば先ほどお話の出した旧姓で登録されている女性などの場合には、その旧姓の部分を探し出して無事に統合するというようなことが行われたものというふうに承知をしております。

また、将来に向けては、今委員のおっしゃった御指摘は全くごもっともだと思いますので、私どもも遅ればせながら、五十八歳通知という形で年金の裁定前にそういう加入履歴を統合することをやらせていただいておりますし、将来的には三十五歳あるいは四十五歳の、つまり若い時点で加入履歴をお届けして、そういう言わば漏れの出ないようにするということを取り組ませていただいております。

○福島みずほ君 漏れの出ないようにしている、受給者について統合していたからいいんだみたいなことをおっしゃいましたよね。だったら何でこの五千万件が残っているんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 五千万件の中には、先ほどお話を申し上げましたように、年金受給者について当時、名寄せ等をしなかったために結果的に統合されないでいる記録も多数残っていると思いますし、また、本来的に統合に至らないような記録もあるものと思いますが、いずれにいたしましても、今般、そういうことで、受給者の方の

名寄せを始めとして徹底的なチェックをさせていただく過程でこの五千万件についての姿も明らかにさせていきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 ほつたらかしにしてきて、この五千万件についての実情を国会に対しても明らかにしない、これからやっていくと、そして、十年前にやれば相当解決したはずなのに放置をしてきてこれから努力しますと言われても、全く納得できないですよ。国民は、自分が年金保険料を払う、あるいは年金手帳を持っていたらそれで信用しますよ、ちゃんと自分は年金ももらえると。だけれども、もらっていないわけじゃないですか、十分。

そして、みんなが苦勞して社会保険庁に行つたら、あなたの記録ありませんよと言われて、立証しなさい、領収書を出せと言われて、みんな泣く泣くあきらめるか、あるいはしょうがないと思うか、あるいは死んでいるんですよ。遺族年金もらっている人だつて、本来もらえる金額より少なくなもらっている人だつて一杯いると思いますよ。これつて本当に詐欺みたいなものじゃないですか。国家による詐欺ですよ。きちつと払うべきじゃないですか。

立証責任は一体どっちにあるのか。それで、次に、立証責任のことについてお聞きをします。というか、安倍総理は一年以内に解決すると言ったのは、たかだかコンピュータ上の照合だけの問題で、それ以外の入力ミスだったり載つてない部分については、全く記録がない部分については、先ほど半年ごとに実績を報告すると。つまり何年掛かるか分かりませんが、非常に時間を掛けてやるわけでしょう。そうだとすると、国民の救済はやっぱりとても遅れますよ。

それで、その第三者委員会を設けるということなんです、かつて安倍総理は、払えという人間にすべて払えというのかというのを答弁の中でおっしゃいました。払えという人間に、三十日の時点で、国民から申請があれば自動的に給付しろ

というのかと国会で答弁をされました。

立証責任についてお聞きをします。払ったという立証、これは国側にあります、国民の側にあります。

○政府参考人(青柳親房君) 年金の記録につきましては、いずれにいたしましても、私どもがお預かりしているものを修正をしていたかどうかということになってくるわけでございます。そして、修正をするということに基づいて年金額が増額したりなるという効果が生ずるわけでございますので、いずれにいたしましても、その修正の申出というものは、逆に今度は、私どもお預かりしている記録ではございますが、勝手に私どもで変えることができないという事情もござりますので、少なくともその記録の御本人から修正の申出をしていただく必要はある。その意味ではまず申出が必要だと。

その申出をいただくときに、どういう事情でどういう経緯があったのかということとは、御本人しか知らない情報でござりますので、これは教えていただくがざるを得ないだろうと。そういうものの積み重ねと、それからそういうものを言わば補強するような様々な材料というものを、これは一方的にお申出をされた方だけに押し付けるということではなくて、私どもも、私どもがお預かりをしている記録はすべてこれを探し出して、おっしゃつておられることを言わば立証できるかどうかを努力をするわけでございますが、お申出の方も、その意味では御自分のいろいろ持つておられる記録、材料、こういったものを是非寄せていただいて、言わば双方の共同の行為として、そういう最終的な立証をさせていただきたいというふうにお願ひをする次第でございます。

○福島みずほ君 政府の答弁を聞いていますと、やはりこれ立証責任が国民の側にあるように聞こえるときがある。特に、先ほど紹介しました安倍総理の答弁、国民から申請があれば自動的に給付しろというのか、この答弁は、やっぱり国民の側に立証責任があるというふうにお考えなんじゃない

いか。それは明確に間違っています。国民の側には何の落ち度もありません。国は、それを、保険料をもらっているわけですから、国の側に明確に立証責任がある、それでよろしいですね。

○政府参考人(青柳親房君) 客観的に申出の方が申しておられる内容が正しいかどうかというのをいろんな材料で言わば補強をして、正に立証していくことが最終的にこの記録の訂正ということには必要になってくるわけでございます。その意味では、一方的に申出人だけに例えば立証責任を、立証責任を課すということはいかかと思ひますが、これは先ほど申し上げましたように、行政の側も持っておりますいろんな材料を言わば一生懸命探し、あるいは申出人の方と相談しながら、こういう記録がないでしようかと、こういう材料はないでしようかということと言わば申出人の方の立場に立つて、一緒に考えてみるということが実際の作業では必要になってくるのだと思ひます。

したがいまして、どちらに立証責任があるのか、立証責任のない方は何もなくていいのかというのではなくて、一緒にやってそういつたものを探し出して、その記録訂正、記録の復元をさせていただければというふうに私どもは考えております。

○福島みずほ君 今まで領収書がないから駄目だとか、振り込みの記録を持ってこいと言われ、三十年前なんかないよつていう、どうやって一体立証したらいいのかという多くの人たちの悩みを本当に聞いてきました。領収書や振り込み用紙なんて持っている人はいないですよ。そういうものがないためにあきらめなくちゃいけない人がたくさんいたわけですよ。多くの人は、国民は、やっぱり天引きされていればオーケーと思つてゐるし、年金手帳を持っていればオーケーというふうに思つてゐるわけですよ。それを急に、あなた、一緒に考えましようと言ひながら、資料がないですかつていうと大変なんで、私は今日確認したいんです。基本的に国民の側に落ち度はないですね。と

いうことは、お互いにいろんな事実を付き合わせることはあつたとしても、基本的に国の側に立証責任がある、国民の側に落ち度がない、それはよろしいですね。

○政府参考人(青柳親房君) お申出をされておられる方は、それなりにやはり御自身としてそれなりの、何というのかな、確信というのか、記憶に基づいてのお申出でしようから、私どもは例えば、そのお申出、おっしゃつてゐる方々が何かうそをついてゐるかどうか、そういうことを一方的に決め付けて対応するようなことは厳に慎むべきだと思います。

ただ、落ち度でありますとか責任でありますとかということも申しますと、じゃ、その責任のない方は何もなくていいのかということにもなりませんが、先ほど来申し上げておりますように、御一緒にそれを探させていただきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 領収書もなく、振り込みもなく、預金通帳もなく、事業所の名前はうすすら覚えてゐる、しかし事業所はもう倒産をしてしまつて、経営者も同僚もいない、でも、こういう会社に当時勤めていた、保険料は払つていたという記憶である、どうですか。

○政府参考人(青柳親房君) 今の委員のおつしやつた事例は、ネガティブなものばかり積み重ねて、それでどうだという事例の示し方なんです、私どもは逆に、そういうものの中から少しでもポジティブな材料がないかということと一緒に探して探して出ささせていただきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 はつきり言うけれども、ある年齢になつて、領収書をこれから出せ、それから預金通帳を出せ、払込通知書を出せと言われて、持っている人はいないですよ。ネガティブじゃなくてこれが普通ですよ。本人が、どこどこに勤めていました、社長の名前はたしかこうです、これではどうですか。ネガティブとおつしやつたけれ

ど、全部の払込明細書なんて持っている人はいないですよ。

○政府参考人(青柳親房君) これは、午前中からのお尋ねでも度々出ておる話題でございますが、いずれにいたしましても、ある一つのものささえあればそれですべてこれが立証できるということはないかなんかという問題では難しいだろうと思ひますので、少しでも多くの材料を積み重ねて、その中から言つてみれば一定の結論という判断というものを導き出していく必要があるだろうというふうに考えます。

○福島みずほ君 ちつとも国民の救済にならないじゃないですか。国民が今まで、これまで、現時点まで困つてきたのは、領収書を持っていない、払込通知書も持っていない、給与明細なども全部持っていない人なんてやつぱりまれですよ、預金通帳もそんな昔の、二十年前のは持っていない。あなた、うそついているんじゃないか、記録がないですよと言われて、みんなあきらめていたわけですよ。あきらめていたわけですよ。なかなか裁判にも勝たない、そして社会保険庁の入口で遮断機が下ろされる、だから困つていた。今回、第三者委員会設置しても似たようなことになりすよ。

○政府参考人(青柳親房君) 確かに、私がここで幾ら申し上げても、かつての社会保険事務所あるいは社会保険庁の組織というのが大変に国民に対して不親切な組織であつたということは私は今更申し上げるまでもないだろうと思ひます。

しかし、これも申し上げさせていただきますと思ひますが、平成十六年、村瀬長官を迎えて以来、社会保険庁は、現場も含めて、少しずつではありますが、意識改革を進めてきたと思ひます。今、社会保険事務所に年金相談に来ていただいても、はるかに当時に比べれば親切な対応をさせていたいただいていると、これ以上ますます改善する余地はあるだろうと思ひますが、基本的にはそういうことだろうと思ひます。

その中で、昨年の八月から特別強化体制ということでこの年金記録相談について対応させていた

だいて、既に二百五十万人の方にこれを御利用いただいているということは、私どもが丁寧にこれを対応させていただいていることの一つの証左としてお受け止めいただければ幸いと存じます。

○福島みずほ君 親切かどうか、もちろん親切になることはいいんですが、私が今聞いているのは立証の問題です。結局、資料がなければその現場で救済をされません。だとすれば、第三者委員会をやつても、結局、国民の立証ができないとか、資料がないという人が本当に困つてしまつていう事態が生ずることが非常に今の答弁だと明らかじゃないですか。今までと一体何が異なるのか。

それから、素朴な疑問で済みませんが、社会保険審査会など不服審査の制度がありますが、それと第三者委員会の関係はどうなるのでしょうか。第三者委員会はすべてのいろんな苦情処理を担当するのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 社会保険審査会は、これは法律上一定の権限の与えられた機関でありますので、例えば第三者委員会がどのような結論を出したとしても、それに対して申立人の方が不服であれば社会保険審査会に不服の申立てをすることができまして、その社会保険審査会の言わば決定というものが最終的な決定になるということに変わりはございません。

したがいまして、この第三者委員会を設けることの意味は、従来、社会保険庁長官が行政上の最後の言わば決定者として決定をしておりました例えは記録の訂正等について、言わば行政側だけの判断でこれを決定するのではなくて、第三者を交えることによって、より申立人の方の言わば視線に立つた判断なりができるようにという気持ちで込めてこのような第三者機関を設けて、その手続を組み立てようということが目的でございますので、社会保険審査会とは一応区別して御理解をいただきたいと思います。

○福島みずほ君 全く年金記録がない人、証拠がない人はその第三者委員会に行つてどうすればよろしいのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) これは、従来から私どもの年金の相談の特別強化体制の中で、先ほど来申し上げておりますように、第一段階、第二段階、第三段階という形でステップを踏んで、それぞれのレベルの記録を、私どもの持っているものを言わばお示しをしながらやっていただいておりますので、いきなり第三者委員会に飛び込むというよりは、どちらかというと、そうやって第一段階あるいは第二段階でどういことが分かった、あるいはどういことが分からないというところをまずは行政側から提供した情報として、材料としてお受け止めていただいて、それにプラス御自身が何か補強の材料があるか、あるいは行政庁をして調べしむるようなものがあるかということをお言わば第三者委員会に持ち上げていただくというのが手順になるかというふうに今の段階では考えております。

○福島みずほ君 今までのこの年金の記録問題についての処理は、どう考えてもやはりまずいというふうに思います。

今日の質問の中で、一九七〇年代、漢字から平仮名に変えるときに、一々本人にチェックなんてせずに、まあ片仮名に勝手に変えて、読み仮名が違ふということが大いにあり得た。それから、コンピュータ化の際の入力漏れ。それから、一九九七年の時点で三億件以上あって一億人に集約する際に、ほとんど国民からの返答が余りないにもかかわらず、広報を十分せずに、そのときに手を打たなかった。現時点でコンピュータの照合をやると言っているけれども、なぜそれを十年前、一九九七年の段階でやらなかったのかという問題。それから、強化月間というのを設けたけれども、そこで救済できた人は、まあ数としては二百万人ぐらいだけれども、全体としては少ない。これから台帳とそれからコンピュータ上の突き合わせをやるということが、一体、年度でいつ完成するか、今日の答弁でも明らかではありません。半年ごとに進捗状況を報告するということが、亡くなる人だつて多いわけですよ。遺族年

金となつたらまた話がややこしくなりますよ。遺族年金だつたらどうい立証をするんですか。例えば、私がまあだれかの遺族年金をもらつて、じゃ、例えばある妻が夫の遺族年金をもらつて、どうもお父さんは前にもう少し会社に勤めていたんじゃないか、遺族年金についてもこれはもちろんやるわけですが、どうい書類があれば認定できるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 遺族年金はその年金の言わば基となりまして老齢年金ないしはその老齢に至るような記録というものが背景にございまして、したがって、遺族年金受給者の方にはそのうした、その遺族年金の基となつた加入記録というものを届けをする。この加入記録をこのうになつた上で、例えば途中に穴の空いてるところで思い当たるところがあればこれをお申し出いただくという手順にしていけば、多少、遺族の方ですら御本人に比べれば記憶というものを思い出さずのうな手順で何とか遺族年金についても同様の対応をしていきたいと考えております。

○福島みずほ君 このずさんな記録、つまり全然記録がなくなつてい人、消えてい場合と、五千万件の宙に浮いていのと両方ありますけれども、結局、遺族年金まで拡大しているわけですね。そうすると、遺族の人はやはり領収書とか、証言とか、預金通帳とか、家計簿とか、お父さんの預金通帳とか言われても、なかなかないわけ、立証が本人より、より困難になる。そうすると、やらざるふたつという言葉は悪い言葉かもしれないけれども、結局、結局たくさん保険料はもらいながら、払っていないんですよ。

この放置をしてきた何十年かの責任は極めて重たいというふうに思います。これまで歴代の社会保険庁長官の責任はどのように問われるんでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 社会保険庁の年金記録に関してもろもろの角度から、委員からも御質疑をいただきました。この問題につきましては、平

成八年、基礎年金番号の導入についての設計段階が始まつたわけでございますが、そこを中心として今日に至るまで、社会保険庁長官を含めてすべての関係者には大きな責任があると考えております。私といたしましても大きな責任を感じております。このため、今回の問題の発生原因、責任の所在等につきましては、有識者から成る検証委員会におきましてしっかりと調査、検証していただくことといたしておるところでございます。

とにかく、それはそういうことで検証をしていただきますけれども、それ以上に私どもとしては、今の五千万件の未統合年金番号、それからまた、我々の現在の原簿であるところのマイクロフィルム上の記録と、それからその原資料でもあるマイクロフィルムの記録、さらには市町村の名簿等、あらゆる記録に徴してこの正確を期するということについて懸命の努力をするということ、この大変重い責任を少しでも果たしていくと、こういう努力をさせていただきたいと、このように考えております。

○福島みずほ君 大臣、努力をしていただくということですが、その突き合わせ、台帳との突き合わせやマイクロフィルムとの突き合わせ、これについての五千万件、それから記録にない部分も含めて、どれぐらいのタイムスパンで、だれの責任でどのように、どの組織で行われるとお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この問題は、私どもとして今御提案している日本年金機構のスタートは是非我々提案のとおり切らせていただきたいと、このように思いますが、他方におきまして、この年金記録問題につきましては責任ある対応、処理ということについては、これを少しでもゆるがせにすることについては私は許されないと、このように強く考えております。

したがって、この問題というものは、これから先どのような体制を取っていくか、いずれにしてもかなりのマンパワーも必要であると、このように考えますので、この年金機構のスタートと

はまた別途に、更に検討を加えて、適切な体制でもつてこの処理に当たっていききたいと、このように考えます。

それで、その言わば時間的なめどでございますけれども、五千万件のこのことにつきましては、もう度々御答弁申し上げておりますとおり、コンピュータ上の名寄せというものは一年間で完了するということとございまして、その後において各関係者に確認を求め、またいろいろ我々も確認の努力をしていくということとございしますが、もう一方のこのオンライン上の記録とそれからマイクロフィルム、あるいは手書きの名簿といううなことの突合については、今大変申し訳ありませんけれども、半年ごとにその進捗状況を報告するということ、全体の作業の完了のめどについて申し上げられないということをおわびをしながら申し上げておきたいと、このように思います。

○福島みずほ君 半年ごとに進捗状況を報告すると。それについてはおわびをするということなんです。それから半年ごとに進捗状況を報告されても、一体いつ完成するのか。今日の答弁でもかなり長期にわたるんではないかというふうに、非常に、国民はこれで安心を逆に全く感じないだろうというふうに思います。

社会保険庁は、既に二万九千人の職員を二年度までに三分の二まで減らす人員削減計画を実行中です。また、これから分割していく、民間委託をしていく中で逆にマンパワーは極端に減っていく。通常の業務をやりながら、一方できちっと突合作業も全部やらなくちゃいけない。果たしてできるのか。きちっと自分たちの仕事をし終わらないまま、本当にマジックじゃありませんが、どろん、ばつと問題を消すためのそういう機構の改悪法案になつてしまふのではないかとこのうに大変心配をしています。

時間が来ましたので終わりますが、この問題は引き続き追及をしていきます。

○委員長(鶴保庸介君) 本日の質疑はこの程度と

請願者 東京都文京区向丘二ノ一七〇一ノ
四〇二 小野寺篤 外十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第一三七九号 平成十九年五月二十一日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願
請願者 奈良市三条大路三ノ二五〇ノB
ノ一〇一 谷川和広 外十三名
紹介議員 林 久美子君

働く青年の五人に一人が年収一五〇万円以下
で、まじめに働いても生活が成り立たないワーキ
ング・プアが社会問題になっている。また、三人
に一人が非正規の不安定な雇用の下に置かれ、青
年の失業率もほかの世代の二倍近くに上る。働く
現場では、サービス残業が横行し、いわゆる偽装
請負や不当な解雇、有給休暇が取れない、社会保
険に加入できないなど、様々な違法・脱法が横行
している。こうした問題の原因は、青年の雇用を
減らし、非正規化を進めてきた大企業と、構造改
革の名の下に、規制緩和などでそれを応援してき
た政治にある。

ついでには、青年が人間らしく働き、将来への希
望が持てる社会をつくるため、次の事項について
実現を図りたい。

- 一、政府の責任で雇用を増やすこと。
- 二、政府は、不安定な非正規雇用を拡大する政
策を改めること。
- 三、サービス残業、過密労働をなくし、労働時
間を短縮して、青年の雇用を増やすこと。
- 四、医療・福祉・教育など国民生活に必要な分
野での人手不足を解決すること。
- 五、人間らしく働くために必要なルールを大企業
に守らせること。更なる規制緩和をやめるこ
と。
- 六、賃金未払、社会保険への未加入、有給休暇
を取らせない、不当解雇や偽装請負など、企
業の違法行為の是正を強めること。

2 働く権利を保障し、専門官が配置された青
年の相談窓口をつくるなどの対策を採るこ
と。

3 労働者の権利を紹介するパンフレットの配
布など、働くルールを知らせる取組を強める
こと。

4 残業代未払を合法化したり、解雇の金銭的
解決に道を開く労働法制の改善をしないこ
と。

三、正規と非正規労働者の均等待遇と、安定した
雇用を行うこと。

1 正規と非正規の賃金や労働条件の格差を是
正すること。

2 青年が自立して暮らせるように、最低賃金
の大幅な引上げを行うこと。

3 正社員の中途採用を拡大し、現に派遣やア
ルバイトで働く青年から優先的に採用する制
度を整えること。

四、これから働く青年への支援を強めること。

1 青年の職業紹介と職業訓練を抜本的に充実
すること。

2 生活保障付きの職業訓練、奨学金の返還免
除など、仕事探しをサポートすること。

3 学生が学業と就職活動を両立できるよう
ルールをつくること。

4 学校教育の中で、憲法・労働基準法の学習
を進めること。

第一三八二号 平成十九年五月二十一日受理
マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な
引上げに関する請願

請願者 長野県松本市元町三ノ四ノ一六
小林稔 外三百二十七名
紹介議員 柳澤 光美君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一三九九号 平成十九年五月二十三日受理
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の
確立に関する請願

請願者 北海道苫小牧市豊川町三ノ一七〇
一一 四日市政雄 外二十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一四〇〇号 平成十九年五月二十三日受理
労働法制の拡充に関する請願

請願者 愛知県一宮市瀬部四日市場五七
原元康 外九百九十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第七七八号と同じである。

第一四〇一号 平成十九年五月二十三日受理
医療改革法の撤回と医療の充実に関する請願

請願者 岐阜県土岐市下石町一、六四九ノ
一 河野京子 外六十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第一四〇二号 平成十九年五月二十三日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願

請願者 仙台市太白区鹿野本町二ノ一
一戸富士雄 外千七百七十八名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
患者・国民負担増計画の中止と保険で安心してか
かる医療に関する請願

請願者 和歌山県有田郡湯浅町青木一〇四
ノ一 玉置三代子 外千三百七十
二名
紹介議員 小林美恵子君

政府・厚生労働省は二〇〇二年の高齢者の患者
負担増、二〇〇三年の健康保険本人三割負担に続
いて、二〇〇六年の医療改革で患者負担を更に引
き上げている。高齢化がピークとなる二〇二五年
に向けて、すべての高齢者から保険料を徴収し、

患者負担を引き上げる、いわゆる高齢者医療制度
を創設し、高齢者の負担増と給付削減を行おうと
している。加えて、長期入院の食費・居住費を介
護保険の改悪に合わせて月三万円程度の患者負担
にする、一般入院の食事療養費を減額する、風邪
薬やビタミン剤、漢方薬などを保険給付の対象か
ら外す、風邪や腹痛など低額な医療は全額患者負
担にするなど、様々な患者負担増が検討されてい
る。さらに、政府管掌健康保険、国民健康保険、
高齢者医療制度などの医療保険制度を都道府県単
位を軸に再編し、国の運営責任と財政負担の軽減
とともに、医療保険ごとに医療費抑制を競わせ、
成果の上がらないところには補助金の削減などベ
ナルティーを科すことを計画している。高額な患
者負担を求め、強引な再編計画による抑制は、患
者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発
見・早期治療を妨げ、重症化による医療費の増加
を招く。保険で安心してかかる医療は、国民共
通の願いである。

ついでには、国庫負担の増額など医療保険に対す
る国の責任を強めるとともに、次の事項について
実現を図りたい。

- 一、健保三割負担を二割に戻すなど患者負担を軽
減すること。
- 二、入院時の食費、部屋代などの患者負担を増や
さないこと。
- 三、高齢者の患者負担と保険料の引上げを行わ
ないこと。
- 四、必要な医療は公的医療保険で保障し、保険の
きかない医療行為を増やさないこと。
- 五、医師、看護師の増員や医療の質と安全性が確
保できるように診療報酬を改善すること。

第一四三三三号 平成十九年五月二十三日受理
最低賃金の時間額千円以上への引上げに関する請
願

請願者 埼玉県桶川市東二ノ九ノ一〇 清
水洋子 外三名
紹介議員 大門実紀史君

パート・臨時、請負、派遣などの雇用形態で働く労働者の賃金は正社員に比べて著しく低く、その数は雇用労働者の三人に一人となり、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第二十五条)を奪われている。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」(労働基準法第一条と定められ、それを保障するだけの賃金水準を確保するために、最低賃金法が定められている。しかし、今の最低賃金は埼玉県内で時給六八七円であり、月収では一万円程度にしか到達しない。衣食住を賄うことさえ難しく、社会保障制度の一つである生活保護の水準を下回っており、最低賃金額は、生活実態に合わせて大幅に引き上げることが求められている。また、雇用形態が多様化する中、すべての労働者の最低賃金額を明らかにするためには、時間額だけの設定では不十分である。最低賃金法第四条には「最低賃金額は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする」とあり、日額、月額等の設定は、法律が要請しているところでもある。

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

一、現行の地域最低賃金を、時間額一、〇〇〇円以上に引き上げること。
二、日額及び月額の最低賃金額を設置すること。

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三六号 平成十九年五月二十三日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願
請願者 岡山市岩井二ノ五ノ二七 中島純男 外二百四十四名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一四四一号 平成十九年五月二十三日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願
請願者 徳島県板野郡上板町西分字松木二ノ一 玉井雅基 外百三十四名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一四八四号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 北海道北広島市山手町一ノ四ノ五 吉田弘子 外八千四百二十三名
紹介議員 紙 智子君
医療保険の改善が横行され、年金切下げ大増税と、高齢者・庶民を苦しめてきた政府与党は、更なる医療・年金・生活保護などの改革で追い打ちを掛けようとしている。小泉政権の構造改革は、一握りの大企業・大金持ちを太らせ、労働者・年金者を始め、中小零細企業・業者・農民など国民大多数を苦しめる格差を増大させた。国民年金の不正免除事件は、異常な手法を使っても保険料未納問題の解決ができないことを社会保険庁自らが示したものである。このままの年金制度では、国民は安心して老後を迎えることができない。国連も日本に最低年金のないことを指摘し、改善を勧告している。すべての国民に老後の生活を保障する年金制度が求められている。軍事情や無駄な公共事業費を減らし、大企業や大金持ち優遇税制を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める。

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四四九号 平成十九年五月二十四日受理
労働法制の拡充に関する請願
請願者 大阪府岸和田市大町五二ノ五六ノ二九四 山田国治 外百八十九名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一四八五号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 千葉県富津市竹岡六四四 川口保 外八千四百二十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一四八八号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 埼玉県草加市旭町六ノ一三ノ二二ノ三一〇 三宮君代 外四千五百十二名
紹介議員 島田智哉子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八九号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平八ノ一二ノ一ノ四〇六 高島譲二 外四千二十四名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四三三号 平成十九年五月二十三日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二ノ二 西沢昭平 外九千三百三十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四六一号 平成十九年五月二十四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 滋賀県長浜市三田町一、三〇八ノ一七 平尾興一 外二千八百九十二名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一四八六号 平成十九年五月二十四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 埼玉県吉川市保八四九ノ四 大久保進 外八千四百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一四八七号 平成十九年五月二十四日受理
国民健康保険の充実に関する請願
請願者 神奈川県平塚市錦町四ノ七 稲田鶴子 外五百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

一、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例)

第一条 社会保険庁長官は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされるものとする。

第二条 社会保険庁長官は、施行日において国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされるものとする。

第三条 前二条(附則第二条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(政府の責務)

第四条 政府は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報)その他の政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって社会保険庁が保有する個人情報(以下「個人情報」という。)について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

(実施命令)

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(時効の特例に関する経過措置)

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「保険給付を受ける権利」の下に「当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 保険給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。

(国民年金法の一部改正)

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二百二条第一項中「受ける権利」の下に「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を加え、同条第五項中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

第三百三十八条の表第二百二条第三項及び第四項の項中「第二百二条第三項及び第四項」を「第二百二条第四項及び第五項」に改める。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第二百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。

(日本年金機構法の一部改正)

第七条 日本年金機構法(平成十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第七十四条」を「第七十五条」に改め、同条第二号中「附則第七十条」を「附則第七十一条」に改める。

附則第七十四条を附則第七十五条とし、附則第六十九条から附則第七十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第六十八条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の一部改正)

第六十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利のうち消滅時効が完成したものについての現時点で見込める範囲内での推計額は、約六十億円の見込みである。

日本年金機構法案

日本年金機構法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条―第二十二條)

第三章 服務(第二十三條―第二十六條)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第二十七條―第三十

二条 第二節 中期目標等(第三十三条—第三十七 条) 第三節 年金個人情報保護(第三十八 条) 第五章 財務及び会計(第三十九条—第四十七 条) 第六章 監督(第四十八—第五十条) 第七章 雑則(第五十一条—第五十六条) 第八章 罰則(第五十七条—第六十条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 日本年金機構は、この法律に定める業務 運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の 下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りなが ら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民 年金事業(以下「政府管掌年金事業」という。)に 関し、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百 十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百 四十一号)の規定に基づく業務等を行うことに より、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚 生年金保険制度及び国民年金制度(以下「政府管 掌年金」という。)に対する国民の信頼の確保を 図り、もって国民生活の安定に寄与することを 目的とする。 (基本理念等) 第二条 日本年金機構は、その業務運営に当た り、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基 づく国民の信頼を基礎として常に安定的に実施 されるべきものであることにかんがみ、政府管 掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、 提供するサービスの質の向上を図るとともに、 業務運営の効率化並びに業務運営における公正 性及び透明性の確保に努めなければならない。 2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌 年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事 業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与 し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるも のであることにかんがみ、政府管掌年金事業に	ついて、厚生年金保険及び国民年金の被保険者 (第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項 において「被保険者」という。)、事業主、地方公 共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体 (次項において「被保険者等」という。の協力の 下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及 び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を 高めるよう努めなければならない。 3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に 適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事 業に対する理解を深め、その運営に協力するよ う努めなければならない。 (法人格) 第三条 日本年金機構(以下「機構」という。)は、 法人とする。 (事務所) 第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。 2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、そ の管轄する区域について、機構の業務を分掌さ せるものとする。 (資本金) 第五条 機構の資本金は、附則第十二条第二項の 規定により政府から出資があつたものとされた 金額とする。 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で 定める金額の範囲内において、機構に追加して 出資することができる。 3 機構は、前項の規定による政府の出資があつ たときは、その出資額により資本金を増加する ものとする。 (登記) 第六条 機構は、政令で定めるところにより、登 記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事 項は、登記の後でなければ、これをもって第三 者に対抗することができない。 (名称の使用制限) 第七条 機構でない者は、日本年金機構という名 称を用いてはならない。	(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用) 第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第 七十八条の規定は、機構について準用する。 第二章 役員及び理事会並びに職員 (役員) 第九条 機構に、役員として、理事長一人、副理 事長一人、理事七人以内及び監事二人を置く。 2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非 常勤の理事四人以内を置くことができる。 (理事会の設置及び任務) 第十条 機構に、理事会を置く。 2 理事長は、理事長、副理事長及び理事をもつ て組織する。 3 理事会は、この法律の規定により厚生労働大 臣の認可(第十三条第二項及び第十六条第四項 の認可を除く。又は承認(第二十四条の承認を 除く。))を受けなければならない事項その他理事 会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定 する。 (理事会の会議) 第十一条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理 する。 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半 数の出席がなければ、その議事を開き、議決す ることができない。 4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長 及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。 (役員の職務及び権限等) 第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を 総理する。 2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定める ところにより、理事長を補佐して機構の業務を 掌理し、理事長に事故があるときはその職務を 代理し、理事長が欠員のときはその職務を行 う。	3 理事は、理事長の定めるところにより、理事 長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理 し、理事長及び副理事長に事故があるときはそ の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員の ときはその職務を行う。 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一 機構の財務の状況 二 機構の業務(業務に際しての個人情報(独立 行政法人等の保有する個人情報保護に関す る法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第 二項に規定する個人情報その他厚生労働省令 で定めるものをいう。第三十八条第一項にお いて同じ。))の管理を含む。の状況 5 監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令 で定めるところにより、監査報告書を作成し、 理事長に提出しなければならない。 6 監事は、必要があると認めるときは、理事会 に出席し、意見を述べることができる。 7 監事は、必要があると認めるときは、理事長 に対し、理事会の招集を請求することができる。 8 監事は、必要があると認めるときは、理事長 又は厚生労働大臣に意見を提出することができ る。 9 理事長は、第五項の規定により監査報告書の 提出があつたときは、理事会に報告するものと する。 10 第四項から前項までに定めるもののほか、監 査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め る。 (役員の任命) 第十三条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任 命する。 2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣 の認可を受けて任命する。 (役員の任期) 第十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とす る。
--	--	---	--

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。

(代表権の制限)

第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

る代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員報酬等)

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当以下この条において「報酬等」という)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(職員の給与等)

第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

ばならない。

第三章 服務

(服務の本旨)

第二十三条 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならない。

2 役職員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十四条 役員(非常勤の者を除く)は、在任中、厚生労働大臣の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役職員の秘密保持義務)

第二十五条 役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らししてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(制裁規程)

第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百条の十第一項に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事業及び同法第二項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第百九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百九条の十第一項に規定する事務、同法第七十四条第一項各号に掲げる事業及び同法第二項に規定する運用並びに同法第百九条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同法第八項に規定する事務を行うこと。

二 健康保険法第二百四條第一項に規定する権限に係る事務、同法第二百五條の二第一項に規定する事務及び同法第二百四條の六第一項に規定する収納を行うこと。

三 船員保険法第五十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第五十三條の八第一項に規定する事務及び同法第五十三條の六第一項に規定する収納を行うこと。

四 次に掲げる事務を行うこと。

イ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十六條第九項に規定する事務並びに同法第六十三條第二項、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十四條の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第二項に規定する権限に係る事務

ロ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九條第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付(次条並びに第三十八條第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際における保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

ニ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)の二第一項に規定する権限に係る事務及び同法第百三十三條の三第一項に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(被保険者等の意見の反映)

第二十八條 機構は、第二條第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十條第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(年金事務所)

第二十九條 機構は、従たる事務所の業務の一部

を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(年金委員)

第三十條 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができ

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができ

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受け

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)

第三十一條 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七條に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。)又はこれらの者であつた者は、当該業務に關して

知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十條の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第三十三條 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七條第一項において同じ。)

二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

(中期計画)

第三十四條 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この条及び次条において「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 提供するサービスその他の業務の質の向上

に關する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に關する目標を達成するためとるべき措置

三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に關する重要事項に關する目標を達成するためとるべき措置

四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(年度計画)

第三十五條 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に關する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十六條 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十七條 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に關する報告書(第五十一條第一項第六号及び第五十九條第六号において「中期実績報告書」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第三節 年金個人情報保護

第三十八條 厚生労働省及び機構は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八條に規定する原簿及び国民年金法第十四條に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他の政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報）をいう。以下この条において同じ。）を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る。かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的（以下この条において「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を保有してはならない。

3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合においては、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

4 厚生労働大臣（その委任を受けた者を含む。）以下この条において同じ。）及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報（内部で利用し、又は相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。）

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務
ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの

ハ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

ニ その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報（提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。）

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務（前号ロに掲げるものを除く。）

ハ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

ニ 被用者年金各法（国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。）による年金たる給付に関する事務

ホ 年金給付その他の法律による給付との併給の調整に関する事務
ヘ 介護保険法その他の法律の規定により、厚生労働大臣をして年金給付の支払をする

際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務
ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報（提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）

6 前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、年金個人情報（利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。）

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報（提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。）

9 年金個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二條第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六條第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第八條第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八條第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。）

10 年金個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二條第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六條第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八條第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。）

は、同項各号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八條第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章 財務及び会計

第三十九條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（企業会計原則）
第四十條 機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）
第四十一條 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査等）
第四十二條 機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。 3 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。 4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。 5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第一項の承認の時までとする。 6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 （借入金等） 第四十三条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。 （交付金） 第四十四条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。 2 政府は、前項の規定により交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための	財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した交付金の使途を明らかにするものとする。 （財産の処分等の制限） 第四十五条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 （会計規程） 第四十六条 機構は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 （厚生労働省令への委任） 第四十七条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 第六章 監督 （報告及び検査） 第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （業務改善命令） 第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認める	ときは、機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 （法令違反等の是正） 第五十条 厚生労働大臣は、第四十八条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は会計が、法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書その他の規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務又は会計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 第七章 雑則 （業務運営に關する情報の公表） 第五十一条 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 一 第十二条第九項の規定により理事会に報告があつたとき。 二 第十三条第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。 三 第十六条第一項から第三項までの規定により副理事長又は理事が解任されたとき。 四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。 五 第二十一条第二項、第二十二條第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。 六 第三十七条第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。 2 機構は、前項に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一条第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向（労働契約法（平成十九	年法律第 号）第十四条第二項に規定する出向をいう。）の状況その他の機構の業務運営及び組織に關する情報を公表しなければならない。 （社会保障審議会への諮問） 第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行うおととするとき。 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。 （財務大臣との協議） 第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。 二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。 （他の法令の準用） 第五十四条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。 （経過措置） 第五十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。 （権限の委任） 第五十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
---	---	---	---

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十七条 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

四 第二十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十七条第一項の規定による中期実績報告書の提出をせず、又は中期実績報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

七 第四十一条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十一条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六十条 第七十条の規定に違反して日本年金機構

という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十四条の規定 公布の日

二 附則第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條の規定、附則第四十四條中国民健康保険法第九九條及び第九十九條の二の改正規定並びに附則第七十條の規定 平成二十年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に關し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができるとする学識経験者の意見を聴くものとする。

(理事長等となるべき者の指名等)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、第十三条第一項及び第二項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行

日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(社会保険審議会への諮問等)

第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保険審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

(機構の成立)

第七条 機構は、この法律の施行の時に成立する。

(職員の採用)

第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができ、学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。

6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。

(秘密保持義務)

第九条 設立委員又はその職にあった者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(機構の職員の退職手当に関する経過措置)

第十条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第八十二号に基づき退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続き機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法昭和四十九年法律第十六号による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁

の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第十二条 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府が

ら機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(不動産に關する登記)

第十三条 機構が前条第一項の規定により不動産に關する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

(国有財産の無償使用)

第十四条 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に關する経過措置)

第十六条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に關する経過措置)

第十七条 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に關する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

第十八条 機構は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に

規定する收納を行う。

2 機構が前項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、「若しくは船員保険法昭和十四年法律第七十三号」とあるのは「船員保険法昭和十四年法律第七十三号若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律(平成十六年法律第百六十六号)と、第二十六条第二項中若しくは船員保険法」とあるのは「船員保険法若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、第四十八条第二項中「又は船員保険法」とあるのは「船員保険法又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律」と、第五十九条第四号及び附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

3 第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。
本則(第四条第一項、第九十五条、第四百四十一条第一項及び第六百四十四条第二項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第四条及び第五条を次のように改める。
第四条及び第五条 削除
第四十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項

に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

第九十五条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第百条の四を第百条の十三とし、第百条の三の次に次の九条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項、第十一条（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項及び第二十三條の二第一項（これらの規定を第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準報酬月額額の決定又は改定（第二十三條の二第一項及び第二十六條第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四條第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

五 第二十四条の二（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三條の規定による標準報酬月額額の決定又は改定（同法

第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

六 第二十四条の三第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準賞与額の決定（第二十四條の三第二項において準用する第二十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）

七 第二十七条（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第三十条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

八 第二十九条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十九条第三項（第三十条第二項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項（これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告

九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

十 第三十三条の規定による請求の受理

十一 第三十八條第二項（第五十四條の二第二項及び第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

十二 第三十八條の二第二項の規定による申出の受理

十三 第四十四條第五項（第五十條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四 第四十四條の三第一項の規定による申

出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三條の四第一項の規定による請求の受理

十五 第四十七條の二第一項の規定による請求の受理

十六 第五十二条第二項及び第四項の規定による請求の受理

十七 第五十八條第二項の規定による申出の受理

十八 第五十九條第四項の規定による認定

十九 第六十七條並びに第六十八條第一項及び第二項の規定による申請の受理

二十 第七十条の規定による情報の受領

二十一 第七十八條の二第一項及び第七十八條の四第一項の規定による請求の受理

二十二 第七十八條の五の規定による資料の提供

二十三 第七十八條の六第一項の規定による標準報酬月額額の改定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の改定又は決定

二十四 第七十八條の八の規定による通知

二十五 第七十八條の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の改定及び決定

二十六 第七十八條の十六の規定による通知

二十七 第八十一条の二の規定による申出の受理

二十八 第八十三條の二の規定による申出の受理及び承認

二十九 第八十六條第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

三十 第八十九條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納

付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）（第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索

三十二 第九十五条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

三十三 第九十六條第一項（附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問

三十四 第九十七條第一項の規定による命令及び診断

三十五 第九十八條（同条第四項を附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八條第三項の規定による書類その他の物件の受領

三十六 第百条第一項（附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査

三十七 第百条の二の規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）

三十八 次条第二項の規定による報告の受理

三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理

四十 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理

四十一 附則第二十九條第一項の規定による請求の受理

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三十一号に掲

ける権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき(次項に規定する場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は

厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第百条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてゐる滞納処分等その他の処分の権限の

全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに業務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百条の八 機構は、第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十七条第一号、第九十六条、第九十七条及び第百条第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等の権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項並びに第九章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

二 第二十八条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

三 第三十一条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

四 第三十三条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

五 第三十七条第一項(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)及び第三十七條第三項の規定による請求の内容の確定に係る事務

六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十二号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

八 第四十条の二(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)

九 第四十二条並びに附則第七條の三第三項、第八條及び第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢厚生年金の裁定を除く。)

十 第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四項、第四十四条の二第三項及び第四項(これらの規定(第四十三条第三項を除く。))を附則第九條の二第三項、第九條の三

第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)

並びに附則第七條の三第五項、第九條の二第二項及び第四項、第九條の三第三項及び第五項、第九條の四第四項及び第六項、第十三條の四第五項及び第六項並びに第十三條の五第三項、第四項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十一 第四十四条第一項ただし書(附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による第四十四条第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

並びに第四十六條第一項及び第七項並びに附則第七條の四第一項及び第四項(これらの規定を附則第十一條の五及び第十三條の六第三項において準用する場合を含む。)、第七條の五第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第十一條第一項、第十一條の二第一項及び第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第一項及び第二項、第十一條の六第一項、第二項及び第四項(これらの規定を含む。)、第十三條の四第八項、第十三條の五第五項及び第六項並びに第十三條の六第一項及び第四項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十二 第四十七條第一項、第四十七條の二第三項、第四十七條の三第一項、第四十八條

第一項及び第四十九條の規定による障害厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十五号に掲げる請求の受理及び当該障害厚生年金の裁定を除く。)

十三 第四十九條第一項、第五十四條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四十六條第七項並びに第五十四條の二第二項の規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十四 第五十条の二第三項において準用する第四十四條第四項並びに第五十二條第一項及び第五十二條の二の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十三号に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十五 第五十五条第一項及び第五十六條の規定による障害手当金の支給に係る事務(当該障害手当金の裁定を除く。)

十六 第五十八條第一項及び第六十九條の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)

十七 第六十一条(同条第一項を第六十八條第三項において準用する場合を含む。))の規定による遺族厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十八 第六十四條、第六十四條の二第一項、第六十四條の三第一項、第六十五條から第六十七條まで並びに第六十八條第一項及び第二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停止に係る決定を除く。)

十九 第七十三條の規定による障害厚生年金又は障害手当金の支給に係る事務(当該障害厚生年金又は障害手当金の裁定を除く。)

二十 第七十三條の二及び第七十五條(附則

第二十九條第八項において準用する場合を含む。))の規定による保険給付の支給に係る事務(当該保険給付の裁定を除く。)

二十一 第七十四條の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十二 第七十六條第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)

二十三 第七十七條の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十四 第七十八條の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十五 第七十八條の七の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二十六 第七十八條の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十七 第七十八條の十五の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二十八 第七十八條の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八條の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)

三十 第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納

入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

三十一 第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金（同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収金に係るものを含む。）の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

三十三 第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

三十四 第百七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

三十五 附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務（当該特例老齢年金の裁定を除く。）

三十六 附則第二十八条の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務（当該特例遺族年金の裁定を除く。）

三十七 附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務（第百条の四第一項第四十一号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。）

三十八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に必要事項は、厚生労働省令で定める。

（機構が行う収納）

第百条の十一 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

（情報の提供等）

第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他の相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百二条第一項第五号中「当該職員」の下に

「第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。第百三条において同じ。」を加える。

第百三条の二第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削る。

第百四条の次に次の一条を加える。

第百四条の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百条の六第一項及び第二項、第百条の七第二項、第百条の八第一項並びに第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第百四十一条第一項中「及び第五項を」、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「を削り」、「第八十七条第一項から第三項まで」を「同項から同条第三項まで」に、「第八十七条第一項」を「同条第一項」に改める。

第百六十四条第二項中「及び第五項を」、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「を削る」。

附則第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の

委任等）

第二十九条の四 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条その他のこの法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第 号）附則第十九条の規定による改正後の厚生年金保険法（次項において「新厚生年金保険法」という。）第百条の四から第百条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新厚生年金保険法第百条の四から第百条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（国民年金法の一部改正）

第二十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

本則（第五条の二第一項、第百四条、第百三十四条の二第一項、第百三十七条の二十一第二項及び第百三十八条の表第百四条の項を除く。）及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条の二を削る。

第六条を削り、第五条の三を第六条とする。

第七十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

第百四条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第百九条の四を第百九条の十三とし、第百九条の三の次に次の九条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の

委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理

二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理

三 第十二条第四項(第百五条第二項において準用する場合を含む)の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理

四 第十三条第一項(附則第五条第四項において準用する場合を含む)及び附則第七条の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む)の規定による請求の受理

六 第二十条第二項の規定による申請の受理

七 第二十条の二第一項の規定による申出の受理

八 第二十八条第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む)の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む)及び第九条の二の二第一項の規定による請求の受理

九 第三十条の二第一項及び第三十条の四第二項の規定による請求の受理

十 第三十三条の二第四項の規定による認定

十一 第三十四条第二項及び第四項の規定による請求の受理

による請求の受理

十二 第三十七条の二第三項(第四十九条第二項において準用する場合を含む)の規定による認定

十三 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による申請の受理

十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理

十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第百九条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む)の受理及び処分(これらの規定による指定を除く)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む)の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七 第九十二条の二の規定による申出の受理及び承認

十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認

十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理

二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理

二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入検査

二十二 第九十四条第一項の規定による承認

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条

の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

二十五 第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

二十六 第百四条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

二十七 第百五条第一項、第三項及び第四項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む)の規定による届出の受理並びに第百五条第三項の規定による書類その他の物件の受領

二十八 第百六条第一項の規定による命令及び質問

二十九 第百七条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む)の規定による命令及び質問並びに第百七条第二項の規定による命令及び診断

三十 第百八条第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八条の規定による資料の提供の求め(第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。)

三十一 第百八条の三第二項の規定による情報の提供の求め

三十二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告の求め及び立入検査

三十三 第百九条の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四 前条第一項の規定による申請の受理

三十五 次条第二項の規定による報告の受理

三十六 附則第七条の三第二項の規定による届出の受理

三十七 附則第九条の三の二第一項の規定による請求の受理

三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分(以下「滞納処分等」という)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき(次項に規定する場合を除く)は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自

ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つて第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第九十九条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第二十二号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣によ

る通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つて滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第九十九条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に關する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第九十九条の七 機構は、滞納処分等の実施に關する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第九十九条の八 機構は、第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第六十六条並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三條第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二 第十四条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第十六条(附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第九條の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

四 第十九条第一項(附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九條の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九條の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第二十三条(附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第九條の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

八 第二十六条並びに附則第九條の二第三項(附則第九條の三第四項において準用する

場合を含む。)、第九条の二の二第三項及び
第九条の第三項の規定による老齢基礎年
金又は老齢年金の支給に係る事務(第百九
条の四第一項第八号に掲げる申出及び請
求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老
齢年金の裁定を除く。)

九 第三十条第一項、第三十条の二第三
項(第三十条の四第三項において準用する
場合を含む。)、第三十条の三第一項、第三
十条の四第一項、第三十一条第一項及び第
三十二条の規定による障害基礎年金の支
給に係る事務(第百九条の四第一項第九号
に掲げる請求の受理及び当該障害基礎年
金の裁定を除く。)

十 第三十二条第一項、第三十六条第一
項及び第二項、第三十六条の二第一項及
び第四項、第三十六条の三第一項並びに
第三十六条の四第一項及び第二項の規定
による障害基礎年金の支給の停止に係る
事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十一 第三十三条の二第二項及び第三
項並びに第三十四条第一項の規定による
障害基礎年金の額の改定に係る事務(第
百九条の四第一項第十号に掲げる請求
の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十二 第三十七条の規定による遺族基礎
年金の支給に係る事務(当該遺族基礎年
金の裁定を除く。)

十三 第三十九条第二項及び第三項並び
に第三十九条の二第二項(第四十二条第三
項において準用する場合を含む。)、規定に
よる遺族基礎年金の額の改定に係る事務
(当該改定に係る決定を除く。)

十四 第四十一条、第四十一条の二並び
に第四十二条第一項及び第二項の規定に
よる遺族基礎年金の支給の停止に係る事
務(第百九条の四第一項第十三号に掲げ
る申請の受理及び当該支給の停止に係る
決定を除く。)

十五 第四十三条の規定による付加年金
の支給に係る事務(第百九条の四第一項
第十四号に掲げる申出の受理及び当該付
加年金の裁定を除く。)

十六 第四十五条第二項の規定による付
加年金の額の改定に係る事務(当該改定
に係る決定を除く。)

十七 第四十七条の規定による付加年金
の支給の停止に係る事務(当該支給の停
止に係る決定を除く。)

十八 第四十九条第一項及び第五十二
条の六の規定による寡婦年金の支給に係
る事務(当該寡婦年金の裁定を除く。)

十九 第五十二条の規定による寡婦年金
の支給の停止に係る事務(当該支給の停
止に係る決定を除く。)

二十 第五十二条の二第二項及び第二
項並びに第五十二条の六の規定による死
亡一時金の支給に係る事務(当該死亡一
時金の裁定を除く。)

二十一 第六十九条の規定による障害基
礎年金の支給に係る事務(当該障害基礎
年金の裁定を除く。)

二十二 第七十条の規定による給付の支
給に係る事務(当該給付の裁定を除く。)

二十三 第七十一条第一項の規定による
遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金
の支給に係る事務(当該遺族基礎年金、
寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。)

二十四 第七十二条の規定による年金給
付の支給の停止に係る事務(当該支給の
停止に係る決定を除く。)

二十五 第七十三条の規定による年金給
付の一時差止めに係る事務(当該支払の
一時差止めに係る決定を除く。)

二十六 第八十七条第一項及び第九十二
条の四第六項の規定による保険料の徴収
に係る事務(第百九条の四第一項第十七
号から第二十号まで及び第二十三号から
第二十五号

までに掲げる権限を行使する事務並びに
次条第一項の規定により機構が行う収納
、第九十六条第一項の規定による督促そ
の他の厚生労働省令で定める権限を行使
する事務並びに第三十一号及び第三十八
号に掲げる事務を除く。)

二十七 第九十二条第一項の規定による
保険料の通知に係る事務(当該通知を除く。)

二十八 第九十二条の二の二第一項の規
定による指定に係る事務(第百九条の四
第一項第十八号に掲げる申出の受理及び
当該指定を除く。)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の
規定による指定に係る事務(第百九条の
四第一項第十九号に掲げる申出の受理及
び当該指定を除く。)

三十 第九十二条の六第一項の規定による
指定の取消しに係る事務(当該取消しを
除く。)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の
規定による督促に係る事務(当該督促及び
督促状を發すること(督促状の發送に係
る事務を除く。))を除く。)

三十二 第九十七条第一項及び第四項の
規定による延滞金の徴収に係る事務(第
百九条の四第一項第二十三号から第二
十五号までに掲げる権限を行使する事務
及び次条第一項の規定により機構が行う
収納、第九十六条第一項の規定による督
促その他の厚生労働省令で定める権限を
行使する事務並びに前号及び第三十八号
に掲げる事務を除く。)

三十三 第九十八条の三第一項の規定に
よる統計調査に係る事務(第百九条の四
第一項第三十一号に掲げる情報の提供の
求め並びに当該統計調査に係る企画及び
立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第九十八条の四において読み替
えて準用する住民基本台帳法第三十条の
四十三第四項の規定による勧告及び同条
第五項の規

定による命令に係る事務(当該勧告及び
命令を除く。)

三十五 第九十九条第二項の規定による
認可及び同条第三項の規定による認可の
取消しに係る事務(当該認可及び認可の
取消しを除く。)

三十六 第九十九条の二第一項の規定に
よる指定に係る事務(第百九条の四第一
項第三十三号に掲げる申請の受理及び
当該指定に係る決定を除く。)、第百九条
の二第二項の規定による命令に係る事務
(当該命令を除く。)、及び同条第三項の
規定による指定の取消しに係る事務(当
該指定の取消しを除く。)

三十七 第九十九条の三第一項の規定に
よる指定に係る事務(第百九条の四第一
項第三十四号に掲げる申請の受理及び
当該指定を除く。)、第百九条の三第三
項の規定による情報提供に係る事務(当
該情報提供に係る命令を除く。)、同条第
四項の規定による命令に係る事務(当該
命令を除く。)、及び同条第五項の規定に
よる指定の取消しに係る事務(当該指定
の取消しを除く。)

三十八 第九十九条の四第一項第二十三
号に規定する厚生労働省令で定める権限
に係る事務(当該権限を行使する事務を除
く。)

三十九 附則第七条の三第四項及び第
九条の二の二第五項の規定による老齢基
礎年金の額の改定に係る事務(第百九条
の四第一項第三十六号に掲げる届出の
受理及び当該改定に係る決定を除く。)

四十 附則第九条の三の二第二項の規
定による脱退一時金の支給に係る事務(第
百九条の四第一項第三十七号に掲げる
請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を
除く。)

四十一 介護保険法第二百三条その他の
厚生労働省令で定める法律の規定による
求めに應じたこの法律の実施に関し厚生
労働大臣が保有する情報の提供に係る事
務(当該情

報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構が行う収納)

第九十九条の十一 厚生労働大臣は、会計法第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に關する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に關する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項

は、政令で定める。

(情報の提供等)

第九十九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に關する事項、保険料の免除に關する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第九十九条の八第二項において読み替えて適用される第六條第一項に規定する機構の職員を含む。)を加える。

第九十九条の二第一号中「(昭和三十四年法律第四百七十七号)」を削る。

第九十九条の三の次に次の一条を加える。

第九十九条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十九条の六第一項及び第二項、第九十九条の七第一項、第九十九条の八第一項並びに第九十九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九十九条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二第二項及び第九十九条の二十一第二項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「を削り」、「第九十七条第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第九百三十八條の表第九百四條の項中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。
附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号)附則第十九條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十条の規定による改正後の国民年金法(次項において「新国民年金法」という。)第九十九条の四から第九十九条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新国民年金法第九十九条の四から第九十九条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(児童手当法の一部改正)
第二十一条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「社会保険庁長官が行なう」を「厚生労働大臣が行う」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。こ

の場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(審査請求)
第二十四條の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に關する処分(厚生労働大臣による処分を除く。)に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(健康保険法の一部改正)
第二十二條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二百五條第一項中「のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るもの」の一部を削る。

第二十三條 健康保険法の一部を次のように改正

する。

目次中「第二百一十條」を「第二百一十一條」に改める。

本則第六十條第九項、第八十條第一項、第八十一條の三第一項、第九十八條第一項及び第二百四條第二項を除く。中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十條第九項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第八十條第一項中「徴収金」の下に「第二百四條の二第一項及び第二百四條の六第一項を除き、」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十一條の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第九十八條第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第二百四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第八十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三條第一項第八号の規定による承認
二 第三條第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認

三 第三十一條第一項及び第三十三條第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四條第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに第三十一條第二項及び第三十三條第二項の規定による申請の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

四 第三十九條第一項の規定による確認
五 第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定(同項の規定による申出の受理を含み、第四十四條第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第四十五條第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第四十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第四十八條(第六十八條第二項において準用する場合を含む。)(規定による届出の受理及び第五十條第一項の規定による通知

八 第四十九條第一項の規定による認可に係る通知(健康保険組合に係る場合を除く。)、同条第三項の規定による届出の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

九 第四十九條第一項の規定による確認又は標準報酬決定若しくは改定に係る通知、同条第三項(第五十條第二項において準用する場合を含む。)(規定による届出の受理並びに第四十九條第四項及び第五項(第五十條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(規定による公告

十 第五十一條第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下
十一 第六十二條第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領

十二 第六十九條の規定による申出の受理

十三 第六十六條(第六十九條第八項において準用する場合を含む。)(規定による申出の受理及び承認

十四 第七十一條第一項及び第三項の規定による報告の受理

十五 第八十條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十六 第八十三條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十七 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二條の規定による搜索

十八 第九十七條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第九十八條第一項の規定による命令並びに質問及び検査(健康保険組合に係る場合を除く。)

二十 第九十九條第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)(その他同項

各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百條の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

第二百四條の次に次の五條を加える。
(財務大臣への権限の委任)

第二百四條の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)(に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八條、第七十四條第二項及び第九十九條第二項(第四百四十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(規定による徴収金を除く。第二百四條の六第一項において「保険料等」という。)(の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大

臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第二百四條の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第二百四條の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四條の五 機構は、第二百四條第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百九十八條第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)

第二百四條の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百五條に見出しとして「地方厚生局長等への権限の委任」を付し、同条第一項中「権限」の下に「(第二百四條の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(機構への事務の委託)

第二百五條の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百八十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第百二十三條第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三條第二項ただし書(同項第三号に係る部分に限る。)の規定による承認に係る事務(当該承認を除く。)

二 第四十六條第一項及び第百二十五條第二項(第百六十八條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。))

三 第五十一條の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

四 第百八條第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)

五 第百五十五條第一項、第百五十八條、第百五十九條及び第百七十二條の規定による保険料の徴収に係る事務(第二百四條第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十八條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

六 第百六十四條第二項及び第三項、第百六

十九條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。))

七 第七十條第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務(当該保険料額の決定及び告知を除く。)(並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務(第二百四條第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十八條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。))

八 第百七十三條第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務(第二百四條第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十八條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

九 第百八十八條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

十 第百八十一條第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第二百四條第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十八條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

十一 第二百四條第一項第十六号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

十二 介護保険法第六十八條第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第二百五條の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第二百八條第五号中「当該職員」の下に「(第二百八條の五第二項において読み替えて適用される第百九十八條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)」を加える。

第二百十三條の二第一号中「(昭和三十四年法律第百四十七号)」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く」に改め、同条第二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二百二十一條 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百四條の三第一項、同条第二項にお

いて準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四條の四第一項、第二百四條の五第一項及び第二百四條の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第二百四條の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則に次の一条を加える。
(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十条 改正法附則第二十五條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十三條の規定による改正後の健康保険法(次項において「新健康保険法」という。)第二百四條から第二百五條の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新健康保険法第二百四條から第二百五條の三までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第二十四條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第九條ノ五の次に次の一条を加える。

第九條ノ六 本法ニ規定スル厚生労働大臣ノ権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第二十五條 船員保険法の一部を次のように改正する。

本則(第百二十一条第六項、第百三十二条第一項、第百三十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十八条及び第百五十三条第一項を除く。)中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十一条第六項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第百三十二条第一項中「徴収金」の下に「第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の六第一項を除き、」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「第四十七条第一項」を「第四十七条に改める。

第百三十五条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第百四十六条第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第百四十八条の見出し中「及び社会保険庁長官」を削り、同条中「社会保険庁長官並びに」を削る。

第百五十三条の前の見出しを削り、同条及び第百五十三条の二を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百五十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十五条第一項の規定による確認

二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第

二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知

五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公告

六 第二十七条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

七 第百十八條の規定による申出の受理

八 第百二十九條の規定による申出の受理及び承認

九 第百三十二條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第百三十七條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十一 第百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索

十二 第百四十五條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第百四十六條第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第百四十七條の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十一号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第百五十三条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政

令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。第五百五十三条の六第一項において「保険料等」という。の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

第百五十三条の二の次に次の七条を加える。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百五十三条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百五十三条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三条の五 機構は、第百五十三条第一項第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)

第百五十三条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにおける保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百五十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百五十三条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第百五十三条の八 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第二十二條の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

二 第二十八條の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

三 第七十條第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)

四 第百十四條第一項、第百十八條及び第百三十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による保険料の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。)

五 第百二十七條第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

六 第百三十二條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を發すること(督促状の發送に係る事務を除く。))を除く。)

七 第百三十三條第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

八 第百五十三條第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

九 介護保険法第六十八條第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(情報の提供等)

第百五十三條の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百五十六條第四号中「当該職員」の下に「(第百五十三條の五第二項において読み替えて適用される第百四十六條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)」を加える。

第百五十九條第一号中「(昭和三十四年法律第百四十七号)」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会が行うものを除く」に改め、同条第二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改める。

第百六十條の次に次の一条を加える。

第百六十條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百五十三條の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第百五十三條の四第一項、第百五十三條の五第一項及び第百五十三條の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第百五十三條の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四十五条

その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)第百五十三条から第百五十三条の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新船員保険法第百五十三条から第百五十三条の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替へられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十六条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第二十七条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)」に改める。

第三条第九項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「同条第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)
第二十八条 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一条第二項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

第二十九条 この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三十条 附則第二十七条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第三十一条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)」に改める。

第三条第一号を次のように改める。

一 日本年金機構(以下「機構」という。)がした処分(第四号に規定する処分を除く。)に対する審査請求があつては、その処分に關する事務を処理した機構の事務所(年金事務所)(日本年金機構法平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所)を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第二号中「地方社会保険事務局」を「地方厚生局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 厚生労働大臣がした処分(次号に規定する処分を除く。)に対する審査請求があつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所)を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第四号中「機関の所属する地方社会保険事務局(その処分をした機関が社会保険事務局に所属する場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局)又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局」を「者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局」に改め、同条第五号を削る。

第四条第一項中「保険給付」の下に「(国民年金法による給付を含む。)」を加え、「国民年金法」を「同法」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五条第二項中「地方社会保険事務局、社会保険事務局」を「地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所」に、「当該地方社会保険事務局」を「当該地方厚生局」に改める。

第九条第一項中「国民年金基金」の下に「機構、財務大臣その他の委任を受けた者を含む。」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)
第三十二条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六条第十項の項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改める。

第四十七条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第四十七条の三第一項中「社会保険庁長官」を

「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二号を次のように改める。

二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員

第八條第一項中「第三條第二項第二号又は第三号」を「第三條第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

第六十六條第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)を行わせるものとする。

10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十條第四項及び第九十三條の四中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百十三條第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の

二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四條の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前国共済法」という。)

第三條第二項第二号の規定により設けられた組合(以下「旧組合」という。)

第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもつて組織された組合(第三項及び次条において「厚生労働省共済組合」という。)

2 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算して二月を経過する日とする。

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十五條 施行日の前日に旧組合の組合員であった者、施行日に厚生労働省共済組合の組合

員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。は厚生労働省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間(次に掲げる期間を除く。)

一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。)

一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の

三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四

十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。

3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項(第一号を除く。)

4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第一項又は第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

(健康保険組合の設立)
第三十六條 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。

2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の認可があつたときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康保険組合の設立に必要事項は、政令で定める。

(旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置)
第三十七條 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三十六条第一項に規定する前

期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十條第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第百五十條第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。及び改正前国共済法第九十八條第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健康組合」という。）が承継する。

（旧組合の任意継続組合員に関する経過措置）
第三十八條 施行日前に退職し、改正前国共済法第百二十六條の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正當な理由がある）と新設健康組合が認めた場合には、その認められた日までの間に当該申出を新設健康組合に行つたときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であつた者とする。

2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であつた者前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含み、同日において改正前国共済法第百二十六條の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健康組合の任意継続被保険者（健康保険法第三條第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、任意継続被保険者であつた期間とみなす。

3 施行日の前日において旧組合の組合員（継続長期組合員（改正前国共済法第百二十四條の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。）及び任意継続組合員を除く。）であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前

国共済法第百二十六條の五第一項の規定による申出を旧組合に行つたものは、施行日において新設健康組合の任意継続被保険者になるものとする。

（健康保険法第三條第四項及び第百四條の規定の適用に関する特例）
第三十九條 施行日の前日において旧組合の組合員であつた者であつて、施行日において健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第三條第四項及び第百四條の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）附則第三十四條第一項に規定する旧組合の組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）である被保険者を除く。）」とする。

（旧組合の組合員で新設健康組合の被保険者となつた者に係る給付等に関する経過措置）
第四十條 この法律の施行の際前条に規定する者（旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であつた者を除き、新設健康組合の被保険者となつたものに限る。以下この条において同じ。）のうち改正前国共済法第百六十六條第一項の規定による傷病手当金の受給権者であつた者であつて、同一の傷病について健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第百六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九條第一項又は第百四條の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第百八條第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健康組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付については必要な事項は、政令で定める。
第四十一條 施行日前に改正前国共済法第百條の二の規定により旧組合の組合員（施行日において新設健康組合の被保険者となつた者に限る。）が旧組合にした申出は、健康保険法第百五十九條又は厚生年金保険法第八十一條の二の規定により新設健康組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。
（旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置）
第四十二條 この法律の施行の際現に旧組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九條の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第百六十六條第三項若しくは第百六十七條第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健康組合がこれらの給付を支給する。

2 新設健康組合が改正前国共済法の規定により行つた旧組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求については、改正後国共済法第百三條から第百七條までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第百六條中「組合」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）附則第三十七條に規定する新設健康組合」とする。

（国民健康保険法の一部改正）
第四十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。
第九條第十項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。
12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

13 国民年金法第百九條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
第二十二條中「第十二項」を「第十二項から第十四項まで」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第百九條を次のように改める。
第百九條 前除
第百九條の二を次のように改める。
（権限の委任）
第百九條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
第百十九條の三中「第四十一條第一項」の下に

（審査請求に関する経過措置）
第四十三條 旧組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

〔第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。〕を、〔及び第二項の下に〔第四十五條の二第四項、第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。〕を、〔第四十五條の二第二項の下に〔第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項〕の次に〔第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項〕を加える。〕

三第二項において準用する場合を含む。〕を、〔第五十四條の二の二及び〔第五十四條の二の三第一項〕の下に〔第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。〕を加える。〕
〔行政事件訴訟法の一部改正〕
第四十五條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

〔地方公務員等共済組合法の一部改正〕
第四十六條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八條の二第三項中〔第百三十七條第六項を〔第百三十七條第九項〕に改める。〕

第八十二條第四項及び第九十九條の九中〔社会保険庁長官を〔厚生労働大臣〕に改める。〕

第百四十四條の二十四の二第一項中〔社会保険庁長官を〔厚生労働大臣〕に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中〔前項を〔第一項〕に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。〕

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百四十四條の二十五の二中〔社会保険庁長官を〔厚生労働大臣〕に改める。〕

〔住民基本台帳法の一部改正〕
第四十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項及び七十二の二の項中〔社会保険庁及び〕を〔厚生労働省及び日本年金機構並びに〕に改め、同表の七十三の二の項か

ら七十七の項までの規定中〔社会保険庁〕を〔厚生労働省及び日本年金機構〕に改める。
〔石炭鉱業年金基金法の一部改正〕
第四十八條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條中〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に改める。

第二十二條第一項中〔及び第五項並びに〕を〔第五項及び第六項並びに〕に改め、〔社会保険庁長官〕とあり、並びに同法第八十六條第六項中〔を削る。〕

〔社会保険労務士法の一部改正〕
第四十九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十條中〔の一部〕を削り、〔政令〕を〔厚生労働省令〕に、〔地方社会保険事務局長〕を〔地方厚生局長〕に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

〔高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正〕
第五十條 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第百六十三條第三項を削る。
〔国民年金法等の一部を改正する法律の一部改

正〕
第五十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三條第二項、第三項、第五項及び第八項中〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に改める。

〔国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正〕
第五十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項、第二項及び第六項並びに第二十七條第一項中〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に改める。

〔厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正〕
第五十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第二項中〔地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長を〔日本年金機構以下「機構」という。〕に、〔その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局〕を、〔その処分に關する事務を處理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九條に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。〕が当該事務を處理した場合に於ては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四條第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。〕とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合に於ては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合に於ては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。の所在地を管轄する地方厚生局〕に、〔地方社会保険事務局〕と、〔を〔地方厚生

局〕と、〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に、〔地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合に於ては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)〕を、〔地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合に於ては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合に於ては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは〕に、〔地方社会保険事務局〕とする。〕を〔地方厚生局又は〕とする。〕に改める。

附則第五十五條第二項及び第三項中〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に改める。

附則第五十六條第二項及び第五十七條第二項中〔及び第五項を、〕第五項及び第六項に改め、〔社会保険庁長官〕とあり、並びに同法第八十六條第六項中〔を削る。〕

〔介護保険法の一部改正〕
第五十四條 介護保険法の一部を次のように改正する。

〔社会保険庁長官〕を〔厚生労働大臣〕に改める。

第百三十四條に次の二項を加える。

12 年金保険者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務(第八項の規定による經由に係る事務を含み、当該通知を除く。)を行わせるものとする。

13 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第百三十六條に次の二項を加える。

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務(第五項の規定による經由に係る事務を含み、当該受理を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第三百三十七条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の三項を加える。

7 特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務(当該徴収及び納入を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第三百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)の通知について準用する。

第三百三十八条第二項中「第六項」を「第八項に改め、同条第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第四百四十一条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)
第五十五条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一百十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)
第五十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務局長」を「日本年金機構(以下「機構」という。))に、「その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」を「その処分に係る事務を処理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平

成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。)の所在地を管轄する従たる事務所」とし、「地方社会保険事務局」とし、「地方厚生局」とし、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)」を「地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは「地方社会保険事務局」とする)」を「地方厚生局又は」とするに改める。

附則第五十七条第四項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

附則第百二十条を次のように改める。

第百二十条 削除
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)
第五十八条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
附則第十七条第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二項及び第六項並びに第四十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)
第六十一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第三十二条の次に次の八条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)
第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)
第五十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

号)

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索

四 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

五 第二十六條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

六 第二十七條第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

七 第二十八條第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八 第二十九條の規定による書類の閲覧及び

資料の提供の求め並びに報告の求め(第五号に掲げる証明書の受領を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第三号に掲げる権限及び同項第四号に掲げる国税滞納処分等の例による処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となったと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国民年金法第九十九条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第三十二条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 国民年金法第九十九条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第三十二条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九十九条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う命令等に係る認可等)

第三十二条の五 機構は、第三十二条の第二項第七号に掲げる権限に係る場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第十四条及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第三十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第三十二条の七 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三条、第九条、第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定による特別障害給付金の支給に係る事務(当該特別障害給付金の支給の認定を除く。)

二 第六条第一項及び第二項の規定による認定に係る事務(第三十二条の二第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

三 第十五条の規定による特別障害給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の

一時差止めに係る決定を除く。)

四 第二十二条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。)

五 第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

六 第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

七 第三十二条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

(機構が行う収納)

第三十二条の八 厚生労働大臣は、会計法昭和二十二年法律第三十五号(第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合におけるこの法律の規定による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。)

2 国民年金法第九十九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(情報の提供等)

第三十二条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特定障害者の障害の状態その他厚生労働大臣の権限の行使に必要と必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく特別障害給付金の支給に関する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他の相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十二条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号、第六項及び第九項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構の理事長」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「第四条第九十四号」を「第四条第一項第九十四号」に改める。

附則第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第七項第二号ロ中「経費」の下に「(日本年金機構が行う措置に係るものを除く。)」を加え、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをことし、ロの次に次のように加える。

ハ 日本年金機構への交付金

第百十三条第五項中「政府」を「政府又は日本年金機構」に改める。

第百十四条第五項及び第六項中「経費」の下に「日本年金機構への交付金」を加え、同条第七項及び第八項中「業務取扱費」の下に「又は日本年金機構への交付金」を加える。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第二百六十八条の二の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の施行の日

附則第二十三条第一項中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二十九条中「船員保険に関し政府」の下に「又は日本年金機構」を加える。

附則第六十七条第一項中「末日」の下に「(第十三号にあつては、同号に定める日)」を加え、同項第十三号中「平成二十一年度」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第九十一条中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二百六十八条の次に次の一条を加える。

第二百六十八条の二 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「船員保険特別会計」を削る。

附則第二百六十九条のうち退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

からする一般会計への繰入れに関する法律第一条の改正規定中「船員保険特別会計」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第七項、第百十三条第五項、第百十四条第五項から第八項まで及び附則第二十九条の規定は、施行日の属する年度の予算から適用する。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち船員保険法第九条ノ二から第九条ノ五までを削る改正規定中「から第九条ノ五まで」を「から第九条ノ六まで」に改める。

第四条のうち船員保険法本則に一条、三款、二節及び五章を加える改正規定中第百五十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「権限の委任」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百五十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第一条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 附則第百三十八条の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の公布の日

附則第一条第三号中「及び第百三十七条から第百三十九条まで」を「第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二」に、「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法の施行の日」に

改める。

附則第三条から第五条まで、第十条、第百一条、第百十三条、第百十四条、第百六条及び第百七条中附則第一条第一号を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第四十二条第四項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日以前」に、「同日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第四十三条第二項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日)に改め、同条第三項中附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において五十五歳に達していない者であつて」を削り、「生まれたものを」を「生まれた者に」に、「雇用されている者」を「雇用されているものに」改める。

附則第四十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六十三条及び第七十五条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第百三十二条の見出し中「平成二十二年」度における「を」を「附則第三十二条の規定の適用に係る事業に関する」に改め、同条中「平成二十二年」度」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度(同日が年度の初日に当たる場合は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度)に改める。

附則第百三十八条第二項を削り、同条第一項中「特別会計に関する法律附則第二百六十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。))の平成二十一年度」を「暫定船員保険特別会計

計の最終会計年度に、「平成二十二年」度」を「最終会計年度の翌年度」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特別会計に関する法律附則第二百六十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する会計年度以下この条において「最終会計年度」という。は、同日に終わるものとする。

附則第百三十八条第三項及び第四項中「平成二十一年度」を「最終会計年度」に改める。

附則第百三十九条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二 附則第百三十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項、第百二条の二、第百三条第五項、第百八条、第百十一条第三項、第五項及び第七項、第百十三条第五項、第百十四条第七項並びに第百二十条第二項並びに附則第二十八条の二及び第二十九条の規定並びに前条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の予算から適用する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第六十七条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「若しくは沖縄振興開発金融公庫」を「沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第六十八条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第四十七條第八項、第六十四條第八項及び第八十二條第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百一条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣、日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第百三条の次に次の二条を加える。
（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

一 第七條第二項の規定による認定

二 第二十五條第一項及び第三項の規定による申出の受理

三 第三十七條第三項の規定による申出の受理

四 第四十七條第八項（第四十八條第六項（第五十二條第六項において準用する場合を含む。）、第五十條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

五 第六十四條第八項（第六十五條第六項（第六十九條第六項において準用する場合を含む。）、第六十七條第二項及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

六 第八十二條第八項（第八十三條第六項（第八十七條第六項において準用する場合を含む。）、第八十五條第二項及び第八十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（機構への事務の委託）

第百三条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家行政組織法の一部改正）

第六十九條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 厚生労働省の項及び別表第二中「社会保険庁」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号」を「第九号から第十七号まで、第十八号」に、「第八十一号、第八十二号」を「から第八十二号まで」に、「第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号」を「第九十一号、第九十三号、第九十四号」に、

第九十四号 全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）」を「第九十六号の二」に改める。

第七十一條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

「第四章 外局

第一節 設置（第二十五條）

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務（第二十六條―第二十八條）

第二款 地方支分部局（第二十九條、第三十條）

第三節 中央労働委員会（第三十一條）

（第二十五條）に改める。

第七條第一項第四号中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）及び日本年金機構法（平成十九年法律第 号）」に改める。

第十八條第一項中「（第二十八條に定める事務に係る部分を除く。）」を削り、「第百号、第百号の二」を「第九十八号から第百号の二まで、第百二号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 中央労働委員会

第二十五條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第四章第二節及び第三節を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承

を「第四章 中央労働委員会

」

認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段

の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「事業主をいう」の下に「。

第九十二条第三項において同じ」を加える。

第九十二条の四第五項を次のように改める。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

第九十二条の四第六項中「又は前項を削る。

第九十二条中「又は受給権者」を「受給権者」に改め、「政令で定める給付の支給状況の下に

「又は第八十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助(厚生労働省令で定める援助を除く)を受けている者若しくは受けていた者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設(厚生労働省令で定める施設を除く)に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法平成九年法律第百二十三号)第七條第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項を加え、「若しくは地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「地方議会議員共済会の下に」若しくは健康保険組合を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

労働省令で定める施設を除く)に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法平成九年法律第百二十三号)第七條第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項を加え、「若しくは地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「地方議会議員共済会の下に」若しくは健康保険組合を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

附則第八條の二を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第九十二条の二の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの(以下この条において「指定代理納付者」という)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第五条の三中「並びに附則第九條の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保険者等」という)に対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第九十二条の二中「行うこと」の下に「(附則第五條第二項において「口座振替納付」という)を加える。

第九十二条の三第一項中「加入員に」の下に「第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九條第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

第九十二条の三第三項中「当該指定」を「当該指定」に改め、「所在地を」の下に「同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を加える。

第九九條の二を第九九條の四とし、第九九條の次に次の二條を加える。

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九九條の二 国及び地方公共団体並びに国立

大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二條第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十條の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という)は、その設置する学校教育法第五十二條に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人

がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 第一項の指定の手続その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(保険料納付確認団体)

第百九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、社会保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実(次項において「保険料滞納事実」という。)の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が

前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他他保険料納付確認団体に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百十三条の二 次の一号を加える。

三 第百九条の三第六項の規定に違反した者第百十三条の三第一項中「前条」を「前条(第三号を除く。)」に改める。

附則第五号第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八十四条第一項及び」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の下に」(「第一項第三号に掲げる者にあつては、同項」)を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

附則第九条の三の三及び第九条の三の四を削る。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第九条の四の二 政府は、国民年金事業の円滑

な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

附則第九条の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加える。

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十四条中「納付状況」の下に「基礎年金番号(政府管掌年金事業、政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」を加える。

第百八条の三の次に次の一条を加える。

(基礎年金番号の利用制限等)
第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第二項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第二項中「市町村長その他の市町村の執行

機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百十一条の二 第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十三条の二 中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十三条の三 第一項中「前条(第三号を除く。)」を「第百十一条の二又は前条(第四号を除く。)」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「受理したとき」の下に「(氏

名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

第百五十五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る)は、この限りでない。

第百三十八条の表第百五十五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。の項中「部分を除く。」の下に、「第四項ただし書」を加える。

第百四十七号第四号中「第百五十五条第四項」を「第百五十五条第四項本文」に改める。

第六十六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の二第一項中「資格」の下に「標準報酬又は保険料」を加える。

第七十七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に關し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者以下この条において「被保険者等」という。に對し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便

の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担に伴う事務を含む。を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十条第一項中「国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。))を負担する基礎年金拠出金」に改める。

附則第二十九条の二中「政府は、」の下に「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)第七十七条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五十五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五十五条の二第三項の規定による教育資金の貸

付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条中「以下同じ。」の下に「基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。))」を加える。

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る)は、この限りでない。

第百七十四号中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改める。

第百八十七号第四号中「第九十八条第四項」を「第九十八条第四項本文」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五十五条第二項」を「国民年金法第五十五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項を」第七項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項

中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五十五条第二項」を「国民年金法第五十五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第百一十一條第七項第二号ホ中「及び交付金」を削る。

第百一十四條第五項及び第六項中「若しくは交付金」を削る。

第十四條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百一十一條第二項第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 業務勘定からの繰入金

第百一十一條第七項第二号ロ中「国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設」を「国民年金法第七十四條第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九條第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同号ハ中「及び補助金」を削る。

第百一十四條第五項中「福祉施設」を「業務取扱費、国民年金法第七十四條第一項及び第二項の規定による措置」に、「補助金」を「交付金」に改め、同条第六項中「福祉施設」を「業務取扱費、厚生年金保険法第七十九條第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同条第九項中「金額は」の下に、「政令で定めるところにより」を、「業務勘定から」の下に「国民年金勘定及び」を加える。

附則第三十八條中「ホ 附属雑収入」を「へ

附属雑収入に、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」を「へ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」に、「へ 附属雑収入」を「ト 附属雑収入」に改める。

附則第九十三條第一号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人福祉医療機構法第十六條

第四項の規定による納付金

附則第九十三條第二号ホ中「補助金」を「交付金」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二號)の一部を次のように改正する。

第九條第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料(地方税法の規定による世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一號)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八條第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む)、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。には、同一の世帯に属するすべての被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。について同一の有効期間を定めなければならない。

第二十二條中「第十項」を「第十二項に、「同条」を「同条第一項から第九項までの規定」に改め、「組合」との下に、「同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合」と、「世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一號)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八條第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む)、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員(第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」とを加える。

第七十六條の三第二項中「昭和三十四年法律第百四十一號」を削る。

第百一十三條の二第一項中「種別の変更」の下に「若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「による」の下に「政府が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は」を加え、同表の七十三の項及び七十四の項中「による」の下に「被保険者に係る届出」を加え、同表の七十七の項中「の資格の取得の」を「に係る」に改める。

第十七條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「社会保険庁」の下に「及び全国健康保険協会」を加え、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第十八條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十九條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四號)の一部を次のように改正する。

第四十三條の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第四十三條の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

第二十條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「厚生労働省令」を「厚生労働大臣」に改める。

第十五條第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「」から五十日以内」を「から五十日以内」に改める。

第十九條第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「日」第三項において同じ。から五十日以内」に改め、同条第三項中「初日から」を「六月一日から四十日以内(保険年度中途に保険関係が消滅したもののについては、当該保険関係が消滅した日から五十日以内)」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二十一條 健康保険法(大正十一年法律第七十號)の一部を次のように改正する。

第六十五條第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二號)、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百

四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九十九条第二項において「社会保険料」という。について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項中「(昭和三十三年法律第百九十二号)及び(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削る。

第八十九条第四項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又

は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第八十八条第二項中「(昭和二十九年法律第百十五号)及び(昭和三十四年法律第百四十一号)」を削り、同条第四項中「(昭和二十八年法律第百四十五号)」を削る。

第九十九条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に對し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の一条を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)

第九条 国家公務員共済組合法附則第二十条の第三項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第三項 第五号	高齢者の医療の確保に関する法律
第七十条第二項	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十二條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の七中第三号を第四号とし、第二号

の次に次の一号を加える。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。)を引き続き滞納している者

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に對し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

別表第一第二十号中「(昭和四十四年法律第八十四号)」を削り、同表第二十一号中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同表第二十二号中「(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同表第二十四号中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、同表第二十五号中「(昭和三十三年法律第百九十二号)」を削り、同表第二十六号中「(昭和三十三年法律第百四十一号)」を削り、同表第三十号中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、同表第三十一号中「(平成九年法律第百二十三号)」を削る。

号)を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十三條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 この法律

二 第六項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

第七十条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第二百七条第三項第四号の二、第二百十五号の二第二項第五号の二及び第二百三十三号第二項において「保険料等」という。について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第二百七条第三項第四号の二及び第二百十五号の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項第六号中「第五節」の下に「及び第二百三十三号第二項を加える。

第七十七條第一項第一号中「第十号」の下に「(第五号の二に該当する者のあるものであると

規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第百十五條の十七第一号中「第九号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。

第百十五條の二十第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第百十五條の二十第二項第八号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第百十五條の二十六第一号中「第八号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。

第百三十一條中「昭和三十四年法律第百四十一号」及び「昭和二十九年法律第百十五号」を

削る。

第二百三條に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一條第一項本文、第四十二條の二第一項本文、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号若しくは第三号、第五十三條第一項本文、第五十四條の二第一項本文若しくは第五十八條第一項の指定又は第九十四條第一項の許可に關し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の一條を加える。

（郵政会社等に関する経過措置）

第八條 国家公務員共済組合法附則第二十條の第三項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十條の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護支援事業者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百三條第二項中「若しくは第三号」及び「若しくは療養病床病院等」を削る。

附則第八條中「指定介護療養型医療施設」を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第六條、第十三條、第十六條及び第十九條並びに附則第二十三條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定 公布の日

二 第二條の規定 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日

三 第十七條の規定 平成二十年十月一日

四 第十八條及び第二十條から第二十三條まで並びに附則第七條から第九條まで、第十三條、第十六條及び第二十四條の規定 平成二十一年四月一日

五 第四條及び第九條の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日

六 第五條及び第十條並びに附則第十八條及び第十九條の規定 平成二十三年四月一日

七 第二十四條の規定 平成二十四年四月一日

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 この法律の施行の日（次条並びに附則第五條及び第十二條において「施行日」という。）前に国民年金法附則第五條第一項の規定による申出をした者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 第七條の規定による改正前の厚生年金保

險法第七十九條の施設のうち、施行日において現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日（前日まで）の間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五條 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一條第一項の規定による申出をした者及び同条第二項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六條 第十四條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 第二十一條の規定による改正後の健康保険法第六十五條及び第八十九條並びに附則第九條の規定は、第二十一條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 第二十二條の規定による改正後の社会保険労務士法第十四條の七の規定は、第二十二條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 第二十三條の規定による改正後の介護保険法第七十條、第七十八條の二、第七十九條、第八十六條、第九十四條、第九十七條、第九十五條の二、第九十五條の十一及び第九十五條の二十並びに附則第八條の規定は、第二十三條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、

第七條第九項第二号	第六項各号（第四号を除く。）
第七十八條の二第四項第五号の一	船員保険法
	船員保険法、国家公務員共済組合法

第二十四條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七十條第二項第五号の二中、「第七十七條第三項第四号の二」を削る。

適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)」の項中「並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務(当該事務にあつては、平成十七年三月三十一日までの間に限る。)」を削る。

(医療法の一部改正)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二「第一項第八号中、「船員保険法」を「及び船員保険法」に改め、「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条」を削る。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の医療法第七条の二「第一項第八号の規定にかかわらず、同号中「の施設」とあるのは、「の施設並びに国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四条の規定により政府が運営を引き続き行うことができる施設」とする。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「費用を含む」を「費用並びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付(基礎

年金拠出金を含む。及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。を含む)」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。に係る事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。を含む)」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

第九十九条第六項中「第二項の下に「及び第四項を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあるのは」「とあるのは」に、「として、同項」を「と、第四項中「国は毎年度の予算で定めるところにより特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改め、同条第七項中「第二項の下に「及び第四項を加え、「同項中」を「第二項中」に、「同項第五号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項」を「第四項中「国は毎年度の予算で定めるところにより特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改める。

第九十九条第六項中「場合を含む。の下に「及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「第五号」を「第四号」に、「(同号に掲げる「を」及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる)」に改める。

第二百二十四条の三中「第九十九条第五項から第七項まで」を「第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの(第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。)」と、同条第五項から第七項まで」に改める。

は「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「を削る。附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」との下に、「同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とを加え、「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」を「及び長期給付(基礎年金拠出金を含む)」及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金)」に改める。

附則第二十条の三第四項の表中

立病院機構若しくは独立行政法 生命保険管理機構
郵政会社等
中「国の負担金」とあるのは「職 と、同項第三号中「国の負担金」 は郵政会社等の負担金」と、同 第五号中「国の負担金」とあるの 社等の負担金」として

第九十九条第二項		第九十九条第三項		第九十九条第四項		第九十九条第五項	
国	若しくは独立行政法人 国立病院機構	国又は郵政会社等 、独立行政法人人 郵便貯金・簡易	国又は郵政会社等 、独立行政法人人 郵便貯金・簡易	国	若しくは独立行政法人 国立病院機構	負担金及び国	第二号までの規定 員団体の負担金 金」とあるのは 同項第四号
負担金として	負担金及び国	負担金及び国又は 員団体の負担金 とあるのは「国又 項第四号	負担金」と、同項 は「国又は郵政会 社等の負担金」として	を(除く。を含む 第一号及び第三号	若しくは独立行政法人 国立病院機構	負担金及び国	第二号までの規定 員団体の負担金 金」とあるのは 同項第四号

十条の三第四項において読み替え
項の規定による郵政会社等の負担
く。）を含み

等

国立病院機構若しくは独立行政法
易生命保険管理機構

社等は政令で定めるところにより
担することとなる金額を負担する
は郵政会社等

定中「国の負担金」とあるのは「職
金」と、同項第三号中「国の負担
」国又は郵政会社等の負担金」と、

国又は郵政会社等

同項第五号中「国の負担金」とあるのは
政会社等の負担金」とする

会社等

政会社等

に、

第百二十五条	負担金及び国	負担金及び
	負担金」とする	負担金」と、 「国又は郵
第百二十六条の五 第二項	国	国又は郵政

を		国	国又は郵
第百二十六条の五	第二項		

に改める。

附則第二十條の六中、「附則第二十條の三第
四項の規定により読み替えられた第九十九條第
二項第五号の規定にかかわらず」を削り、「同号
に掲げる」を「附則第二十條の三第四項の規定に
より読み替えられた第九十九條第四項の規定す
る」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十
七年法律第五十二号）の一部を次のように改正
する。

第百十三條第一項中「並びに基礎年金拠出金
に係る負担に要する費用」を、「基礎年金拠出金
に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要

する費用」に、「費用を含み」を「費用並びに短期
給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者
支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の
事務に要する費用（第四項の規定による地方公
共団体の負担に係るものを除く。）を含み」に、
「除く。」を含み」を「除く。」並びに長期給付及び
基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要す
る費用（第四項の規定による地方公共団体の負
担に係るものを除く。）を含み」に改め、同条第
二項第五号を削り、同条第四項を次のように改
める。

4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に
係る事務を除く。）に要する費用については、

政令で定めるところにより算定した額を負担
する。

第百十三條第六項中「及び地方公共団体（市町
村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律
第百三十五号）に、「特定地方独立行政法人
の負担金及び地方公共団体」を「特定地方独立行政法人」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改め、同条第七項中「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）」を加え、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体」を「及び特定地方独立行政法人」に改める。

第百十六條第一項中「含む。」の下に「及び第
四項」を加え、同条第四項中「第三号及び第五

第百十三條 第二項各号 列記以外の 部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）	団体（第百四十四條の三第三項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）
-------------------------------	---	--

第百四十四條の十の前の見出しを削り、同条
及び第百四十四條の十一を次のように改める。
第百四十四條の十及び第百四十四條の十一 削
除

第百四十四條の十二に見出しとして「（団体組
合員に係る費用の負担の特例）」を付する。

附則第四十條の三「第百十三條第一項中」に
係る負担に要する費用を含む」を「第百十三條第
一項各号列記以外の部分中（含む）」に、「及び
年金保険者拠出金を「並びに年金保険者拠出
金」に、「を含む」を「含む、次項第三号」
に、「及び」を「並びに」に、「費用を含み」を
「費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合
の事務に要する費用（第四項の規定による地方
公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次

号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつて
は、及び第三号並びに第三項第二号に掲げ
る費用並びに同条第四項に規定する費用）に改
める。

第百四十一條第一項中「の負担金」を「地方
公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二
十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の
規定により都道府県がその給与を負担する者に
あつては、都道府県。以下この条において同
じ。）の負担金」に、「及び組合の」を「組合の」
に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同
項各号」に改める。

項第三号」に改める。

附則第四十條の四を削る。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部
を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律の一部改正）

第十六條 失業保険法及び労働者災害補償保険法
の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の
徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五
号）の一部を次のように改正する。

第十九條第三項の表第十九條第一項の項中
「日」を「日。第三項において同じ。」に改め、
同表第十九條第三項の項を次のように改め
る。

第十九條第三項 保険関係が消滅したものについて
は、当該保険関係が消滅した日 徴収期間が経過したものについて
は、その経過した日

あつては保険関係が消滅した日

あつては徴収期間が経過した日

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十七条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。の負担金」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三條第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第四項」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百十二條第六項中「及び第四項」を「及び第四項本文」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八

十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第一項中「部分を除く。」の下に「、第四項ただし書を加える。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に、「含む。」とあるのは「第九十九條第二項」を「含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九條第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「同条第四項 同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十四条第四項中「含む。」とあるのは「第九十九條第二項」を「含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九條第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「同条第四項 同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十五条第一項中「同項第一号から第四号ま

での規定」を「同項各号」に、「の機関又は職員団体を」の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体に、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に、「又は職員団体」を「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体に」、「及び国」を「地方公共団体及び国」に、「地方公共団体」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」に改める。

(刑事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第二十一条 刑事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは「」とあるのは「及び」に、「負担金及び国の負担金」を負担金に、「とあるのは「受入先弁護士法人等」を「とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」に、「含む。」とあるのは「第九十九條第二項」を「含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九條第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等を」から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」に改める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正)

第二十二條 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下この条にお

いて「国民年金法等改正法」という。第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。第十四條第一号において「旧厚生年金保険法」という。に、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)を「国民年金法等改正法第三條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。第十四條第二号において「旧国民年金法」という。に改める。

第十四條第一号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同条第二号中「国民年金法」を「旧国民年金法」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十條のうち「国民年金法第百八條の改正規定中「第百八條」を「第百八條第二項」に改める。(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第二十四條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項の表第十九條第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二條のうち、住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「に改め、」の下に「(昭和十四年法律第七十三号)及び「被保険者に係る届出」を削り、」を加え、同改正規定の前に次のように加える。

別表第一の七十二の項の次に次のように加える。

七十二の二 社会 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出に
保険庁及び全国 関する事務であつて総務省令で定めるもの
健康保険協会

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成十九年六月十四日印刷

平成十九年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C